

# 高知県消防広域化基本計画あり方検討会 第3回財務部会

日時：令和7年10月24日（金）15時～17時

場所：オリエントホテル高知 2階 松竹の間

## 次 第

### 1 開会

### 2 高知県危機管理部長あいさつ

### 3 議事

- (1) 第2回専門部会及び高知県消防広域化基本計画（改定後）の骨格（素案）への  
意見照会に係るご意見と対応について 【資料1～2】
- (2) 主な協議・意見交換事項 【資料3～5】
- (3) 意見交換

### 4 閉会

#### 配布資料

委員名簿

出席者名簿

配席図

【資料1】第2回専門部会におけるご意見と対応について P 1～10

【資料2】高知県消防広域化基本計画（改定後）の骨格（素案）への  
意見照会に係るご意見と対応について P11～29

【資料3】主な協議・意見交換事項 P30～46

【資料4】高知県消防広域化基本計画（改定後）の骨格（案）の概要 P47

【資料5】高知県消防広域化基本計画（改定後）の骨格（案） P48～53

## 高知県消防広域化基本計画あり方検討会 財務部会 委員名簿

(敬称略)

通し 番号	所属	職名	氏名
1	近畿大学経済学部	国際経済学科長・教授	井田 知也
2	土佐市	市長	板原 啓文
3	香南市	市長	濱田 豪太
4	東洋町	町長	長崎 正仁
5	奈半利町	町長	竹崎 和伸
6	芸西村	村長	松本 巧
7	土佐町	町長	和田 守也
8	佐川町	町長	片岡 雄司
9	梶原町	町長	吉田 尚人
10	大月町	町長	岡田 順一
11	高知市消防局	消防局長	中城 純一
12	香美市消防本部	消防長	野口 正一
13	高幡消防組合消防本部	消防長	佐々木 義人
14	幡多中央消防組合消防本部	消防長	鳥谷 英正

高知県消防広域化基本計画あり方検討会 第3回財務部会 出席者名簿

○財務部会委員

(敬称略)

通し 番号	所属	職名	氏名	出欠等	
				出席	欠席
1	近畿大学経済学部	国際経済学科長・教授	井田 知也	○	
2	土佐市	市長	板原 啓文	○ (オンライン)	
3	香南市	市長	濱田 豪太	○ (オンライン)	
4	東洋町	町長	長崎 正仁	○(オンライン) 代理：副町長 伊吹 真貴博	
5	奈半利町	町長	竹崎 和伸	○	
6	芸西村	村長	松本 巧	○	
7	土佐町	町長	和田 守也	○ (オンライン)	
8	佐川町	町長	片岡 雄司	○	
9	橋原町	町長	吉田 尚人	○ 代理：副町長 西村 新一	
10	大月町	町長	岡田 順一	○(オンライン) 代理：課長 大野 三鈴	
11	高知市消防局	消防局長	中城 純一	○	
12	香美市消防本部	消防長	野口 正一	○	
13	高幡消防組合消防本部	消防長	佐々木 義人	○(オンライン) 代理：消防次長 中川 亨	
14	幡多中央消防組合消防本部	消防長	鳥谷 英正	○(オンライン) 代理：次長 山崎 浩司	

○その他委員

(敬称略)

通し 番号	所属	職名	氏名	出席方法
15	仁淀川町	町長	片岡 信博	オンライン
16	室戸市消防本部	消防長	多田 周平	オンライン
17	安芸市消防本部	消防長	久川 陽	オンライン
18	南国市消防本部	消防長	三谷 洋亮	オンライン
19	高吾北広域町村事務組合消防本部	消防長	徳弘 信也	オンライン
19	仁淀消防組合消防本部	消防長	伊藤 実	オンライン
20	嶺北広域行政事務組合消防本部	消防長	川村 諭	オンライン
21	中芸広域連合消防本部	消防長	竹内 誠祥	オンライン

○オブザーバー

(敬称略)

通し 番号	所属	職名	氏名	出席方法
22	総務省消防庁消防・救急課	課長補佐	岩熊 俊介	オンライン
23	総務省消防庁消防・救急課	広域化推進係長	小山 勝久	オンライン

○事務局

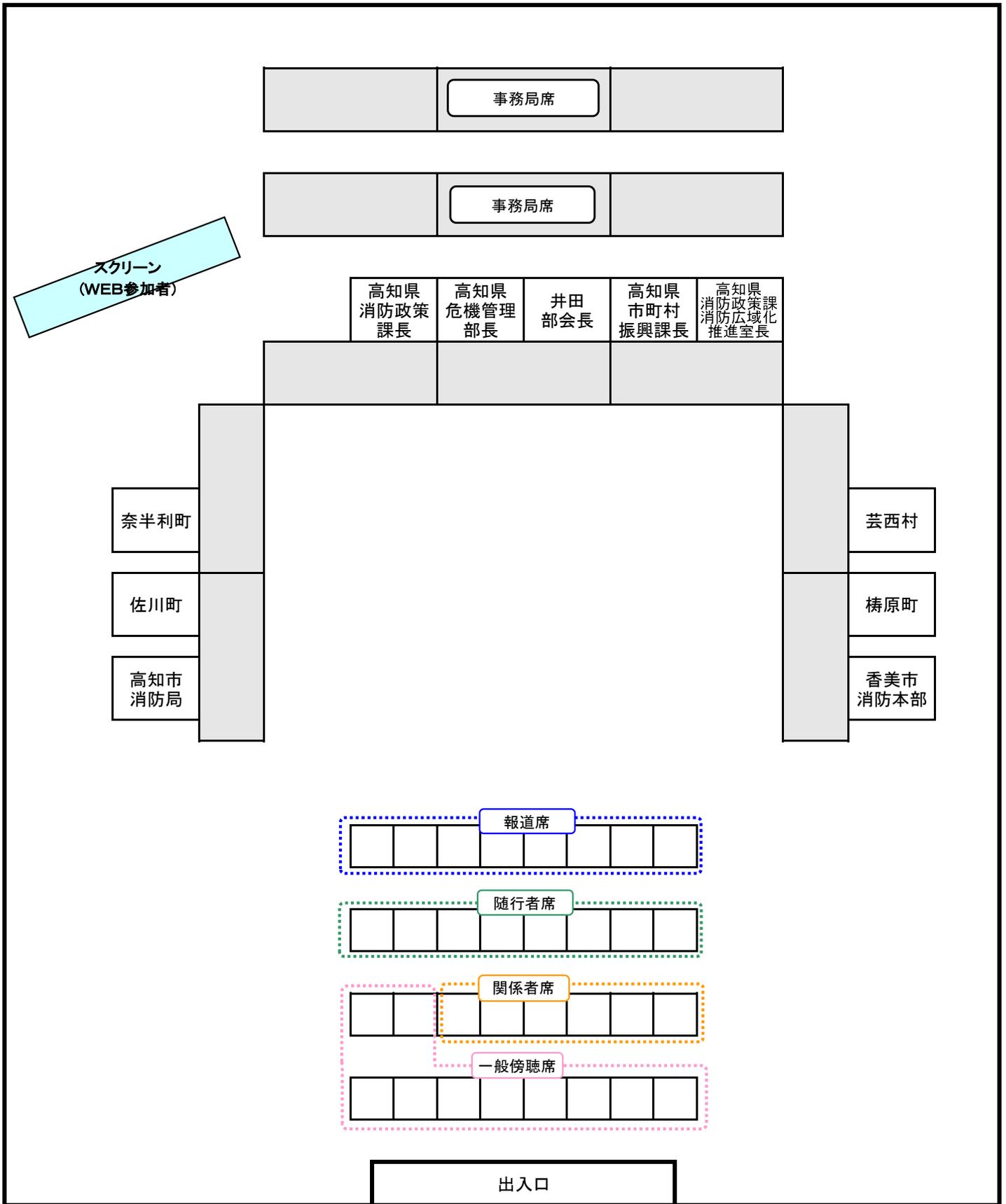
通し 番号	所属	職名	氏名
24	高知県危機管理部	部長	江淵 誠
25	高知県危機管理部	副部長(総括)	国則 勝英
26	高知県危機管理部	副部長	浜田 展和
27	高知県危機管理部	参事・消防政策課長	鈴木 知基
28	高知県危機管理部消防政策課	課長補佐	森本 順也
29	高知県危機管理部消防政策課	消防指導監	小松 長憲
30	高知県危機管理部消防政策課	消防広域化推進室長	小笠原 隆
31	高知県総務部	副部長	岡 里香
32	高知県総務部市町村振興課	課長	小笠原 一真
33	高知県総務部市町村振興課	課長補佐	松井 裕樹
34	高知県総務部市町村振興課	チーフ(財政担当)	市川 雄介
35	一般財団法人消防防災科学センター	部長	渡辺 雅洋
36	一般財団法人消防防災科学センター	審議役	木平 秀夫

※オンライン

※オンライン

# 高知県消防広域化基本計画あり方検討会 第3回財務部会 配席図

日時: 令和7年10月24日(金)15時～17時  
 場所: オリентホテル高知 2階 松竹の間



## 高知県消防広域化基本計画あり方検討会 第2回専門部会におけるご意見と対応について

(県の考え方は、委員からご意見をいただいた時点の内容)

NO.	項目	関係部会	発言者	ご意見の内容	県の考え方
1	広域化の必要性	◎ 総務	8/7 財務 長崎委員 (東洋町)	広域化の必要性をもっと強く出してはどうか。	広域化の必要性については、基本構想や検討会のほか、県議会等でもお示ししているところですが、さらに分かりやすくするように努めます。 住民の目線から見た広域化のメリットなども含め、必要な情報をタイムリーに広報していきたいと考えています。
2	広域化の必要性	◎ 総務 消防	7/28 消防 山崎委員 (馬路村)	消防団による訓練の合同開催など、広域化のメリットをもっと見せて欲しい。	同上
3	広域化の必要性	◎ 総務 財務	7/28 財務 和田委員 (土佐町)	高知市や南国市から1時間近くかかるため、他の消防本部からの応援に期待できない。広域化後も今までと変わらない場合、分賦金が増えるだけになってしまい、一部事務組合の議会の理解を得ることが厳しいと思う。	広域化のメリットは他の消防本部からの応援だけではなく、指令システムの統一による業務の効率化や、指令業務の集約で生まれる余力による現場力の強化、県域全体で新規職員を一括採用することによる人材確保などが考えられます。 一方で、指令システムの導入や、職員の処遇統一を必要最小限で行うことなどにより、市町村の財政負担が増加する場合がありますが、将来にわたって県全体の消防力を確保していくために必要な取組であることをご理解いただきたいと思います。

## 高知県消防広域化基本計画あり方検討会 第2回専門部会におけるご意見と対応について

(県の考え方は、委員からご意見をいただいた時点の内容)

NO.	項目	関係部会	発言者	ご意見の内容	県の考え方
4	組織体制	◎ 総務	8/6 総務 高橋委員 代理 (本山町)	現在の消防体制について、例えば、広域化後も20年間は維持するといったことを基本計画に記載できないか。	基本構想において、消防署所の組織体制は、少なくとも第1期（令和10～12年度）までの間においては、現行の40消防署所体制を下回らないことを基本として検討することとしています。 将来的に例えば、更なる人口減少や交通事情の改善などの著しい環境変化が生じた場合には、広域連合及び関係市町村の間で組織の再編や費用負担ルールの見直し等の対応が協議される可能性はあると考えています。 こうした考え方を基本計画に記載してはどうかと考えています。
5	市町村議会との関係	◎ 総務	8/6 総務 桑名委員 (高知市)	広域化により、消防行政に対する市町村議会の関わりが薄くなって遠くなっていくという不安や不満の声が出てくると思うが、どう説明したら良いのか。	広域連合には議会を設置する必要があり、広域連合議会の議員については、市町村議会及び県議会の議員の中から選出することを想定しています。 こうした形で、市町村及び県の議員の代表者が広域連合議会を通じて、広域連合の運営に関わっていただくこととなりますので、市町村議会についても広域連合議会や市町村長を通じて、ご意見を広域連合の運営に届けることができると考えています。
6	市町村議会との関係	◎ 総務	7/28 消防 久川委員 (安芸市 消防)	市町村議会で消防の質問が出た場合、答弁を行うのは広域連合の消防職員か、もしくは市町村の職員か。	質問される議員のご主旨も踏まえた上で、質問の内容に応じて適切な答弁者を判断することになると考えています。

## 高知県消防広域化基本計画あり方検討会 第2回専門部会におけるご意見と対応について

(県の考え方は、委員からご意見をいただいた時点の内容)

NO.	項目	関係部会	発言者	ご意見の内容	県の考え方
7	今後の協議	◎ 総務	8/6 総務 竹部委員 代理 (安芸市)	広域化により職員数や財政負担が増加することになると、県民や議会への説明が難しくなるので、理解が得られるよう十分な協議をお願いしたい。	職員数や財政負担については、引き続き、専門部会やワーキンググループ等で協議し、市町村のコンセンサスが得られるようにしたいと考えています。
8	今後の協議	◎ 総務 消防 通信	7/28 通信 中城委員 (高知市 消防)	高知市と土佐市の2市での共同指令の実現に2年を要した。15消防本部を1つにまとめるための準備期間の見当がつかない。	高知市と土佐市の指令システムの更新を想定している令和15年度までには7年間以上あり、準備期間の課題については、消防職員の皆さんと協力して建設的な議論を行うことで解決できると考えています。
9	規程等の統一	◎ 総務	7/28 消防 真鍋委員 (土佐市 消防)	活動の根拠となる規程、規則、要綱、要領等の統一についてどう考えているのか。	広域連合の発足までの間に、市町村や消防本部の職員の皆さんにご協力いただきながら、規程等を策定することが必要であると考えています。
10	規程等の統一 (職員の居住地)	◎ 総務	8/6 総務 村田委員 代理 (南国市)	南国市では、職員の居住地を南国市内に制限しているが、広域化後の制限はどうなるのか。	職員の居住地を条例で制限している市町村がありますが、広域連合の発足後、勤務地が現在居住している市町村以外になる場合があります。 居住地の制限の必要性等について、今後検討していく必要があると考えています。

## 高知県消防広域化基本計画あり方検討会 第2回専門部会におけるご意見と対応について

(県の考え方は、委員からご意見をいただいた時点の内容)

NO.	項目	関係部会	発言者	ご意見の内容	県の考え方
11	規程等の統一 (階級制度)	◎ 総務	8/6 総務 伊藤委員 (仁淀消防)	階級制度の統一について、消防司監を局長に充てる案があったと思うが、消防正監に変わった経緯は。	消防庁の告示により、「消防司監の階級を用いることができる者は、指定都市又は人口70万以上の市町村の消防長」とされています。高知県の人口は70万人未満のため、広域連合の消防長の階級は消防正監になると考えています。
12	職員数	◎ 総務	7/28 消防 川村委員 (額北消防)	「広域連合設置までの間に、整備指針に基づく必要人員数を再計算し、公表」とあるが、いつ公表するのか。	現時点では、広域連合設置の前になると考えています。
13	職員の処遇	◎ 総務 財務	8/6 総務 伊藤委員 (仁淀消防)	職員の処遇について、均一化を目指すのか、均一化できなくても仕方ないと考えているのか。	職員の処遇を均一化するためには、市町村において所要の財源確保が必要になると考えています。指令システムの統一等により財源確保の目処を立てた上で、均一化を検討する必要があると考えています。
14	職員の処遇	◎ 総務 財務	7/28 財務 和田委員 (土佐町)	職員の処遇の統一は慎重に行っていただきたい。なぜ消防職員だけの給料を上げるのかという声も出てくる。	職員の処遇統一には市町村の財政負担を伴うため、市町村長のご意見も伺いながら、専門部会やワーキンググループ等でしっかり議論する必要があると考えています。
15	職員の処遇	◎ 総務 財務	8/7 財務 佐々木委員 (高幡消防)	職員の処遇はモチベーションにも関係するので、ワーキンググループ等でしっかり協議していただきたい。	同上

## 高知県消防広域化基本計画あり方検討会 第2回専門部会におけるご意見と対応について

(県の考え方は、委員からご意見をいただいた時点の内容)

NO.	項目	関係部会	発言者	ご意見の内容	県の考え方
16	役割分担	◎ 総務 消防	7/28 消防 中城委員 (高知市 消防)	広域連合本部・方面消防本部・消防署所の役割分担については、ワーキンググループ等で十分な議論が必要。	組織の役割分担は職員配置の考え方にも影響するため、ワーキンググループ等で議論した内容を第3回専門部会でお示ししたいと考えています。
17	役割分担	◎ 総務 消防	7/28 消防 真鍋委員 (土佐市 消防)	消防署・消防団の車両等の緊急修繕の場合、現場に出向く職員が必要。こうした人役を踏まえ、組織の役割分担を検討して欲しい。	同上
18	市町村の 財政負担	◎ 総務 財務	8/6 総務 桑名委員 (高知市)	広域化による財政的なメリットはいつの時点で出てくるのか。3交代制の導入や処遇の統一の金額を見ると、各市町村の持ち出しはしんどいのではないか。	広域化による財政的なメリットは、指令システムやデジタル無線の整備における実質的な負担額を抑制できることであり、これらの整備開始を予定している令和14年度頃から財政的なメリットが出てくると考えています。 また、職員の処遇統一によって財政負担が増加する場合がありますが、広域連合の発足時点では必要最小限の統一を図ることを提案しています。 具体的には、新採職員の初任給引上げやそれに伴う若年職員の給与の逆転調整等について、必要最小限の処遇統一として優先的に検討する必要があると考えています。
19	市町村の 財政負担	◎ 総務 財務	8/6 総務 桑名委員 (高知市)	3交代制の導入に関する財政負担のあり方について、いつの時点で決定するのか。	各市町村で3交代制の採否を検討していただくよう依頼しており、10月に開催する第3回専門部会で方向性を議論したいと考えています。

## 高知県消防広域化基本計画あり方検討会 第2回専門部会におけるご意見と対応について

(県の考え方は、委員からご意見をいただいた時点の内容)

NO.	項目	関係部会	発言者	ご意見の内容	県の考え方
20	市町村の 財政負担	◎ 財務	8/7 財務 長崎委員 (東洋町)	分賦金のシミュレーションについて、試算Ⅲ（組織ごとの単価×職員数）は議会にも説明しやすい。ただし、広域化の趣旨から考えると、試算Ⅰ（基準財政需要額割）や試算Ⅱ（段階的な基準財政需要額割）に踏み込む必要があるのではないかと。	広域化に際しては、各市町村の実質的な財政負担の変動ができる限り大きくならないように努める必要があると考えています。 その上で、分賦金の算定方法については、市町村のご意見も踏まえながら、財務部会で議論していきたいと考えています。
21	市町村の 財政負担	◎ 財務	8/6 総務 竹部委員 代理 (安芸市)	市町村の財政負担について、職員数を抑制している場合でも一律で基準財政需要額で按分するのか、抑制を考慮した負担を考えていくのか。	市町村が負担する分賦金については、現在の職員数をベースにして、財務部会で考え方を検討することになると考えています。
22	市町村の 財政負担	◎ 財務	8/7 財務 吉田委員 (梶原町)	梶原町では、消火は非常備消防（消防団）、救急は常備消防（消防署）という役割分担の特殊性がある。この点を考慮して分賦金等を検討いただきたい。	現在、高幡消防組合においては、署や分署に要する常備消防費を構成市町が単独で負担されています。 こうした現状も踏まえた上で、分賦金等の考え方について検討していく必要があると考えています。
23	市町村の 財政負担	◎ 財務 消防	7/28 通信 三谷委員 (南国市 消防)	被服や防火衣、活動服を一気に変えると多額になるため、無理のないような更新が大事。	被服等の更新にあたっては、国の財政措置を活用するとともに、段階的な更新を行うことで、財政負担の平準化を図る必要があると考えています。

## 高知県消防広域化基本計画あり方検討会 第2回専門部会におけるご意見と対応について

(県の考え方は、委員からご意見をいただいた時点の内容)

NO.	項目	関係部会	発言者	ご意見の内容	県の考え方
24	市町村の 財政負担	◎ 財務 消防	8/7 財務 佐々木委員 (高幡消 防)	直近指令やゼロ隊運用を行うのであれば、県全体が管轄となるので、車両に関する負担は全体で按分してはどうか。 方面消防本部単位で按分する場合、中央方面は高知市のみであり、不公平ではないか。	広域化により従来の管轄を越えて活動する車両に関する負担については、活動範囲や出動実績など様々な按分の方法が考えられるため、今後、協議の上で検討していく必要があると考えています。
25	広域連合の 予算規模	◎ 財務 消防	7/28 財務 竹崎委員 (奈半利 町)	広域連合の予算規模はどの程度を想定しているのか。また、施設整備といった新たな投資を想定しているか。	広域連合の予算規模については、新たに必要となる指令システムやデジタル無線の整備費用等を整理した上で、第3回専門部会でお示ししたいと考えています。 また、新たな施設の建設といった大規模な投資については、現時点では想定していません。
26	消防団事 務	◎ 財務 消防	7/28 消防 多田委員 (室戸市 消防)	広域連合が市町村から消防団事務を委託された場合、委託料が発生するのか。	委託料に相当する経費を算定し、分賦金に反映させたいと考えています。
27	消防団事 務	◎ 消防	7/28 消防 和田委員 (大川村)	消防団事務の責任の所在について、市町村と広域連合のどちらになるのか整理が必要。	消防団事務の責任の所在を明確にするため、広域化後の実施主体のあり方を各市町村で検討していただいた上で、各市町村の対応方針を実施計画に定める必要があると考えています。

## 高知県消防広域化基本計画あり方検討会 第2回専門部会におけるご意見と対応について

(県の考え方は、委員からご意見をいただいた時点の内容)

NO.	項目	関係部会	発言者	ご意見の内容	県の考え方
28	市町村との連携	◎ 消防	7/28 消防 山崎委員 (馬路村)	市町村と消防の関係について、防災や国民保護の事案におけるフロー図も整理して欲しい。	防災や国民保護の事案におけるフロー図の整理については、実施計画を策定していく中で、市町村の防災・国民保護担当部局と消防本部の間における現在の連携体制と、広域連合内の組織の役割分担の両方を踏まえながら検討していく必要があると考えています。
29	市町村との連携	◎ 消防	7/28 消防 久川委員 (安芸市 消防)	防災会議や国民保護協議会の委員、災害対策本部の副本部長を消防長が務めている、広域化後は署長が務めるのか。	市町村長の求めに応じて、消防署の署長や幹部職員が各種の委員や役目を務めることはあり得ると想定しています。
30	部隊運用	◎ 消防	7/28 通信 三谷委員 (南国市 消防)	広域連合の発足後から指令センターが整備されるまでの6年間（令和10～15年度）は、近隣の消防本部の応援に行ったりするのか。	現行の指令システム下で他の消防本部の応援に行くことが可能か、また、部隊運用についても検証が必要であり、応援の開始時期については今後検討する必要があると考えています。
31	中継搬送	◎ 消防	7/28 消防 多田委員 (室戸市 消防)	安芸市消防が室戸市消防の救急の中継搬送を行う場合、安芸市消防の増隊が必要ではないか。	中継搬送を行うための増隊は考えておらず、現在の体制で対応できる範囲で中継搬送を行っていただくことを想定しています。 方面消防本部に日勤救急隊を配置することができれば、中継搬送の活用が広がるのではないかと考えています。

## 高知県消防広域化基本計画あり方検討会 第2回専門部会におけるご意見と対応について

(県の考え方は、委員からご意見をいただいた時点の内容)

NO.	項目	関係部会	発言者	ご意見の内容	県の考え方
32	業務のデジタル化	◎ 通信	7/28 消防 依光委員 (香美市)	デジタル化には専門知識を持つ人材が必要。デジタル化推進室をどういうイメージで考えているのか。	デジタル化推進室については、消防職員の他、県や市町村からの派遣職員で構成することを想定しています。 デジタル化推進室が取り組む具体的な内容については、DXの進展を踏まえて積極的に検討したいと考えています。
33	業務のデジタル化	財務 消防 ◎ 通信	7/28 消防 中城委員 (高知市 消防)	高知市消防局から提案したデジタル技術の活用による具体策は、消防力を持続可能なものにしていくための重要なツールであり、今後具体的な検討に入っていくことを望む。	様々なデジタル技術については、それぞれの整備・維持管理费用や必要性を個々に勘案しながら、有益なものについては積極的に導入を検討していく必要があると考えています。
34	業務のデジタル化	財務 ◎ 通信	7/28 消防 徳弘委員 (高吾北 消防)	大規模災害時の通信網の第2波として、IP無線を一緒に整備してはどうか。	同上
35	業務のデジタル化	◎ 通信	7/28 消防 徳弘委員 (高吾北 消防)	火災時のサイレン吹鳴等を行う防災行政無線は市町村によってメーカーや操作方法が異なる。「指令センターへの集約」や「デジタル技術の活用による高度化」が挙げられているが、イメージが全くわからない。	指令システムと連動したメール配信により、防災行政無線を使用せずに消防団の招集等を行っている例があります。 また、新たな指令システムの導入により、従来の業務を見直すことができる場合も考えられます。 指令システムの仕様を検討する際に、各消防における業務のやり方も併せて検討する必要があると考えています。

## 高知県消防広域化基本計画あり方検討会 第2回専門部会におけるご意見と対応について

(県の考え方は、委員からご意見をいただいた時点の内容)

NO.	項目	関係部会	発言者	ご意見の内容	県の考え方
36	指令システム整備	財務 ◎ 通信	7/28 通信 黒岩委員 (安田町)	多額の費用がかかる指令センターの整備については、広域化の方向性を見定めて最後に決めることになるのではないかと懸念されている。	指令センターの整備時期や整備費用は、広域化を検討する上で非常に重要な論点の一つであることから、整備の方向性について早期に合意する必要があると考えています。
37	指令システム整備	財務 ◎ 通信	7/28 通信 三谷委員 (南国市 消防)	指令センターの整備について、緊急防災・減災事業債が延長されなくても絶対にやるという機運がないと、広域化のメリットが半減してしまう。	指令センターの整備には、国の財政措置の活用が必要不可欠だと考えています。緊急防災・減災事業債の延長や恒久化などを引き続き国に提言し、財源を確保してまいります。

No	Ⅲ 広域消防運営計画の骨格案 第5章の項目		意見・理由	骨格（素案）の修正案	意見者	No	県の考え (R7.9.17時点)
	大項目	中項目					
1			8月22日の第2回ワーキングで意見を出しましたが、ワーキング資料3、3ページ及び4ページで使われている言葉の修正をお願いします。  1点目：3ページ「過多」 「過多」は必要以上に多いという否定的なニュアンスを持ちます。消防組織法により、一部事務組合又は広域連合といった組合形式を取っている市町村以外は、基本的に消防本部の数は市町村の数と同じになります。言い換えれば市町村の数が多い事を指摘するのと同じ事になります。そこを消防本部の数が多い事をだけを強調した言葉の使い方に注意していただきたいと思います。よって、以下のとおり代替え案を提案します。 ①「高知県は小規模な消防本部が多数」 ②「高知県は消防本部の数が全国平均に比べて多い」 ③「高知県は消防本部ごとの管轄人口が少ない」 ④「高知県は小規模な消防本部が分散して存在している」 ⑤「①～④」の組み合わせ  2点目：4ページ赤の囲み「現在の消防体制が確保できているのは、～」 「国債」は国の一般会計を賄っているものであり、地方交付税や国庫補助金に間接的に関係しているものの、消防予算は直接的に国債で賄われていない。 また、市町村は地方税、地方交付税、地方債、国庫支出金などの財源をやり繰りして消防行政を担っている。囲みの表現は、消防を「非難」した様に受け取れるので、せめて以下のとおり修正を提案します。 ①「消防体制」→「市町村消防体制」 また、現に17ページ、ほかにも「市町村消防の原則」と消防の責任は市町村にあることが明記されているので「消防」のみを問題視した表現は控えて頂きたい。		高幡消防	1	ご指摘を踏まえて修正します。
2	1 広域化後の新たな消防組織に関する基本的事項	1-(1) 新法人の形態、名称及び本部の設置場所	広域連合の名称と消防本部名称が違って分かりにくい。統一したほうが住民にもわかりやすいのでは。また、正式名称については今後議論するのか。	(参考：一般例として) 組合名→●●消防組合 消防本部名→●●消防組合消防本部 また、名称と消防本部名称を統一（仮称とする）した上、略称を入れたらどうか。	高知市 高知市消防	1	広域連合の名称については、広域連合であることが名称から明らかである必要がある（地方自治法逐条解説）ため、「広域連合」を含む名称案としています。
3	1 広域化後の新たな消防組織に関する基本的事項	1-(1) 新法人の形態、名称及び本部の設置場所	名称について	広域連合の名称と消防本部の名称は同一が望ましいのでは。高知県広域消防局。	嶺北消防	1	同上
4	1 広域化後の新たな消防組織に関する基本的事項	1-(1) 新法人の形態、名称及び本部の設置場所	「広域消防局」という表記だと、従来の広域連合や一部事務組合と混同される恐れがあります。「県消防局」とすることで新法人が県全体を統括する新たな組織であることが明確にできるのではないのでしょうか。	高知広域消防局→高知県消防局	いの町	1	「高知県消防局」の名称は、県の一組織と誤解される恐れがあるため、「広域」を含む名称にしてはどうかと考えています。
5	1 広域化後の新たな消防組織に関する基本的事項	1-(2) 新法人の主たる意思決定機構	地域によって問題が発生しても、議員がいない自治体によっては、声がとれない可能性があるため。	広域連合議会議員について各自治体1名	南国市 南国市消防	2	広域連合議会議員の人数に応じて、議会事務を行う職員の増員が必要になることや、議会運営費用が増加することなども踏まえ、議決機関である広域連合議会の構成について、他の市町村のご意見もお伺いしながら、今後議論していきたいと考えています。
6	1 広域化後の新たな消防組織に関する基本的事項	1-(2) 新法人の主たる意思決定機構	②議決機関 選出枠について	中山間からの意見が届く選出の枠組に。	嶺北消防	2	同上
7	1 広域化後の新たな消防組織に関する基本的事項	1-(2) 新法人の主たる意思決定機構	任期は重要事項であると考えます。後から任期を設定すると各自治体間での再調整が必要になる可能性があります。基本計画の段階で記載しておくことで、初期から共通認識を持つことができると考えます。	任期は基本計画に記載する必要がある。	いの町	2	任期については、他の組織の事例を参考に、例えば「構成団体の議会の議員の任期」といった記載を検討したいと考えています。検討時期については、慎重な議論が必要であるため、今後、実施計画又は広域連合規約に規定することにしてはどうかと考えています。
8	1 広域化後の新たな消防組織に関する基本的事項	1-(2) 新法人の主たる意思決定機構	②議決機関	問題なし	土佐市	1	「賛同」いただいたことを踏まえつつ、他の市町村のご意見も勘案して検討します。
9	1 広域化後の新たな消防組織に関する基本的事項	1-(2) 新法人の主たる意思決定機構	②議決機関 広域連合議会が設置されるとのことですが、市町村議会における議員からの質問対応はどのようになるのか。広域連合から派遣となるのか、負担金を支出している課の課長となるのか。この整理は、市町村議会議員にも認識して貰えるよう周知をお願いしたい。また、市町村の予算で建設あるいは購入するものについてはその内容への質問が想定されるが、各市町村で議会の時期が重なる場合もある。その辺の対応も必要ではないかと懸念する。	(修正不要)	香美市	3	質問される議員のご主旨も踏まえた上で、質問の内容に応じて適切な答弁者を判断することになると考えています。
10	1 広域化後の新たな消防組織に関する基本的事項	1-(3) 方面消防本部の設置	・大規模災害時において、市の災害対策本部と方面本部の指揮命令系統、連絡、調整、災害対応への優先順位や方面本部としてどこまで対応したら良いのか明確にして下さい。 ・方面消防本部は、あくまで連絡調整の事務を分掌させる区分であると思いますが、広域化することにより、市町村の境界が管轄とならないため、各消防署の管轄の見直しが必要となる場合があると思います。南国市で言えば、西に数分行けば、高知市となりますので、広域化した時に、南国市の部隊が第1出動として、どのエリアまで出動するのか、予め決めておく必要があると思います。また管轄人口が増える場合は、出動も増加しますので、救急隊等も増やす必要があると考えます。広域化することにより、同じような地域が沢山あると思いますが、各署の管轄人口等、消防防災科学センターからのシミュレーション等で明らかになりますでしょうか。		南国市 南国市消防	3	消防署所の体制は現行の40署所体制とすることを基本としていますので、予防などの担当エリアは継承することを想定しています。消防署所の活動範囲を検討するために必要な、現場までの所要時間に関するシミュレーションを消防防災科学センターが実施しているところです。この結果については、専門部会等で報告します。

No	Ⅲ 広域消防運営計画の骨格案 第5章の項目		意見・理由	骨格（素案）の修正案	意見者	No	県の考え (R7.9.17時点)
	大項目	中項目					
11	1 広域化後の新たな消防組織に関する基本的事項	1-(4) 新法人の所掌事務の範囲	現在、消防防災航空センターに対して、市町村が負担金（人件費等）を支払っていますが、今後も市町村が負担するのでしょうか。		南国市 南国市消防	4	市町村から県の消防防災航空センターに派遣されている職員に係る人件費については、関係市町村の分賦金として算定し、今後も関係市町村に負担していただくことになると考えています。
12	1 広域化後の新たな消防組織に関する基本的事項	1-(5) 現行消防組織における本部機能の新法人への移行スケジュール	移行スケジュールとして、令和10年度当初に広域連合発足、令和12年度までに本部機能の集約及び給与制度、階級制度、勤務体制等、職員処遇の統一に着手すること、「4 新組織の給与その他の勤務条件に係る制度に関する基本的事項」において職員の処遇の統一に関する方針（必要最小限の統一化）が記載されているが、広域連合発足時から処遇の統一までの間の人事・給与制度がどのように運用されるのかが不明確。本来であれば広域連合発足時点でこれらの制度に関しては統一されていることが基本であると考え、発足から統一までに時間を要するのであれば、その間の職員の勤怠管理や人事異動、給与計算、昇給昇格、共済関連等の各種業務について、どういったプラットフォームやシステムを用いて運用するのかを示すことが必要。また、その際の経費比較（2年程度しか運用されないシステムであれば費用対効果の劣る可能性）についても不可欠である。	広域連合発足時に各種制度が原則として統一されていることを基本としたスケジュールとすること。統一ができない場合には、基本方針の「必要最小限の均一化」の内容を明記するとともに、統一までの間の各種制度の運用方針及び費用負担の比較など、詳細な分析を追記する。	高知市 高知市消防	2	職員の処遇の統一に関しては、市町村の財政負担を伴うことから、所要財源の確保の目処や各種制度の統一の時期も含め、市町村のご意見も踏まえた上で、基本計画に示したいと考えています。 人事異動や給与計算等に必要な行政システムについては、システム整備までに必要な期間や費用を見積もった上で、整備のあり方を協議したいと考えています。
13	1 広域化後の新たな消防組織に関する基本的事項	1-(5) 現行消防組織における本部機能の新法人への移行スケジュール	高知市と土佐市の2市による指令システム共同運用の調整だけでも2年を要しており、県内15消防本部の出動計画を策定するには相当の時間を要すると想定される。消防広域化における様々な業務の調整と並行して出動計画の策定を行うことは現実的なスケジュールではない。まずは県内指令システムの統一を図り、運用していく中で出た課題を整理しながら、広域化の検討を進めるのも一つの方策ではないか。		高知市 高知市消防	3	小規模消防本部で職員の確保に苦慮している現状を踏まえ、広域化の目的の1つとして、一括採用の導入による人材確保を挙げています。人口減少が進む中で消防力を確保していくためには、こうした取組の成果を早期に出す必要があると考えています。新たな指令システムの運用開始を想定している令和15年度までは7年間以上あり、ご指摘の課題については、消防職員の皆さんと一致協力して建設的な議論を行うことで解決できると考えています。
14	1 広域化後の新たな消防組織に関する基本的事項	1-(5) 現行消防組織における本部機能の新法人への移行スケジュール	・当消防本部の意見として、あり方検討会の内容を拝見するにあたり、令和10年度発足の広域化スケジュールは、急ぎ過ぎているように改めて感じるところであります。広域化を完成させるには、莫大な予算が必要であり、令和15年度に整備予定の指令センター整備事業について、広域化から6年後に整備することとなっておりますが、広域化のメリットとして多くの割合を占める同事業が、令和15年度に緊急防災・減災事業債があることが前提で進めておりますが、仮に同事業債が継続されなくても、指令センターは整備はされるのでしょうか。ベストの選択としては、令和15年度に緊急防災・減災事業債が使えるか確定した時点で、広域化及び指令センターの整備を並行して実施するのがリスクの少ない選択ではないかと思えます。 ・高機能消防指令センター設置場所について、候補地はあるのでしょうか。新たに建築する可能性は無いのでしょうか。	移行スケジュールの変更として、広域化を令和15年度の指令センター設置後若しくは、広域化と指令センター設置を並行して計画し、令和15年度に行う。	南国市 南国市消防	5	第2回通信・システム部会において、県一指令センターの運用開始までのスケジュールとして、令和9～11年度にシステムの仕様や運用体制等を検討し、令和12年度に基本設計、令和13年度に実施設計、令和14年度に整備を開始するスケジュール案を示しており、それぞれの作業内容を踏まえると妥当なスケジュールだと考えています。 このシステム整備については、国の財政措置の活用が必要不可欠だと考えており、緊急防災・減災事業債の延長や恒久化などを引き続き国に提言し、財源を確保してまいります。広域連合本部及び指令センターの設置場所については、高知市との協議を継続して行っており、できる限り早期に決定し、設置に必要な費用も含めてお示ししたいと考えています。
15	1 広域化後の新たな消防組織に関する基本的事項	1-(5) 現行消防組織における本部機能の新法人への移行スケジュール	現在の移行までのスケジュールは令和11年度に新組織を発足させるために、本年度中に規約についてそれぞれの議会において承認を受けるとなっている。しかしながら、先日のワーキンググループの議論では給与体系や勤務体制などを多様性尊重型とする案がでるなど、令和11年度発足後、調整すべき事項を多く残したものとなっており、多くの課題を残したままのスタートでは消防力低下につながるの明白である。このことから、広域化するのであれば、基本的にはすべての事項が統一されたものになるべきである。そのためには、さらに議論をつくらなければならない。このスケジュールは広域化ありきとなり、物理的にも精神的にも急ぎ過ぎると考える。また、この状態のままでは市議会をはじめ、住民の方の理解を得るのもむづかしい。	スケジュールの見直し	須崎市	1	消防広域化は、人口減少が全国に先駆けて進む高知県にとって、喫緊に取り組むべきプロジェクトだと考えています。県一指令センターの運用開始時期を見据えてお示ししているスケジュールを見直す場合には、何をいつまで延ばすのかを具体的に提示していただき、協議することが必要ではないかと考えています。
16	1 広域化後の新たな消防組織に関する基本的事項	1-(5) 現行消防組織における本部機能の新法人への移行スケジュール	職員処遇の統一に関しては広域連合発足までに承認を得るべきである。  事後にすると、まとまらないことが予想され、まとまらないまま広域化にすると、各署ごとに給与額等が異なってくる。ついでに、その支払い事務若しくは各署で支払った給与等の集計等の事務が生じ、事務が煩雑になる可能性がある。 さらに、消防広域化後の広域連合としての例規をどう定めるのか、疑問があるし、定めに関する事務が煩雑になることが予想される。  現行のスケジュールはタイトすぎるために十分な議論がなされない恐れがあるため、予定の変更を視野に入れる必要がある。	令和8年度の早い時点で「高知県消防広域化基本計画あり方検討会」での議論を踏まえて策定された本計画に基づき、「高知県消防広域化推進協議会」（法定協議会）の設置に関して市町村議会及び県議会での議決を得た後に同協議会においては、広域連合の運営計画となる「高知県消防広域化実施計画」（以下「実施計画」という。）の検討を行い、同年度内に実施計画の策定を行う。  また、令和9年度の早い時点で、広域連合設立に向けた市町村議会及び県議会での議決を経た上で、各種制度設計、関係機関との協議、条例整備等、新法人の設立準備に着手する。 令和10年度当初に広域連合を発足させるまでに、給与制度、階級制度、勤務体制等、職員処遇の統一を図ることとし、その後、令和12年度までを第1期と位置づけ、現行15消防本部の本部機能（通信指令業務を除く。）の集約化を進める。 令和13年度から令和15年度までを第2期とし、通信指令業務の集約化に取り組み、令和15年度末からの県一消防指令センターの運用開始を目指す。 上記スケジュールのうち、長期的な目標年次を含む骨格部分については、実施計画策定過程における議論を踏まえ、実施計画において改めて定めることとするほか、その細部については、以後の各プロセスの進捗状況に応じて、各年度末時点で必要な見直しを行うものとする。 ただし、各段階のスケジュールにおいて各組織の了承を得られない場合は次段階に進まず、スケジュールを延長していくものとする。	室戸市 室戸市消防	1	職員の処遇の統一に関しては、市町村の財政負担を伴うことから、所要財源の確保の目処や各種制度の統一の時期も含め、市町村のご意見も踏まえた上で、基本計画に示したいと考えています。 スケジュールについては、今後各プロセスの進捗状況に応じて、各年度末時点で必要な見直しを行うことを基本計画に示しておくことを考えています。

No	Ⅲ 広域消防運営計画の骨格案 第5章の項目		意見・理由	骨格（素案）の修正案	意見者	No	県の考え (R7.9.17時点)
	大項目	中項目					
17	1 広域化後の新たな消防組織に関する基本的事項	1-(5) 現行消防組織における本部機能の新法人への移行スケジュール	・令和10年の発足時の職員処遇について。 『令和12年度までを第1期と位置づけ、～ 職員処遇の統一に着手する。』 先送りではなく発足時に統一を。	給与、階級、勤務体制等職員処遇については発足時に決定していること。	嶺北消防	3	同上
18	1 広域化後の新たな消防組織に関する基本的事項	1-(5) 現行消防組織における本部機能の新法人への移行スケジュール	【令和10年度当初に広域連合を発足させ、令和12年度までを第1期と位置づけ、現行15消防本部の本部機能（通信指令業務を除く。）の集約化を進めるとともに、給与制度、階級制度、勤務体制等、職員処遇の統一に着手する。】とあるが奈良の事例を聞くと発足時に決めておくべきだったの声もあり職員としては当然の意見であり不安は払拭しておくべきと考えます。	【令和10年度当初に広域連合を発足させ、令和12年度までを第1期と位置づけ、現行15消防本部の本部機能（通信指令業務を除く。）の集約化を進めるとともに、給与制度、階級制度、勤務体制等、職員処遇の統一を図る。に着手する。】	高幡消防	9	同上
19	1 広域化後の新たな消防組織に関する基本的事項	1-(6) 広域化による消防本部体制の再編の必要性と狙い	①消防本部の数と規模において、本県と全国平均を比較して消防本部数の多さや本部当たりの消防署数の少なさが指摘されているが、首都圏等の大都市部を含む比較が適切なものが不明である。県庁所在地に人口の大部分が集積しており、東西に広い本県の特殊性等を踏まえ、都道府県人口規模別の分析などによる再編の必要性を論じる必要がある。	消防本部の数と規模において、全国平均以外の数値を用いた再編の必要性に関する客観的な指標を追記する。	高知市 高知市消防	8	人口10万人当たりの消防本部数は全国1位となっています（令和6年消防現勢のデータにより算定）。また、人口や面積が高知県と近い島根県の消防本部数は9であることなどを踏まえると、高知県は他県と比べて消防本部数が多いと言えることを追記するようにします。
20	1 広域化後の新たな消防組織に関する基本的事項	1-(6) 広域化による消防本部体制の再編の必要性と狙い	広域化後は1消防本部当たりの管轄人口が約65万人、1消防本部当たりの消防署数は、20署となり全国平均を大きく上回ることとなりますが、大きく上回るにより機能的に処理できるのか。デメリットは無いのか、平均値で図ることではないと思います。		南国市 南国市消防	6	消防本部数に関するデータをお示したものです。
21	1 広域化後の新たな消防組織に関する基本的事項	1-(6) 広域化による消防本部体制の再編の必要性と狙い	①消防本部の数と規模 現体制は単に人口比率のみならず、その分布も考慮した、いわゆる過疎地域にも配慮した配置となっていますので、今後の再編を考える際にも考慮いただきたい。	末尾に 一方で、本県の人口分布を鑑みると一定増となる面も考えられます。	高幡消防	10	基本構想では、消防署所の組織体制は、少なくとも第1期までの間においては、現行の40消防署所体制を下回らないことを基本として検討することとしております。 将来的に例えば更なる人口減少や交通事情の改善などの著しい環境変化が生じた場合には、広域連合及び関係市町村の間で組織の再編や費用負担ルールの見直し等の対応が協議される可能性はあると考えています。
22	1 広域化後の新たな消防組織に関する基本的事項	1-(6) 広域化による消防本部体制の再編の必要性と狙い	②消防本部と消防署の機能分担を明確化・再編 消防署の機能分担として、人事異動や給与支給等の運用、経理・契約など予算の執行の実務を担うこととしているが、高知市では現状はすべて本部機能としている。消防署の機能として担うには非効率であり、人員的にも想定した人員では到底処理できない。	署所で担うべき事務ではないため、方面本部にて実施することが適当である。それが無理であれば、これらの事務について、「高知市においては方面本部で担うこととする」と特例的な文言を明記する。そもそも、広域連合本部・方面本部・署所の業務割振り先決である。	高知市 高知市消防	1	総務業務については、その多くを広域連合本部に集約することとしていますが、消防署所においても一定の庶務業務を行っていただく必要があると考えています。例えば、人事異動においては、消防署所において、職員からの申告に応じて異動の一次判断を行い、広域連合本部において異動の最終判断を行うことになると考えています。 広域連合本部・方面消防本部・署所の役割分担については、今後の部会等で改めて協議したいと考えています。
23	1 広域化後の新たな消防組織に関する基本的事項	1-(6) 広域化による消防本部体制の再編の必要性と狙い	④消防本部機能の集約により生じた余力を生かした現場力の強化 消防力の基準に沿った本部の通信員配備ができていないため、消防隊員が通信業務を行っており、出勤時にポンプ隊が3人で基準を満たせていない。通信業務が一元化された場合、通信に入らざるを得なかった人員を正規の消防隊に就かせることで基準に沿った人員配置となります。現在の県内署所の必要人数について、条例定数や整備指針による数の計算は成り立たないのではないかと感じています。 広域化により、市民サービスが低下しても困るので日々業務に関する【現在の必要人数】の調査を実施すべきと思います。整備指針の人数までは必要ないが、現行の条例定数が完全に不足しているため、現在の必要人数の算出を先にお願したい。	(修正不要)	土佐清水市 消防	1	必要な職員数については、市町村における現行の条例定数をベースにして検討していきたいと考えています。また、条例定数のあり方については、各市町村で検討していただく必要があると考えています。 その上で、条例定数を満たしていない市町村においては、欠員の解消に向けた速やかな検討をお願いしたいと考えています。
24	1 広域化後の新たな消防組織に関する基本的事項	1-(6) 広域化による消防本部体制の再編の必要性と狙い	⑤中山間地域の小規模本部における人材確保強化 土地勘が無く地縁もない地域への転勤が可能性としてあれば、そもそも採用試験に応募する人自体が減少するのではないかと懸念する。	(修正不要)	香美市	4	人事異動については、所属の意向だけでなく、本人の希望や家庭の事情等を確認した上で判断することになります。この点を募集時にしっかりとご説明の上、応募者の確保につなげることが重要だと考えています。
25	1 広域化後の新たな消防組織に関する基本的事項	1-(6) 広域化による消防本部体制の再編の必要性と狙い	⑤ 中山間地域の小規模本部における人材確保強化 自賚い方式ですと実現が難しいと考えます。 県で統一した消防水準を定め（市町村の消防計画）一括採用した人材を配置するような方法を取らなければ市町村格差が生じ広域化の意義が薄れるのではないのでしょうか。	(修正不要)	高幡消防	11	人材確保や計画的な人材配置・人事異動の観点から、採用を広域連合が一括して実施することを基本としてはどうかと考えています。あわせて、地域に根ざした人材の確保を図るため、一定の採用枠を地域枠として設定し、構成市町村の出身者等を優先的に採用することを検討してはどうかと考えています。
26	1 広域化後の新たな消防組織に関する基本的事項	1-(6) 広域化による消防本部体制の再編の必要性と狙い	芸西村は、消防法に定める事務（消防団に関する事務並びに水利施設の設置・維持・管理を除く）及び火薬類取締法に定める事務（煙火の消費に関する事務に限る。）の管理及び執行を安芸市に委託している。また、東洋町も室戸市へ委託している（詳細不明）ことの記載が必要。	さらに、芸西村は消防事務を安芸市に委託している。また、東洋町も室戸市に委託している。	安芸市消防	1	基本計画において、現状では東洋町と芸西村が他市に委託している旨を記載するようにします。 なお、広域連合が成立すると、共同処理された事務は、構成団体の権能から除外され、広域連合に引き継がれることとなります（消防庁「消防広域化マニュアル」参照）。このため、市町村間で委託している事務を広域連合が行う場合は、市町村間の委託の関係はなくなるものと考えます。
27	1 広域化後の新たな消防組織に関する基本的事項	1-(6) 広域化による消防本部体制の再編の必要性と狙い	③消防本部機能の～ 4行目「住民サービス」	→「消防サービス」 以降も「消防サービス」に統一を ※同様に「行政サービス」も「消防サービス」に統一	高知市 高知市消防	4	単語の意味を踏まえた上で、適宜修正することを検討します。
28	2 新組織の構成及び職員配置に関する基本的事項	2-(1) 新組織の構成及び職員配置に関する基本方針	軽微な修正 P7表文中との整合性	ウ 消防署所の基本的な役割について また、消防署所間の～ →また、消防署所の～ にすべき。	いの町	3	ご指摘を踏まえて修正します。

No	Ⅲ 広域消防運営計画の骨格案 第5章の項目		意見・理由	骨格（素案）の修正案	意見者	No	県の考え (R7.9.17時点)
	大項目	中項目					
29	2 新組織の構成及び職員配置に関する基本的事項	2-(2) 新法人における所属毎人員配置に関する基本方針及び暫定的試算（シミュレーション）	軽微な修正 P8 エ 他文との整合性	警防、救急、予防業務とあるが、他の箇所では警防、救急、救助、予防業務となっている。	いの町	4	ご指摘を踏まえて修正します。
30	2 新組織の構成及び職員配置に関する基本的事項	2-(1) 新組織の構成及び職員配置に関する基本方針	役割分担（案）の表 消防署の主な業務について、「各職員に係る人事異動調整、給与の決定・支払等」「個別の歳入歳出に係る経理、物品調達に係る契約事務等」「消防団事務」「消防水利の管理」「消防法等に基づく許認可等」を署で実施するのは負担が大きすぎると考える。 また、本部機能を集約したメリットが半減すると考える。		高知市 高知市消防	2	総務業務を広域連合本部や方面消防本部に集約することとしていますが、住民サービスについては、地域における利便性の観点から消防署所に一定の業務を残す必要があると考えています。 高知市においては、管轄面積が比較的小さいことから、例外的な役割分担を検討しています。
31	2 新組織の構成及び職員配置に関する基本的事項	2-(1) 新組織の構成及び職員配置に関する基本方針	<広域化後の役割分担（案）>について 警防・救助・救急業務及び予防業務については、広域連合本部の40名程度と、消防署所で担うことになっており、例えば警防・救助・救急業務について、自賄いの議論が決着していない消防車両の購入は広域連合本部で、市町村の固有事務とする消防水利の整備等に係る市町村との調整事務については消防署所でとなっている。 当然ながら、ほかにも業務がある中で、これらを広域連合本部の40名程度で実施していく計画は、現状の高知市消防局の警防課、救急課及び予防課の職員数が32名であることに鑑みて、対応の遅延や事務の抜けなどが懸念される可能性がある。 また、業務の性質上、現場に足を運ぶことが多く、最低でも方面ごとに担当人員を配置する必要があると考え、配置ができない場合は、現場職員の兼務の解消には至らない可能性がある。	(例) 方面消防本部の警防・救助・救急の欄 「消防車両や消防水利の整備等に係る市町村との調整」挿入 ※警防業務だけでなく、救急業務や予防業務についても同様のことが言える。 また、「消防署所での対処が困難な事案への対応」については、いったん方面消防本部が受け持つべきである。	高知市 高知市消防	3	役割分担案や職員配置の暫定的試算については、現行の職員数を維持することをベースとして、その中で組織ごとの業務内容と職員数のバランスを考慮したものです。方面消防本部への人員配置や現場職員の兼務をできる限り解消するためには、現行の職員数を増やすことが必要だと考えていますが、一方で、人口減少に伴って人材や財源の確保が難しい実態を踏まえながら、役割分担や職員配置について協議したいと考えています。
32	2 新組織の構成及び職員配置に関する基本的事項	2-(1) 新組織の構成及び職員配置に関する基本方針	①新組織の構成 広域化後の役割分担（案）において、各職員に係る人事異動調整、給与の決定・支払等については消防署所で実施する内容となっているが、人事・給与については統一な判断基準の下で運用されることが基本であるべきと考える（高知市においても当該業務は消防局総務課において実施している）ため、広域連合本部または方面消防本部での実施とすべきではないか。	広域化後の役割分担（案）の表について、以下を広域連合本部（または方面消防本部）の役割とする。 ・各職員に係る人事異動調整、給与の決定・支払等	高知市 高知市消防	9	消防署所にも一定の庶務機能を残す必要があると考えています。消防署所の庶務の内容が明確になるような記載を検討したいと考えています。
33	2 新組織の構成及び職員配置に関する基本的事項	2-(1) 新組織の構成及び職員配置に関する基本方針	①本文中、「現場対応力の強化を目指す」とあるが、高知市においては現在、局で行っている業務を署（現場）が行う必要性が出てくることから、現場対応力の強化につながらず、むしろ低下してしまう。	署所で担うべき業務ではないため、方面本部にて実施することが適当である。それが無理であれば、これらの事務について、「高知市においては方面本部で担うこととする」と特例的な文言を明記する。何より、広域連合本部・方面本部・署所の業務割振り先決であると考えます。	高知市 高知市消防	5	広域連合本部・方面消防本部・署所の役割分担については、ワーキンググループ等で協議したいと考えています。
34	2 新組織の構成及び職員配置に関する基本的事項	2-(1) 新組織の構成及び職員配置に関する基本方針	全体をとおして、消防対策本部の運営に関する記述が見当たらない。南海トラフ地震のような大規模災害時には、広域連合本部で担うその役割が大きくなるが、近年多発している豪雨災害のような規模では、方面消防本部の果たす役割が非常に大きくなると考える。	広域化後の役割分担として、方面消防本部には総務業務しか書かれていないが、指揮隊と同様に、消防対策本部の運営についても役割を持たせ、人員を配置すべきと考える。	高知市 高知市消防	6	同上
35	2 新組織の構成及び職員配置に関する基本的事項	2-(1) 新組織の構成及び職員配置に関する基本方針	各方面本部に指揮隊を新設し、災害現場における指揮統制及び安全管理体制を確立する。現場活動において大きなメリットがある。	イ方面消防本部の基本的な役割 方面消防本部は、広域連合本部と消防署所との連絡調整を担う。また、「管理運営協議会」の場等を通じ、管内の市町村長との意思疎通を円滑化する。 方面消防本部には、方面指揮隊を設置し、現場活動の統制及び安全管理を行う。	高知市 高知市消防	4	同上
36	9 広域連合本部、方面消防本部及び消防署所の役割に関する基本的事項	9-(2) 方面消防本部の主な業務	(2)方面消防本部の主な業務 現在の基本的事項においては方面消防本部の機能が総務に関する事項のみとなっており、通常の業務においてもそうであるが特に大規模災害が発生した場合に1局集中で高知県内全域をカバーするのは到底無理なことである。このことから方面消防本部の機能は総務だけでなく、通信、警防・救急・救助機能も残す必要はないのか。	(2) 方面消防本部の主な業務 管内の消防署の人事や予算などに関し、広域連合本部及び消防署間との連絡調整窓口として集計等の業務を処理するとともに、大規模災害発生時に迅速に情報収集及び情報伝達、指令業務が行えるよう方面消防本部に通信機能を置き、管内の消防行政の円滑な運営に寄与する。	高幡消防	5	同上
37	2 新組織の構成及び職員配置に関する基本的事項	2-(2) 新法人における所属毎人員配置に関する基本方針及び暫定的試算（シミュレーション）	基本計画の骨格（素案）には、指揮隊についてまったく記載がない。 高知市では現在、災害対応の際、指揮隊が出動する運用をしている。（被害や災害状況を把握し、消防職員や消防団員の部隊を効果的に展開するため。また、情報を収集し管理して報道対応につなげるため。さらには、安全管理の徹底等の災害現場における総合的な統括を行うため。） 広域化となり初動での出動台数を増やすのであれば、通常火災時など、これまでなかった他消防本部との合同活動となり、さらにはこれに消防団を加えた活動となる。 従って、災害時の活動方針の徹底や情報収集、情報管理、指令センターとの無線交信、安全管理等、効率的で効果的な活動を行うためには必須となる。 当初、県と消防長で議決した推進計画骨子案においても、各方面本部に指揮隊を置くことが明記されている。また、高知市（中央方面本部）のみ、指揮隊を置く運用にはならないと考える。	方面消防本部ごとに指揮隊を創設 (例) 中央方面消防本部 現状どおり その他の方面消防本部 4名×3部制=12名 12名×5方面消防本部=60名	高知市 高知市消防	7	指揮隊のあり方については、ワーキンググループ等で協議したいと考えています。

No	Ⅲ 広域消防運営計画の骨格案 第5章の項目		意見・理由	骨格（素案）の修正案	意見者	No	県の考え (R7.9.17時点)
	大項目	中項目					
38	2 新組織の構成及び職員配置に関する基本的事項	2-(2) 新法人における所属毎人員配置に関する基本方針及び暫定的試算（シミュレーション）	①ウ(イ)。「発足時の臨時的業務遂行のため県・市町村等から派遣を求めるとあるが、あくまで「臨時的」なため将来は派遣なしとなり減員となるのか？	発足時の臨時的業務のみならず、発足以降も行政事務については継続的に、県等から派遣があるような記述を追記する。	高知市 高知市消防	5	県や市町村等からの派遣職員数については、広域連合の業務量と、県・市町村等の人員体制とのバランスを考慮し、年度ごとに判断していく必要があると考えています。
39	2 新組織の構成及び職員配置に関する基本的事項	2-(1) 新組織の構成及び職員配置に関する基本方針	②職員配置 通信指令業務を県一消防指令センターで一括して行うとなると、住民等からの消防救急の連絡があった場合、混乱状況の中での連絡ということもあり、正確な位置情報ではなく地域で伝わる昔からの呼称（エリア）等で連絡してくるケースも多いので、そういった場合の対応は難しいのではないかと。	②職員配置 第1期（令和10年度～令和12年度）では、現行15消防本部の本部機能（通信指令業務を除く。）を広域連合本部に集約し、それに伴い人員の再配置を進める。 第2期（令和13年度～令和15年度）では、通信指令業務の集約化により、消防署で行っていた通信指令業務を県一消防指令センターで一括して行うことで余力を生み出し、それを現場へ再配置する。これにより、警防、救急、救助、予防の各部門における現場強化を図る。 ⇒意見・理由にも書いたような課題をクリアできるような配置、体制づくりは検討できないかと。	田野町	1	県一の指令システムにより、通報者の電波等から位置を特定することができます。通報者から聴取した情報を組み合わせることで、地元の地理に精通していない職員であっても、新たな指令システムの活用により、通報者の位置特定は可能だと考えています。（第2回通信・システム部会の資料30ページ参照） なお、既に県一で運用している「おおいた消防指令センター」では、システムの活用により位置情報で混乱した事案はないと伺っています。
40	2 新組織の構成及び職員配置に関する基本的事項	2-(1) 新組織の構成及び職員配置に関する基本方針	①新組織の構成 60歳で役職を解かれ、定年延長となる職員は補佐級以上の幹部職員として行政事務に携わっており、現場活動から長年外れているため、広域化後の処遇の検討をお願いしたい。 日勤救急隊等、主幹級で60歳を迎える高知市職員等は可能と思われるが、管理職、補佐級職員は再度現場レベルでの就労が可能な疑問が残る。 最終的なポストも考慮されるようお願いしたい。	(修正不要)	土佐清水市 消防	2	職員の職歴や適性、健康面も考慮しながら、職員配置や人事異動を決定することになると考えています。
41	2 新組織の構成及び職員配置に関する基本的事項	2-(1) 新組織の構成及び職員配置に関する基本方針	第1期の構想においては、現状の40署、職員定数を下回らないことを基本としていますが、第2期以降となった場合、第1期の条件から見ると見直しや統合など署を減らす構想も伺えます。そうなれば職員の定数も減らすこととなるものなのか。ゼロ隊運用というものの、郡部ほど縮小されていき、消防サービスの弱体化、町村の負担（分賦金）が現在より大きくなっていくのを危惧する。人口が多い中心部ほど消防力が温存されていくのではと懸念します。		幡多中央 消防	1	将来的に例えば更なる人口減少や交通事情の改善などの著しい環境変化が生じた場合には、社会情勢に合わせた消防力やそのための組織の再編、費用負担ルールの見直し等の対応が、広域連合及び関係市町村の間で協議される可能性はあると考えています。
42	2 新組織の構成及び職員配置に関する基本的事項	2-(2) 新法人における所属毎人員配置に関する基本方針及び暫定的試算（シミュレーション）	中央方面本部長と中央消防署長が兼任となっているが、署長は中央署に在席するものと考え。そうすると、方面本部も中央署に配置となるが、現在の署の事務室に方面本部の総務担当17名が入るにはスペース的に難しい。 また、広域連合があんしんセンターに入る場合、同センターは高知市の施設であるため、賃賃料が発生する可能性がある。	現存する各施設のキャパシティを把握し、それに応じた具体案をお示しいただきたい。	高知市 高知市消防	1	署長を兼務する中央方面消防本部長のあり方は、高知市消防局と協議します。署長以外の職員は、広域連合本部と同じ場所を想定している中央方面消防本部に在席することとしてはどうかと考えています。 広域連合があんしんセンターを利用する場合、利用料の減免を高知市に検討していただきたいと考えています。仮に利用料が発生する場合、県や市町村で按分して負担することになると考えています。
43	2 新組織の構成及び職員配置に関する基本的事項	2-(2) 新法人における所属毎人員配置に関する基本方針及び暫定的試算（シミュレーション）	人件費は、何処が支払いますか。人員不足で出せない自治体もあると思います。		南国市 南国市消防	8	消防職員に係る人件費については、消防の基準財政需要額から各市町村が分賦金として広域連合に支出していただくこととしています。
44	2 新組織の構成及び職員配置に関する基本的事項	2-(2) 新法人における所属毎人員配置に関する基本方針及び暫定的試算（シミュレーション）	②指令業務に従事する要員数が100人役程度、余力が53人役程度とあるが、人役ではなく人数で示していただきたい。非常にわかりにくく、これでは議会にも説明できない。各消防本部に調査すればすぐに出せるのではないかと。	人役ではなく人数で記載	高知市 高知市消防	6	高知市以外の消防本部では、複数の職員が兼務で指令業務を行っていることから、消防本部への調査に基づいた人役数をお示しせざるを得ません。
45	2 新組織の構成及び職員配置に関する基本的事項	2-(2) 新法人における所属毎人員配置に関する基本方針及び暫定的試算（シミュレーション）	②指令業務の統合時の余力人役数 指令業務の統合時の余力人役数について、52.5人役の余力を試算しているが、各本部においては指令員が様々な消防業務を兼任しており、消防指令センターが発足しても各署所に指令員の配置が必要であると考え。このことに対し問題解決できるのであれば余力人役を52.5人役として問題ないが、現状のままではこれほどの余力人役は見込めないと思われる。	52.5人役の試算の見直し。若しくはこのことについて問題点を洗い出し、解決に向けて協議する必要があると考える。	土佐市 消防	1	指令業務に関しては、52.5人役程度のスリム化が可能と考えています。一方で、消防団員への連絡等の他の業務を指令員が行っている場合がありますので、そうした業務をどのように遂行するか、現行の消防本部の実態を踏まえながら、指令システムを活用した連絡等を検討していく必要があると考えています。
46	2 新組織の構成及び職員配置に関する基本的事項	2-(2) 新法人における所属毎人員配置に関する基本方針及び暫定的試算（シミュレーション）	②第2期：指令業務の統合時（令和15年度～） 現小規模消防本部の指令業務は、受付窓口業務や無線対応、さらに夜間等駆け付け対応があるため廃止できるものではなく人役の余力とはならない。 暫定的試算の表において当消防本部は、現場業務人員が9人×3隊で表記されているが、最低人員8名で運用しているため余剰人員が無いに等しい。休暇取得等で支障をきたしている。	(修正不要)	土佐清水市 消防	3	同上
47	2 新組織の構成及び職員配置に関する基本的事項	2-(2) 新法人における所属毎人員配置に関する基本方針及び暫定的試算（シミュレーション）	実際に勤務する職員の意見も聴取したうえで、構成町村との協議が必要である。 なお、3交代制に移行する場合でも、分賦金のパターンが2パターンあり、明確な金額が不明である。		仁淀 消防	3	お示ししているシミュレーションをもとに、分賦金を負担する市町村と協議して、理解を得ることが必要不可欠だと考えています。
48	2 新組織の構成及び職員配置に関する基本的事項	2-(2) 新法人における所属毎人員配置に関する基本方針及び暫定的試算（シミュレーション）	令和10年度から「消防長」及び「次長」の職が廃止される場合、令和9年度に「消防長」「次長」の職にある者の令和10年度の配置（処遇）はどのように想定しているのか示してほしい。	(修正不要)	中芸広域 消防	1	今年度は、まず職員の配置「数」に関する方針を決定し、個々の職員の配置「先」や職名・役職の取扱いについては、職員定数や配置等の組織の骨格の方向性を踏まえて検討することとしてはどうかと考えています。
49	2 新組織の構成及び職員配置に関する基本的事項	2-(2) 新法人における所属毎人員配置に関する基本方針及び暫定的試算（シミュレーション）	署所の所管と兼務をしている要員が多数ありますので、余剰要員は消防長分くらいになるのではないのでしょうか		高幡 消防	12	現在の消防本部や消防署に余剰要員はいないと考えていますが、総務や指令業務の集約により余力を生み出し、現場力を強化したいと考えています。
50	2 新組織の構成及び職員配置に関する基本的事項	2-(3)人員配置増加を要する諸課題に関する対応方針	「三交代制勤務」ではなく「三交替制勤務」が正しい表記。	全表記を、「二部制」「三部制」に統一すればどうか。	高知市 高知市消防	7	市町村の財政担当職員が理解できるように、「3交替制勤務」で統一してはどうかと考えています。

No	Ⅲ 広域消防運営計画の骨格案 第5章の項目		意見・理由	骨格（素案）の修正案	意見者	No	県の考え (R7.9.17時点)
	大項目	中項目					
51	2 新組織の構成及び職員配置に関する基本的事項	2-(3)人員配置増加を要する諸課題に関する対応方針	②職務給の原則から、職員の給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならず、同じ組織で同じ業務を実施する職員の給与などの処遇が異なる状況は事実上の「格差」であって、これを「多様性」として「尊重」するスタンスでは、早期の格差解消を目指す問題意識に結びつかず、結果として職員処遇の問題が先送りされることになるのではないかと。	パブリックコメントや職員からの意見にも多くあるように、職員の処遇に関する議論を先送りせず、広域化当初から三部制にすべく検討すべきと考える。 できないのであれば少なくとも、いつまでに、又はどの段階で三部制にするか等、基本計画の段階で具体的な方向性を明記すべき。 また、人員・財源が必要であるなら、県の財政支援もお願いしたい。	高知市 高知市消防	1	3交替制勤務の導入に際しては、必要人員の増加や、それに伴う財源確保が必要となります。このため、3交替制勤務の導入については、2交替制勤務を導入している消防本部の関係市町村において、財政負担を判断していただく必要があると考えており、関係市町村のご意見をお伺いして、方向性を示したいと考えています。 なお、県による人員への財政支援は法令上困難です。
52	2 新組織の構成及び職員配置に関する基本的事項	2-(3)人員配置増加を要する諸課題に関する対応方針	②三交代制勤務への移行 三交代制勤務の導入に際しては、必要人員の増加やそれに伴う財源確保が必要となり、「多様性尊重型」を用い地域の実情に応じて検討してはとあるが、第2回財務部会で消防庁の方からの意見でもあったように、勤務体制等の重要課題を後回しにしては、組織を運用していくうえで不都合や、多くの職員から処遇改善を求める不満等が出てくるのではないのでしょうか。同一組織である以上は、広域化発足時から「均一化推進」していくべきと考えます。救急出動増加に伴い、出動が重なり乗り換え出動も急激に増加しています。根本的に高知市以外は、車両に人員を配置できていませんので、3交代制は勿論ですが、人員を増やす必要があると思います。今後の人口減少・物価や人件費の高騰により、市町村の財政負担が厳しくなっていくと思われませんが、広域化当初にどれだけの予算が必要であるか、単に広域化前の負担額で足りるのか、年度途中で予算が足りなくなった場合に、補正予算が組まれるのか、補正予算が組まれた場合は、どのように分担するのか、不透明感が増したように感じています。また、市としては、2部制を3部制にするための予算を出す余裕はありません。	②三交代制勤務への移行 「このため～要請する。」の行を削除し、③欠員補充等に要する人員増の内容と統一する。	南国市 南国市消防	9	「均一化推進していくべき」としつつ、「予算を出す余裕はありません」との意見は、実務上の課題が残るものと考えられます。 一方、3交替制勤務に必要な財源確保に関しては、専門部会の委員（市町村長）からは、当面は多様性尊重型に軸足を置くといった骨格素案に賛同を示す意見も示されています。
53	2 新組織の構成及び職員配置に関する基本的事項	2-(3)人員配置増加を要する諸課題に関する対応方針	①整備指針に基づく人員充足率の改善は、現実的に三部制移行と両立できるのか、具体的な目標値は必要ではないかと。	・二部制から三部制へ移行する時の必要人員 ・整備指針上の必要数と実員 ・達成目標値または不足人員 これらの表は必要ないか	黒潮町	1	3交替制勤務の導入に際しての必要人員は、第2回総務部会及び財務部会で試算をお示ししていますので、2交替制勤務を導入している消防本部の関係市町村のご意見をお伺いしながら目標値を検討したいと考えています。
54	2 新組織の構成及び職員配置に関する基本的事項	2-(3)人員配置増加を要する諸課題に関する対応方針	①消防力の整備指針に基づく人員充足率の改善 No1で記述したが、これを先に実施し、県内署所の必要数を出さないで人件費含む分担金等の算出が出来ないと思います。後付けとなつてはいけない内容に思います。 ②三交代制はやるべき。当本部は、2部制での週40時間勤務の確立ができてなく、運用として半年を要していた経過があります。勤務時間短縮もあり3部制に移行後は3週6休が確立できているので労基法的にも要件を満たすことが可能と思われます。 ※最低人員の変更を行っていないので、三部制に伴う職員増は無かったです。	(修正不要)	土佐清水市 消防	4	①「消防力の整備指針」が示す人員数は、市町村が目標とすべき水準を示したもので、一種の努力目標と位置付けられるものですので、まずは現実的に現行人員で試算すべきと考えています。 ②3交替制勤務については、そのための増員や財源確保が必要となりますので、2交替制勤務の消防本部の関係市町村のご意見を踏まえて判断する必要があると考えています。
55	2 新組織の構成及び職員配置に関する基本的事項	2-(3)人員配置増加を要する諸課題に関する対応方針	②三交代制勤務の移行 働きやすい環境整備が重要であるが、増加する人員及びそれに伴う財源が不明確であり、現時点で対応方針としてしまう是非地域の実情を考慮し、協議いただきたい。	現時点では明記しない	梶原町	1	3交替制勤務については、そのための増員や財源確保が必要となりますので、2交替制勤務の消防本部の関係市町村のご意見を踏まえて判断する必要があると考えています。 多くの消防本部が3交替制勤務の導入を期待していることから、今後の方向性を記載する必要があると考えています。
56	2 新組織の構成及び職員配置に関する基本的事項	2-(3)人員配置増加を要する諸課題に関する対応方針	②三部制について 出動機会が多く負担感の大きい都市部において大きな意味があると思うが、県全体として出動件数が多いとは言えない状況で大幅増員に見合うものか疑問がある。 人員確保が困難となり、小隊の乗組み人員を削減したり兼任隊が増えてしまったりしては、消防力の確保とは言えない。 (十分予想される事態に思える。) また、三部制では出動する回数も多くなり、広域消防においては職員の負担（通勤時間）が大きくなるのではないかと。 導入に向けた検討が望まれるケースを明記してはどうか。 また、『今次』が意図するものが曖昧に感じる。段階的に統一を図るなら十分な議論の上で明記すべき。	②勤務体制について 三交代制については、広域化前から導入している場合を除き、出動件数が多い都市部や特定の部隊（救急隊）など、恒常的に夜間の出動等によって労務負担が大きい場合に、消防署（またはその部隊）単位で検討するものとし、人員不足により部隊運用が弱体化（乗組み人員の削減や兼任隊の増加等）し、消防力の低下とならないよう十分な増員を確保した上で導入する。	黒潮町	2	ご意見を参考にさせていただき、3交替制勤務について検討したいと考えています。
57	2 新組織の構成及び職員配置に関する基本的事項	2-(3)人員配置増加を要する諸課題に関する対応方針	②三交代制勤務への移行 各関係市町村判断ではなく広域連合統一としてもらいたい。 二交代制勤務は身体への負担も大きく、今後広域異動を考えた場合、配属先により勤務形態が違うことは、職員の更なる負担となり得る。	②三交代制勤務への移行 三交代制勤務は、職員の労務負担の軽減やワークライフバランスの向上といった観点から、働き方改革を推進する上で有効な勤務形態であり、あわせて現場の消防力の強化にも資することから、導入に向けた検討が望まれる課題である。 広域移動を考慮した場合、配属先により勤務形態が違うことは職員の負担となるため「均一化推進型」の対応とし検討する。	香美市消防	1	3交替制勤務については、そのための増員や財源確保が必要となりますので、2交替制勤務の消防本部の関係市町村のご意見を踏まえて判断する必要があると考えています。

No	Ⅲ 広域消防運営計画の骨格案 第5章の項目		意見・理由	骨格（素案）の修正案	意見者	No	県の考え (R7.9.17時点)
	大項目	中項目					
58	2 新組織の構成及び職員配置に関する基本的事項	2-(3)人員配置増加を要する諸課題に関する対応方針	「②三交代制勤務への移行」について、「多様性尊重型」の対応に軸足を置き、各関係市町村が地域の実情に応じて検討を行うことを要請する」とあるが、記載のとおり、三交代制勤務は働き方改革を推進する上で有効な勤務形態であり、消防力の強化に資するのであれば導入について検討すべきであり、課題が財源確保であれば、各関係市町村が地域の実情に応じて検討していくのではなく、全体の議論の中で整理していくべきではないか。  例えば「三交代制勤務」の消防署から「二交代制勤務」の消防署に人事異動を命じられた職員から、勤務条件の変更として不服が出された場合、管理運営事項として整理できるのか疑義がある。	(修正不要)	中芸広域消防	2	同上
59	2 新組織の構成及び職員配置に関する基本的事項	2-(3)人員配置増加を要する諸課題に関する対応方針	②三交代制勤務への移行 『当面、地域における行政サービスの水準の決定に関する市町村の判断を尊重する「多様性尊重型」の対応に軸足を置き、市町村が地域の実情に応じて検討。』 県一消防である以上、勤務体制、隊員配置、配置車両は同一であるべき。全署三交代制で。	各市町村の考え・財政力により署々体制の強弱が発生し、県一消防であるにもかかわらず県内の住民サービスに濃淡が出てくる可能性が高く、住民・議会に対し説明ができない。管轄人口・面積等を参考に、①高知市内②中山間③その他などで署を区分し、【署の隊員は〇人以上。】など規定しておくことが望ましい。	嶺北消防	4	同上
60	2 新組織の構成及び職員配置に関する基本的事項	2-(3)人員配置増加を要する諸課題に関する対応方針	② 三交代制勤務への移行 【三交代制勤務は、職員の労務負担の軽減やワークライフバランスの向上といった観点から、働き方改革を推進する上で有効な勤務形態】とありますが二交代制勤務においてもその部分については同様に有用でありますので、それぞれのメリットデメリットを議論して進めていくべきと考えます。 当初の段階で3交代勤務で進んでいますが、2交代を実施している10消防本部の意見や管轄する市町村への財政負担が多くなることなど、その部分について意見を聞き協議する必要ではないでしょうか？		高幡消防	14	同上
61	2 新組織の構成及び職員配置に関する基本的事項	2-(3)人員配置増加を要する諸課題に関する対応方針	②三交代制への移行 「多様性尊重型」でも構わないが、県一になった時に署所毎の年休等の休暇の取得率に差が出ないように配慮した人員配置を行う必要がある。	点線囲みに以下の文面の追加を検討 「なお、勤務体制の違いによって年休等の休暇取得率の均衡を保つように人員配置を行う。」	高幡消防	3	「多様性尊重型」に一定のご理解をいただいていることを踏まえて、人員配置案を検討したいと考えています。
62	2 新組織の構成及び職員配置に関する基本的事項	2-(4) 三交代勤務への移行、欠員補充等に要する人員増に関する対応方針	②三交代制勤務への移行	「三交代制勤務の導入に際しては、多額の財源確保が必要となることから、今次の消防広域化に際しては、当面、地域における行政サービスの水準の決定に関する各市町村の判断を尊重する「多様性尊重型」の対応に軸足を置き、各関係市町村が地域の実情に応じて検討を行うことを要請する」ことについて、発足当初の対応としては反対ではないが、職員のモチベーションが低下することがないように、職員の処遇の均一化を図ることを目標とすべきと考える。できれば期限を設けて県下全域が三交代制勤務の導入に移行するような目標を計画に定めるのはどうか。	土佐市	2	「多様性尊重型」に一定のご理解をいただいていることを踏まえて、市町村の財政負担等について協議したいと考えています。その上で、目標についても検討したいと考えています。
63	2 新組織の構成及び職員配置に関する基本的事項	2-(3)人員配置増加を要する諸課題に関する対応方針	① 「消防力の整備指針」に基づく人員充足率の改善 指針が努力目標であるのはその通りでございますが、だからこそ消防組織法で義務付けされている「市町村消防計画」が必要にであり、その中で各市町村が消防事務の責任を果たすために必要な整備を考え、その結果指針以上、若しくは以下の計画が明記されることになるのではないのでしょうか。 【広域連合発足時には新たな消防本部体制の下で必要な装備水準及びこれに対応した人員配置数を再計算して提示する。】とありますのでこれが「市町村消防計画」になりますでしょうか		高幡消防	13	広域連合発足時には、新たな消防本部体制の下で必要な装備水準及びこれに対応した人員配置数を再計算して提示したいと考えていますので、この内容を踏まえた広域化後の消防計画を別途策定する必要があると考えています。
64	2 新組織の構成及び職員配置に関する基本的事項	2-(3)人員配置増加を要する諸課題に関する対応方針	③広域連合における支援のあり方について検討する、とあるが「支援のあり方」とは具体的にどういふことか。	記載内容については問題ない。	高知市 高知市消防	8	欠員の解消は、一義的には関係市町村により対応すべきものと考えていますが、状況に応じて経過的な支援の仕組みを検討する機会を想定しています。例えば、一定のルールで経過的に共通経費扱いとすることなどを検討してはどうかと考えています。
65	2 新組織の構成及び職員配置に関する基本的事項	2-(3)人員配置増加を要する諸課題に関する対応方針	③欠員補充等に要する人員増 欠員補充の解消に向けた財源確保や条件整備については関係市町村ではなく、広域連合が自組織の課題として取り組む事が必要。	③欠員補充等に要する人員増 消防職員の欠員は、現場対応力の低下や職員の負担増につながるから、広域化に当たり、(一部削除)優先的に検討すべき課題と位置づけられる。このため、欠員の解消に向けて、必要な財源確保の方策をはじめとする条件整備について、広域連合が自組織の課題と捉え、検討する。	香美市消防	2	条約定数のあり方については、各市町村で検討していただく必要があると考えています。その上で、条約定数を満たしていない市町村においては、欠員の解消に向けた速やかな検討をお願いしたいと考えています。
66	2 新組織の構成及び職員配置に関する基本的事項	2-(3)人員配置増加を要する諸課題に関する対応方針	③欠員補充等に要する人員増 定数割れの消防本部が存在する。	広域化後各署への職員配置について。広域化基本構想では定数については現行を下回らないとなっているが、総務部会（第2回）資料P27での現行各本部内訳数がR7実員となっている。定数から実員に変更となった経緯は。	嶺北消防	5	条約定数で職員配置を試算した場合、実在しない職員を配置する形になるため、実員ベースで試算を行っています。各市町村において欠員補充が行われる目処が立った時点で、試算を再度行う必要があると考えています。

No	Ⅲ 広域消防運営計画の骨格案 第5章の項目		意見・理由	骨格（素案）の修正案	意見者	No	県の考え (R7.9.17時点)
	大項目	中項目					
67	2 新組織の構成及び職員配置に関する基本的事項	2-(3)人員配置増加を要する諸課題に関する対応方針	「③欠員補充等に要する人員増」について、「欠員の解消に向けて、必要な財源確保の方策をはじめとする条件整備について、関係市町村において速やかに検討を行うよう要請する」とあるが、消防職員の確保に向けて一番のアピールポイントは「県一化」だと考える。 県一化の魅力在前面に出すことで、応募者の確保につなげたいと考えるが、その効果は期待できないとの想定なのか。また「必要な財源確保」とは、どのような財源を想定しているのか。	(修正不要)	中芸広域消防	4	県一の広域化により新規採用の応募者の確保につなげたいと考えていますが、欠員補充等のために職員数を増やす場合には、市町村において必要な財源の確保が必要になります。
68	2 新組織の構成及び職員配置に関する基本的事項	2-(3)人員配置増加を要する諸課題に関する対応方針	現在、各本部の職員数で広域化の試算をされ、新設部隊も検討されているようですが、現消防本部の定数枠の人員のみの配置だけで、広域化の発足に合わせ、人員増（採用増）は考慮しないものなのでしょうか。新設部隊に人員が割かれて、現場人員への反映が少なく感じます。		幡多中央消防	2	条例定数を満たしていない市町村においては、欠員の解消に向けた速やかな検討をお願いしたいと考えています。
69	2 新組織の構成及び職員配置に関する基本的事項	2-(4) 三交代勤務への移行、欠員補充等に要する人員増に関する対応方針	③欠員補充等に要する人員増	問題なし ※第2回ワーキンググループ資料27ページ「別紙3」給与水準の統一ii) 必要最小限の処遇統一として優先的に検討すべきものについての、各市町村の負担額を示していただきたい。	土佐市	3	資料にあるとおり、職員1人の人件費を7,491千円として試算しており、土佐市消防本部が欠員1人の補充を行う場合の負担額は7,491千円となります。
70	2 新組織の構成及び職員配置に関する基本的事項	2-(4) 三交代勤務への移行、欠員補充等に要する人員増に関する対応方針	提示いただいた方針が妥当と感じますが、運用に際しては下記事項について検討いただきたい。  【三交代制について】 第2期以降において三交代制の導入について規模等による一定の基準を定める必要があるのではないかと考えます。  【欠員補充について】 何に対しての欠員なのかを明記する必要があるのではないのでしょうか。 三交代制の実施に向けての欠員なのかなどによって欠員の考えが変わってくるのではないと思いますが、定数条例に対しての欠員ということであれば、当該定数条例の定数自体も同一の積算根拠を元に精査する必要があると考えます。 つきましては、欠員という定義についても、広域化に伴う広域異動や三交代制導入、育児休業等の取得に際しての欠員など具体的なケースを元に欠員数を検討していくべきではないかと考えます。		宿毛市 幡多西部消防	1	3交替制勤務への移行等に関する方針は「妥当」だと賛同いただいたことを踏まえて、運用について検討したいと考えています。 なお、「欠員」とは、条例定数に対する欠員と考えています。
71	2 新組織の構成及び職員配置に関する基本的事項	2-(4) 三交代勤務への移行、欠員補充等に要する人員増に関する対応方針	③ 欠員補充等に要する人員増 何をもちて欠員とするのでしょうか 広域連合としての「市町村消防計画」が必要ではないでしょうか		高幡消防	15	「欠員」とは、条例定数に対する欠員と考えています。 広域連合発足時には、新たな消防本部体制の下で必要な装備水準及びこれに対応した人員配置数を再計算して提示したいと考えていますので、この内容を踏まえた広域化後の消防計画を別途策定する必要があると考えています。
72	3 新組織の人事制度・運用に関する基本的事項	3-(1) 人事制度・運用に関する基本方針	①任用	問題なし	土佐市	4	「賛同」いただいたことを踏まえつつ、他の市町村のご意見も勘案して検討します。
73	3 新組織の人事制度・運用に関する基本的事項	3-(1) 人事制度・運用に関する基本方針	②職名及び階級	問題なし	土佐市	5	「賛同」いただいたことを踏まえつつ、他の市町村のご意見も勘案して検討します。
74	3 新組織の人事制度・運用に関する基本的事項	3-(1) 人事制度・運用に関する基本方針	「広域化前の市町村の消防本部に勤務していた消防職員」については、現勤務地での勤務を前提とした生活基盤があり、本人の意向から大きく外れた転勤は勤務意欲の低下に繋がる。このため、一旦退職したのちに広域連合に採用する場合においても「地域枠」を設定し、「(定員の制限を設けて)優先的に」ではなく、)本人の希望通りの「地域枠」で採用することとしてはどうか。 その上で、人事異動についても、本人の希望や事情を最大限考慮した上で、一定期間、本部や他地域での勤務を求めることとしてはどうか。	①任用 (略) 広域連合において地域枠を設定し、定員の制限なく、希望する地域枠で新たに採用されるものとする。	香美市	6	人事異動については、所属の意向だけでなく、本人の希望や家庭の事情等を確認した上で判断することになるため、本人の意向から大きく外れた転勤を強いることは考えていません。 現消防職員が広域連合の職員となる場合に、希望する職員を全て地域枠扱いとすることは、人事の硬直化を招く恐れがあると考えています。
75	3 新組織の人事制度・運用に関する基本的事項	3-(1) 人事制度・運用に関する基本方針	②高知市をベースにすると、階級が下がる職員は出てこないのか。	出るのであれば「ただし、階級が下がる場合は現階級を維持するものとする。」等の明記が必要と考える。	高知市 高知市消防	2	職員の階級については、現行を下回らないよう検討したいと考えています。職名・役職の取扱いについては、職員定数や配置等の組織の骨格の方向性を決定してから検討することとしてはどうかと考えています。
76	3 新組織の人事制度・運用に関する基本的事項	3-(1) 人事制度・運用に関する基本方針	職名及び階級について、職員のモチベーション低下をさけるため、現行の階級、役職を下回らないよう配慮していただきたい		幡多中央消防	5	同上
77	3 新組織の人事制度・運用に関する基本的事項	3-(1) 人事制度・運用に関する基本方針	一旦退職の手続きを行った上でとあるが、詳しい手続き方法にもよるがそのまま退職となる可能性も考えられる		幡多中央消防	4	退職する職員が出ないように、手続きを検討する必要があると考えています。
78	3 新組織の人事制度・運用に関する基本的事項	3-(1) 人事制度・運用に関する基本方針	「①任用」について、「広域化に際して一旦退職の手続きを行った上で」とあるが、職員が退職に同意しない場合の対応はどのように想定しているのか。 例えば、現組織での任用（事務職への転職）を希望する職員については、現組織で事務職として継続雇用する義務があるならば、現行組織の採用計画に大きく影響する。	(修正不要)	中芸広域消防	5	職員が退職に同意しない場合は、現行組織への在職を続けていただくことを現行組織と協議することになると考えていますが、退職する職員が出ないように、手続きを検討する必要があると考えています。

No	Ⅲ 広域消防運営計画の骨格案 第5章の項目		意見・理由	骨格（素案）の修正案	意見者	No	県の考え (R7.9.17時点)
	大項目	中項目					
79	3 新組織の人事制度・運用に関する基本的事項	3-(1) 人事制度・運用に関する基本方針	①任用 広域化前において市町村の消防本部に勤務していた消防職員についての処遇と同様に、各消防署へ市町村から出向している消防職員の処遇についても同様となるのでしょうか。退職扱いとする理由はどういうことでしょうか。 ②職名及び階級 高知市の現行制度をベースとしてかまいません。		高幡消防	16	①消防署に市町村から出向されている職員については、広域化後も必要に応じて市町村から広域連合に出向していただく方策もあると考えられます。広域連合は、市町村とは別の特別地方公共団体であるため、一旦退職の手続きをとっていただく必要があると考えています。 ②「賛同」いただいたことを踏まえつつ、他の市町村のご意見も勘案して検討します。
80	3 新組織の人事制度・運用に関する基本的事項	3-(2) 新規採用職員の採用、配置等に関する基本方針（地域枠の設定等）	地域枠の設定について、もう少し検討が必要ではないか。新採用職員の採用基準の低下が想定される（総合点数が低いものが地域枠によって採用されてしまう）ことがデメリットとして考えられる。	地水利に不安があるだろうが、すぐに覚えられる。それは現状の新人も同じ（他県や他地域出身の採用者もいる）ではないかと考える。要検討のため、明記は避けてはいかか。	高知市 高知市消防	9	地域枠を希望する市町村長の意見に基づいてお示ししていますので、今後、他の市町村の意見を部会等でお伺いして判断したいと考えています。
81	3 新組織の人事制度・運用に関する基本的事項	3-(2) 新規採用職員の採用、配置等に関する基本方針（地域枠の設定等）	「地域に根ざした人材の確保を図るため、一定の採用枠を地域枠として設定し、構成市町村の出身者等を優先的に採用することを検討する。」とあるが、連合広域での採用とした場合に、地域枠を設定して採用してしまうことで、様々な面で職員格差が生まれてしまうと考えられます。採用後の事情変更に応じた選択変更を柔軟に認めるのであれば、地域枠で採用する意味があるのか。また、5ページ（6）⑤中山間地域の小規模本部における人材確保強化との整合性もとれていないのではないのでしょうか。	地域枠を設定する必要性、地域枠を設定して採用する場合の具体的な採用方法及び採用者の配置について説明を願いたい。	土佐市消防	2	第2回総務部会の資料47ページでお示ししているとおり、地域枠を設定した場合、行政需要及び本人の希望に応じた地域での採用や配置が可能となるといったメリットもある一方で、人口減少等により地域の要配置人員と既採用人員との間に乖離が生じた場合、行政需要に応じた適切な人員配置が困難となる可能性があるといったデメリットがあると考えています。このため、方面本部単位の職員配属比率の1/2程度で地域枠を設定することや、十分な人員確保に懸念がある中山間地域等に限定して採用選考時からの枠設定を検討することとしてはどうかと考えています。
82	3 新組織の人事制度・運用に関する基本的事項	3-(2) 新規採用職員の採用、配置等に関する基本方針（地域枠の設定等）	広域連合での一括採用実施において、「採用後の事情変更に応じた選択変更を柔軟に認める」とあるが、結婚等を機に高知市を中心に居所が集中し、中央部に偏することになるのではないかと。南海トラフ地震といった緊急時の対応など課題も出てくるのではないかと。	(2) 新規採用職員の採用、配置等に関する基本方針（地域枠の設定等） 広域化後の新規採用は、 <u>方面本部単位で採用を実施し、異動については柔軟に対応する方向で検討する。</u>	田野野	2	採用時や人事異動の検討時期に勤務地の希望を確認した上で、職員を配置することになると考えています。一括採用による職員の確保や地域枠採用の併用によって、県中央部以外での勤務が可能な職員を確保できるようになることが広域化のメリットであると考えています。
83	3 新組織の人事制度・運用に関する基本的事項	3-(2) 新規採用職員の採用、配置等に関する基本方針（地域枠の設定等）	一極集中になりがちな部分ですの持続可能な不安が残ります。その時の社会情勢のあわせ柔軟な対応が必要と考えます。	(修正不要)	高幡消防	17	「賛同」いただいたことを踏まえつつ、他の市町村のご意見も勘案して検討します。
84	3 新組織の人事制度・運用に関する基本的事項	3-(3) 既存職員の人事異動等に関する基本方針及び広域異動に関する暫定的試算	人事異動に関しては本人の意思を尊重し反映されることとすべきである。	① 既存職員の人事異動等に関する基本方針 広域化後の人員配置として、一部の職員については、広域連合本部への配置など広域的な人事異動を求める機会が従来より増加することが見込まれるが、大多数の消防職員の場合、引き続き同じ管轄区域内での配置を中心とした人事異動の運用が想定されるものである。広域化後の人事異動はこのような見通しを前提として、職員本人の希望及び所属側の意向を踏まえて検討することとするが、原則希望しない異動は行わないこととする。	室戸市 室戸市消防	2	人事異動については、「職員本人の希望及び所属側の意向を踏まえて検討すること」としており、職員本人の希望を把握した上で行われると考えています。
85	3 新組織の人事制度・運用に関する基本的事項	3-(3) 既存職員の人事異動等に関する基本方針及び広域異動に関する暫定的試算	職員はこの部分の不安要素が上位を占めると思われるため、意見を聞いて問題点を抜き出す。また奈良県のように全体での異動とならない確約はあるのか？		幡多中央消防	6	多くの消防職員の場合、引き続き管轄区域内での異動が中心となるものと想定していますが、一定数は広域連合本部への広域異動が必要となります。人事異動については、職員本人の希望及び所属側の意向を踏まえて検討することになると考えています。
86	3 新組織の人事制度・運用に関する基本的事項	3-(3) 既存職員の人事異動等に関する基本方針及び広域異動に関する暫定的試算	「①既存職員の人事異動等に関する基本方針」について、「職員本人の希望及び所属側の意向を踏まえて検討する」とあるが、職員本人が広域的な人事異動を希望した場合、どのような基準で人事異動に反映するのか。 例えば、子供の進学に伴い高知市周辺の勤務地を希望する職員が多い場合、異動の対象とする基準はどのようなことを想定しているのか。	(修正不要)	中芸広域消防	6	人事異動については、全職員の希望と所属の意向を確認した上で、例えば、所属ごとの職員の年齢構成や経験値のバランスを考慮するなど、地域ごとの消防力を確保する観点で検討することになると考えています。広域異動を希望する場合、異動が地域ごとの消防力の確保に資すると判断されれば、異動の対象になると考えています。
87	4 新組織の給与その他の勤務条件に係る制度に関する基本的事項	4-(1) 職員の処遇の統一に向けての総合的な基本方針	昨年出された基本構想案についてのパブリックコメントにおいて、多くの職員から特に給与について、処遇の統一が出されている。 また、有識者の話の中で、奈良県の広域化の例を出し、「処遇面が整理される前に広域化を優先して進めたことにより、当初数年間は混乱が生じた。10年経過した中で、ある程度解消した」との発言があり、先行事例の失敗談の一つと考えられ、時間が解決したものであり、同じことを繰り返すことは避けるべきである。	給与の統一は、課題も多くあると思うが、先送りすることなく検討し統一すべき。 また、処遇の統一が職員のモチベーションにもつながり、消防力の向上の一つになる。	高知市 高知市消防	3	職員の処遇の統一について、給料や手当を現行より引き上げる場合は財源確保が必要となります。この点に関して、専門部会の委員（市町村長）からは、当面は多様性尊重型に軸足を置くといった骨格素案に賛同を示す意見がありました。こうした意見を踏まえて、各種制度の統一時期も含め、他の市町村長のご意見も伺いながら検討したいと考えています。
88	4 新組織の給与その他の勤務条件に係る制度に関する基本的事項	4-(1) 職員の処遇の統一に向けての総合的な基本方針	「B均一化推進」に賛成します。「多様性尊重」という言葉が今回出ましたが、消防としては、多くの方が広域化までに、職員の処遇を決めて頂きたいと、要望をしていると思います。資料の「住民サービスの向上と魅力ある職場環境の両立」にもあるように、消防職員の仕事の魅力向上があってこそ住民サービスの向上に繋がるのだと思います。関係市町村長と協議し、必要な財源が確保が出来ないということは、広域化を進めることが出来ないということだと思います。また、今決められない事が、今後決まるとは思えませんので、不確実性がより深まったと感じます。	基本的な考え方から「(A) 多様性尊重」を除く。	南国市 南国市消防	13	同上
89	4 新組織の給与その他の勤務条件に係る制度に関する基本的事項	4-(1) 職員の処遇の統一に向けての総合的な基本方針	処遇に関しては同一組織であるからには均一化で統一すべきである。 各署のよって処遇が異なると人事異動等が円滑でなくなることが予想される。	職員の処遇等については、広域連合発足までに均一化を図る。	室戸市 室戸市消防	4	同上

No	Ⅲ 広域消防運営計画の骨格案 第5章の項目		意見・理由	骨格（素案）の修正案	意見者	No	県の考え (R7.9.17時点)
	大項目	中項目					
90	4 新組織の給与その他の勤務条件に係る制度に関する基本的事項	4-2) 給与等の勤務条件に関する基本方針	(2) 給与等の勤務条件に関する基本方針 新組織の職員の給与等の勤務条件については、高知市消防局の制度をベースに統一すると確認した。職員の給与面において、不均衡が生じない取り扱いをお願いしたい。	(修正不要)	香美市	1	同上
91	4 新組織の給与その他の勤務条件に係る制度に関する基本的事項	4-1) 職員の処遇の統一に向けての総括的な基本方針	(1) 職員の処遇の統一に向けての総括的な基本方針	上記3の三交代制勤務への移行同様、職員の処遇の統一についても均一化を図るべき問題であり、職員のモチベーションが低下することがないように、できれば期限を設けて県下全域を統一する目標を計画に定めるのはどうか。	土佐市	6	同上
92	4 新組織の給与その他の勤務条件に係る制度に関する基本的事項	4-1) 職員の処遇の統一に向けての総括的な基本方針	勤務体制（2交代制及び3交代制）については、多様性尊重でも良いと思われるが、給与制度、階級制度、職員の処遇（特休や年休の取得等）は発足時には均一化推進を進めるべきと考える。 ※勤務体制（2交代制及び3交代制）よりも、職員の処遇（特休や年休の取得等）が重要であると思われる。	職員の処遇等を一括りで考えるのではなく、各詳細ごとに多様性尊重か均一化推進か記載すべきと考える。 4ページ1（5）でも給与制度、階級制度、勤務体制等、職員処遇の統一が第1期と位置付けられているが、それぞれについて発足時なのか第1期なのか記載を見直すべきではないか。	土佐市消防	3	同上
93	4 新組織の給与その他の勤務条件に係る制度に関する基本的事項	4-1) 職員の処遇の統一に向けての総括的な基本方針	「当面は「(A) 多様性尊重型」に軸足を置き」とあるが、人事異動で配置替えとなった職員が、新勤務地の処遇に不服がある場合、管理運営事項として整理できない「処遇」は存在しない整理でよろしいか。 仮に、職員の勤務条件に関する事項が含まれるのであれば、勤務条件についての不均衡は極力は正すべきではないか。	(修正不要)	中芸広域消防	7	同上
94	4 新組織の給与その他の勤務条件に係る制度に関する基本的事項	4-1) 職員の処遇の統一に向けての総括的な基本方針	基本スタンス（A）多様性尊重 『市町村消防の原則に鑑み、～各市町村の判断を尊重』 県一消防に向けて検討している中で、各市町村の判断に委ねる事は、混乱を招くことにならないか。	県一消防である以上、職員の処遇は同一であるべき。広域化発足時に全職員（B）均一化推進で。	嶺北消防	6	同上
95	4 新組織の給与その他の勤務条件に係る制度に関する基本的事項	4-1) 職員の処遇の統一に向けての総括的な基本方針	財政負担を考慮し、広域連合発足時は「必要最小限の均一化で広域化する」こともある一定理解できるが、均一化されなかった部分をどの時期にどのように解決していくかも計画しておかないと、単なる課題の先送りとの不安を払拭できない。	職員の処遇等については、本来発足当初から均一化すべき事項ではあるが、当面は「(A) 多様性尊重」に軸足を置き、広域連合発足時点では必要最小限の均一化を図った後、消防指令システム統一等により処遇均一化のための所要財源確保の目処を立てるのと併行し、広域化第2期中の期間内に残る処遇均一化に努める。	仁淀消防	1	同上
96	4 新組織の給与その他の勤務条件に係る制度に関する基本的事項	4-1) 職員の処遇の統一に向けての総括的な基本方針	(3) 給料表格付け等の取扱い 当初より基本給の部分だけを協議されているが、現行の県下消防本部においては行政職給料表扱いがほとんどであり、追加手当等で若干の処遇配慮がおこなわれている。高知市にあってはもともと公安職給料表あつかいであり、基本給において処遇配慮がなされている。高知市準拠で統一となる場合、追加手当等がなくなったうえで、現級保障（直近上位格付け）のみでは職員の生活水準は保たれず、職員確保の観点からは当然逆行している。したがって、均一化推進は必須であり、財源負担が生じようとも、調整を図らないと処遇統一は見込めず、逆転現象はおろか、県下統一採用や広域異動につなげることは不可能である。	(3) 給料表格付け等の取扱い 同一組織で円滑な運営を図るため、職員処遇は早期に均一化を図る。適用にあつては高知市に準拠した給料表および格付け基準とし、既存職員にあっては経歴等にて適切に格付けを行うものとする。そのうえで、職員の一括採用や広域異動も含め、魅力ある働きやすい職場づくり推進につなげることを最優先とし、住民サービスのさらなる向上と円滑な業務運営へつなげる。	高幡消防	7	同上
97	4 新組織の給与その他の勤務条件に係る制度に関する基本的事項	4-1) 職員の処遇の統一に向けての総括的な基本方針	(B) 均一化推進 同一組織である以上、職員処遇等はできる限り早期に均一化とし、奈良の事例でも「後からの統一は難しかった。」と聞いています。	(修正不要)	高幡消防	18	同上
98	4 新組織の給与その他の勤務条件に係る制度に関する基本的事項	4-1) 職員の処遇の統一に向けての総括的な基本方針	急激な市町村の負担を避けるため多様性尊重の方向に軸足を置くと思うが、人口減少に伴う交付税の減が見込まれる中、いつになれば均一化されるのか先が見えない		幡多中央消防	7	同上
99	4 新組織の給与その他の勤務条件に係る制度に関する基本的事項	4-1) 職員の処遇の統一に向けての総括的な基本方針	職員の処遇については、広域化当初に取り組むべきである。1の意見と同様、同じ組織であるにも関わらず配属先によって処遇が違ふことは問題があると感じる。  通信指令業務の集約化は第1期にすべきである。令和15年度までの間、莫大な維持管理費等がかかるため、集約化を第1期にすることにより負担軽減につながる。	職員の処遇等については、特に重要な課題であり、「(B) 均一化推進」とする。 このため、令和10年度当初に消防指令システム統一等により処遇均一化のための所用財源を確保したのち、検討する。	香美市消防	3	同上 指令システムを統一する時期については、現行システムのうち、システム構成や整備費用が最大である高知市・土佐市の更新時期のほか、新システムの検討準備、設計・整備に必要な期間を踏まえると、令和15年度が適当ではないかと考えています。
100	4 新組織の給与その他の勤務条件に係る制度に関する基本的事項	4-2) 給与等の勤務条件に関する基本方針	初期投資だけでなく、継続的な支出の実現可能性についても検討が必要と考えられるが、当市におけるR7年度予算の75%強が給与費（常備消防のみ）となっている。間接費用やスケールメリットによるコストカットが一定程度できたとして、広域化に伴う給与、特殊勤務手当の引き上げ、住居手当、通勤手当など様々な負担増を補い、持続的に支出できる見通しはあるのか。 給与面だけでなく、当初案から変更となるであろう項目が見受けられるが、最低限の方針だけまとめて広域化を決定するのではなく、重要な具体的中身についての調査審議を十分行った上で是非を問うべきではないか。 ※R7年度予算43億4,346万円 (うち職員給与費32億7,949万円/会計年度給与費2,451万円)		高知市 高知市消防	10	処遇の統一に要する経費の試算結果を8月にお示したところであり、必要な財源の確保については、各市町村において検討されるものと考えています。 デジタル無線の整備費用など、広域化による節減効果が出る費用を含めた経費の全体像をお示した上で、さらに議論したいと考えています。

No	Ⅲ 広域消防運営計画の骨格案 第5章の項目		意見・理由	骨格（素案）の修正案	意見者	No	県の考え (R7.9.17時点)
	大項目	中項目					
101	4 新組織の給与その他の勤務条件に係る制度に関する基本的事項	4-2) 給与等の勤務条件に関する基本方針	高知県消防広域化基本計画中の救急部門や救助部門（その他会議など含む。）中継搬送、県内各地の施設での合同訓練の実施とありますが、管外出張（出張旅費等）の範囲はどのように定められるのか、また一定額なのか遠距離は宿泊となるのか。 例：安芸市会場で土佐清水市、南国市、中芸から参加の場合三署パターンでの取り扱い。（管内、管外の場合）		幡多中央消防	3	旅費の取扱いについては、県や市町村の現行の規程を踏まえて検討していくことになると考えています。
102	4 新組織の給与その他の勤務条件に係る制度に関する基本的事項	4-3) 給料表格付等の取扱い（新規採用職員の扱い、既存職員の扱い、財政負担増の場合の財源確保ルールについての基本的な考え方）	既存職員の号俸格付に関し、「既存職員については、移行前の給料月額を下回らない号俸に格付けを行うこと基本として、高知市に準拠した新給料表に移行する」とされているが、採用後の経験等を踏まえて高知市のルールに基づき号俸格付を行う際、旧組織での級まで到達しない可能性があるため、現給保障に関する考え方を追記すべきではないか。また、旧組織における階級及び職名が同じであっても、職務基準表に定める職務内容が異なる場合、直近上位への格付調整が適切でない場合が生じる可能性があることや、高知市は5級以上としている管理職員の位置付けについても事前に精査が必要。	基本方針に現給保障に関する記載を追加する（「移行前の給料月額を下回らない」のみではなく、移行前号俸＞移行時号俸の場合は移行前号俸を上回るまでは昇給しないことを記載するなど）。また、階級制度の統一と格付調整に当たり、等級別の職務基準を考慮した調整を行う必要性について追記する。	高知市 高知市消防	4	給料の格付けや、給与月額の調整が必要な職員の範囲・金額については、個々の職員の職歴や給料月額などを確認した上で検討する必要があると考えています。
103	4 新組織の給与その他の勤務条件に係る制度に関する基本的事項	4-3) 給料表格付等の取扱い（新規採用職員の扱い、既存職員の扱い、財政負担増の場合の財源確保ルールについての基本的な考え方）	既存職員について、移行前の給料月額を下回ることがあってはならない。 同一業務同一賃金等の法則があるように、下回るのは避けるべき。	給料表の適用にあたっては、広域化前の実態を踏まえつつ、以下の基本的な考え方に基づき対応する。 ・新規採用職員については、高知市に準拠した給料表及び格付基準を適用する。 ・既存職員については、移行前の給料月額を下回らない号俸に格付けを行うことを原則として、高知市に準拠した新給料表に移行し均一化を図る。その際、新規採用職員の初任給引き上げに伴い若年職員との間で逆転が生じないように給料月額の調整を行う方向で検討する。	室戸市 室戸市消防	3	同上
104	4 新組織の給与その他の勤務条件に係る制度に関する基本的事項	4-3) 給料表格付等の取扱い（新規採用職員の扱い、既存職員の扱い、財政負担増の場合の財源確保ルールについての基本的な考え方）	高知市に準拠することには異議はないが、多大な財政負担となるので、関係市町村には丁寧な説明が必要。 新たな組織を立ち上げるので給与についても早い段階で位置づけを行い、職歴等、経験などを基準に格付けの統一を図ってはどうか。		高幡消防	19	同上
105	4 新組織の給与その他の勤務条件に係る制度に関する基本的事項	4-3) 給料表格付等の取扱い（新規採用職員の扱い、既存職員の扱い、財政負担増の場合の財源確保ルールについての基本的な考え方）	高知市と違い、上級職のない他本部は同期でもかなりの差があると思うが、現実的に給料月額の調整は実現できるのか不安が残る		幡多中央消防	8	同上
106	4 新組織の給与その他の勤務条件に係る制度に関する基本的事項	4-3) 給料表格付等の取扱い（新規採用職員の扱い、既存職員の扱い、財政負担増の場合の財源確保ルールについての基本的な考え方）	既存職員の給料月額 郡部は高知市等と比較し低い給料表を使用していると思われる、広域化により月額が多い本部の若年層職員と職階が逆転しないよう職歴勘案も含めた格付けをお願いしたい。 ※消防独自の給料表は高知市のみ。 ※幡多中央消防が過去の通知（国家消防庁管理局長？）のとおり不規則勤務職場の処遇均衡を図る措置が行われていると思います。	既存職員については、移行前の職歴等を勘案し移行前の給料月額下回らない～	土佐清水市 消防	5	同上
107	4 新組織の給与その他の勤務条件に係る制度に関する基本的事項	4-3) 給料表格付等の取扱い（新規採用職員の扱い、既存職員の扱い、財政負担増の場合の財源確保ルールについての基本的な考え方）	現存職員について給料額を基準に考えるのではなく、職歴等経験を基準に一元化しないと署所での格差が生まれることは是非高知市に準拠するだけではなく、給料表を新たに作成するか、既存の給料表（例えば公安職表に合わせる等）に合わせるなど、それぞれ比較し、協議が必要ではないか	現時点では明記しない	梶原町	2	同上
108	4 新組織の給与その他の勤務条件に係る制度に関する基本的事項	4-3) 給料表格付等の取扱い（新規採用職員の扱い、既存職員の扱い、財政負担増の場合の財源確保ルールについての基本的な考え方）	（3）給料表格付等の取扱い（新規採用職員の扱い、既存職員の扱い、財政負担増の場合の財源確保ルールについての基本的な考え方）	問題なし	土佐市	7	「賛同」いただいたことを踏まえつつ、他の市町村のご意見も勘案して検討します。
109	4 新組織の給与その他の勤務条件に係る制度に関する基本的事項	4-4) 諸手当、福利厚生等の取扱い（退職手当、広域移動時の宿舍提供等）	高知市において規定していない手当（特勤勤務手当等）が旧組織において規定されている場合、不利益となる可能性があるため、これらの手当の取扱いについて検討すべきではないか。	基本方針に高知市に規定されていない手当の取扱いについての記載を追加する。	高知市 高知市消防	5	職員手当の種類により、どのように統一していくのか今後検討が必要だと考えています。
110	3 新組織の人事制度・運用に関する基本的事項	3-1) 人事制度・運用に関する基本方針	「任用について、広域化に際して、一旦退職の手続きを行った上で、広域連合において新たに採用されるものとする。」とあります。公務員間の転職については、前団体の経歴が新団体に引継ぎされるため、前団体での退職金支給はなく、新団体で退職手当が負担されるという理解でよろしいでしょうか？		南国市 南国市消防	10	お見込みのとおりです。
111	4 新組織の給与その他の勤務条件に係る制度に関する基本的事項	4-4) 諸手当、福利厚生等の取扱い（退職手当、広域移動時の宿舍提供等）	提示いただいた記載内容が妥当と感じますが、運用に際しては下記事項についてご検討いただきたい。  【退職手当について】 在職期間を広域化前後で通算するとの事ですが、総合事務組合から支払うものと、所属する自治体から支払うものについて、具体的な運用案について今後お示しいただきたい。 （幡多西部については、各市町村に戻った形でそれぞれ支給されているため、本市においては同じ構成団体の大月町、三原村と異なり本市から直接支給する形である。）  【住宅手当について】 現行でも住宅手当がある消防本部もあると思いますが、それとは別に官舎的な意味合いの手当を想定されているのでしょうか。		宿毛市 幡多西部消防	2	諸手当等の取扱いについて、「妥当」と賛同いただいたことを踏まえて検討します。 退職手当の運用について、広域化後も現行の取扱いをベースに検討してはどうかと考えています。 住宅手当に関して、広域化後に新たな官舎を建築する計画はありませんので、県や市町村の既存の職員住宅の活用や、民間の賃貸住宅への入居時の手当支給を想定しています。

No	Ⅲ 広域消防運営計画の骨格案 第5章の項目		意見・理由	骨格（素案）の修正案	意見者	No	県の考え (R7.9.17時点)
	大項目	中項目					
112	4 新組織の給与その他の勤務条件に係る制度に関する基本的事項	4-(4) 諸手当、福利厚生等の取扱い（退職手当、広域移動時の宿舍提供等）	・諸手当 諸手当の内容などを早い段階で共有を図った方がよい。 ・当初、異動職員には官舎との説明ではなかったでしょうか 今後の勤務体制にもよりますが、勤務地に居住を強いる体制で手当対応となりますと一定の負担を強いることとなります。 上限を定めた全額支給となりますでしょうか		高幡消防	20	退職手当の運用について、広域化後も現行の取扱いをベースに検討してはどうかと考えています。 住宅手当に関して、広域化後に新たな官舎を建築する計画はありませんので、県や市町村の既存の職員住宅の活用や、民間の賃貸住宅への入居時の手当支給を想定しています。
113	4 新組織の給与その他の勤務条件に係る制度に関する基本的事項	4-(4) 諸手当、福利厚生等の取扱い（退職手当、広域移動時の宿舍提供等）	広域異動者の住居について、タイトルでは「宿舍提供等」となっているが、本文中では「住居手当の支給等」となっている。どちらも検討するのか表記ゆれなのか不明瞭なため、表現を修正してはどうか。 また、広域異動する職員については、住居手当の支給等により住居の確保を支援する。とあるが、単身赴任となる場合の手当は支給しないのか。		高知市 高知市消防	11	表記の統一を検討します。 広域異動により単身赴任となる職員には、国や県に準拠した単身赴任手当を支給することになると考えています。
114	4 新組織の給与その他の勤務条件に係る制度に関する基本的事項	4-(4) 諸手当、福利厚生等の取扱い（退職手当、広域移動時の宿舍提供等）	広域異動に関しては支援の内容を明確にしてもらいたい。住居手当の負担割合、あるいは官舎の建設等計画（案）を示していただきたい。また広域異動とは何を基準に広域異動と定義するのか。	(修正不要)	香美市消防	4	住居手当については、高知市では家賃額に応じて最高2万8,000円が支給されており、現行の高知市や県における支給額をベースに検討したいと考えています。 官舎を新たに建設する計画はありません。 広域異動とは、高知市以外から広域連合本部に異動する場合を主として指しています。
115	4 新組織の給与その他の勤務条件に係る制度に関する基本的事項	4-(4) 諸手当、福利厚生等の取扱い（退職手当、広域移動時の宿舍提供等）	広域異動する職員については、住居手当の支給等とあるが現在の居住と二重支払いとならないような支援をお願いしたい		幡多中央消防	8	住居手当については、高知市や県における規則に準拠することになると考えています。
116	4 新組織の給与その他の勤務条件に係る制度に関する基本的事項	4-(4) 諸手当、福利厚生等の取扱い（退職手当、広域移動時の宿舍提供等）	(4) 諸手当、福利厚生等の取扱い（退職手当、広域移動時の宿舍提供等）	問題なし	土佐市	8	「賛同」いただいたことを踏まえつつ、他の市町村のご意見も勘案して検討します。
117	6 既存財産・債務の新組織への承継に関する基本的事項	6-(1) 不動産又は償却資産以外の財産（消耗品等）	6-(1)～(2) 土地、建物、車両等の財産について、広域連合の所有に変わる場合には、財産の管理や建物、車両等の保険の手続き等に係る事務が生じると思われるため、市町村の担当部署と細やかに連携を図っていただくようお願いしたい。	(修正不要)	香美市	2	市町村や組合等の財産の承継等については、広域連合発足前に事務的な手続きを行う必要がありますので、市町村や消防本部との連携が必要だと考えています。
118	6 既存財産・債務の新組織への承継に関する基本的事項	6-(2) 不動産及び償却資産	財産の使用が広域連合となるので、所有・債務共に発足以降は広域連合が引き継ぐことが望ましいのではないかと	① 市町村が所有する既存の財産・債務 市町村が所有する既存の財産及び債務の取扱いは以下のとおりとする。 ・消防署所の土地、建物、車両等について、広域連合へ無償譲渡することと対応する債務に関しても広域連合が引き継ぐこととする。 ・広域化後に複数の市町村が受益するものについても同様とする。 ② 一部事務組合が所有する財産・債務 消防広域化に伴い解散する一部事務組合が所有する財産・債務については、以下のいずれかを選択することとする。 ア当該組合の構成市町村で財産・債務を分割所有し、各市町村が公債費を負担する。 イ当該組合から広域連合に無償譲渡した上で広域連合が所有し、対応する債務に関しても広域連合が引き継ぐ。	室戸市 室戸市消防	5	全ての所有・債務を広域連合に引き継ぎ全市町村で負担すると、短期的に財政負担が急激に増える市町村も出てくる恐れがあり、投資を抑制してきた団体や受益のない団体にとっては受け入れがたいことではないかと考えます。
119	6 既存財産・債務の新組織への承継に関する基本的事項	6-(2) 不動産及び償却資産	本市は芸西村から事務を受託し負担金を徴収しているが、この場合、既存財産の扱いが明確でない。特に、市町村所有財産を無償貸与する形態では、広域連合所有財産と混在し不公平となる懸念がある。※消防車両等は安芸市所有だが、負担金は徴収している。		安芸市消防	2	当意見の場合は「複数の市町村が受益するもの」として取り扱われるべきものと考えていますが、既存財産については、その受益の範囲により当該市町村所有と広域連合所有が混在することになったとしても、受益と負担に差が出るものではなく、不公平にはならないと考えています。
120	6 既存財産・債務の新組織への承継に関する基本的事項	6-(2) 不動産及び償却資産	②一部事務組合が所有する財産・債務 アイの選択ができるとあるが、指令台の全更新を進めている消防本部では令和15年度に指令センターができるまでの期間しか使用できないとした場合、起債の償還期間もその事業がなくなれば、それまでに償還することになり、財政負担が大きくなります。 現指令台の再リースや保守での延命は難しいことから、全更新しなければ消防力を維持できません。しかしながら、令和15年度までの短期間に起債の償還を済ませ、指令センターの整備費用の負担も続くことは財政的にも厳しく、広域化の判断にも影響します。そのため使用不可となる財産については何らかの措置をすべきではないかと。	負担軽減策の検討 起債償還期間中のシステムの継続利用の検討	高幡消防	8	広域化前の指令台については、専ら特定の市町村が受益する財産に当たると考えており、受益する関係市町村で費用を負担していただくことになると考えています。 指令台の継続利用については、県一の指令センター整備の発注先（指令台のメーカー）に検討を依頼してはどうかと考えていますが、継続利用が困難となる可能性もあると考えています。 また、繰上償還が必要となった場合の対応については、債務を平準化する方策として、現団体における借入の方法を含めて検討していただく必要があると考えています。
121	6 既存財産・債務の新組織への承継に関する基本的事項	6-(2) 不動産及び償却資産	・すべての市町村に一定の水準の消防サービスを提供することで、特定の市町村のみが受益するといった考えは、基本無くなるのではないのでしょうか		高幡消防	21	現状において、各消防本部の施設や車両、資機材等に差があるため、広域化後の消防サービスの内容によっては特定の市町村のみが受益する場合があります。
122	6 既存財産・債務の新組織への承継に関する基本的事項	6-(2) 不動産及び償却資産	一部事務組合の財産・債務について、無償譲渡や引継ぎの事務的な手続きに関して今後示していただきたい		幡多中央消防	9	今後必要となる手続きを検討・整理する必要があると考えています。

No	Ⅲ 広域消防運営計画の骨格案 第5章の項目		意見・理由	骨格（素案）の修正案	意見者	No	県の考え (R7.9.17時点)
	大項目	中項目					
123	7 新規施設整備等に係る費用の分担及び資金調達に関する基本的事項	7-(1) 新規施設整備等に係る費用の分担	自賄い方式では、受益市町村以外の市町村からの財政負担が入らないこととなるが、広域化による県内市町村の財源不足の解消という目的がある中、受益市町村間での自賄いで消防サービスが維持できてしまうのであれば、結果的に現状と大きく変わるところがなくなってしまうので、分賦金と自賄いによる負担のバランスが重要だと考える。	分賦金のあり方を再検討すべきであり、市町村による水平補完だけでなく、国・県による垂直補完も検討していただきたい。	高知市 高知市消防	12	自賄い方式については、広域化後、各市町村の財政負担が負担能力や受益に応じた適切なものになるよう、専ら特定の市町村に便益をもたらす支出は受益市町村で負担する、という考え方によるものです。そのため、受益と負担の関係から考えると、投資的経費のうち特定の市町村が受益するものについては、分賦金として負担するのではなく、自賄い方式がふさわしいと考えます。 県における負担については、県の組織である消防学校や消防防災航空センターに係る経費と、それに伴う広域連合本部の事務に係る経費のみを負担することを考えています。 まずは国の財政措置を最大限活用していくことが基本と考えており、必要に応じて、財政措置の拡充を国に政策提言することを検討したいと考えています。
124	7 新規施設整備等に係る費用の分担及び資金調達に関する基本的事項	7-(1) 新規施設整備等に係る費用の分担	修繕等、方面本部の庁舎を当該自治体の一般財源を使うのか、関係市町村が負担する必要があるのではないかと。		南国市 南国市消防	21	当意見の修繕等については方面本部に要する経費であり「複数の市町村が受益するもの」として、受益市町村が分賦金として負担するものと考えています。そのためには、当該施設のうち方面本部に係る部分がどの程度であるかを明らかにしておく必要があると考えます。
125	7 新規施設整備等に係る費用の分担及び資金調達に関する基本的事項	7-(1) 新規施設整備等に係る費用の分担	複数の自治体で共同利用・運営する中で整備に関する導入費などをコスト削減し効率化を図るべきではないかと。	7 新規施設整備等に関する基本的事項 新規施設整備等により取得又は改修する財産について、所有は広域連合のものとし費用においても広域連合が負担する。新規施設整備等により取得又は改修する財産が、複数の市町村が受益するものについても同様とする。	室戸市 室戸市消防	6	資機材の共同発注や事務の効率化などにより、積極的にコスト削減に取り組むべきと考えています。 一方で、新規施設整備等により取得又は改修する財産の取扱いについて、全ての所有・債務を広域連合が担い全市町村で負担すると、短期的に財政負担が急激に増える市町村も出てくる恐れがあり投資を抑制してきた団体や、受益のない団体にとっては受け入れがたいことではないかと考えます。
126	7 新規施設整備等に係る費用の分担及び資金調達に関する基本的事項	7-(1) 新規施設整備等に係る費用の分担	新規施設整備について、市町村所有・市町村負担とすると不公平感が生じる。特に芸西村のように消防事務を安芸市に委託している場合、施設整備（車両）は安芸市所有となるが、実際には芸西村も受益しており、市町村単独所有・負担の整理では実態に合致しない。	新規施設整備により取得又は改修する財産については、原則として広域連合が所有し、その取得又は改修に要する費用は、受益市町村が分賦金として負担するものとする。	安芸市消防	3	全ての新規財産を広域連合の所有とすると広域連合における事務が煩雑になりすぎることから、現状は、骨格（素案）のとおり取扱いが望ましいのではないかと考えていますが、当意見のような事案については、個々の施設・設備の受益する範囲につき、その実態を見て判断する必要があると考えています。
127	7 新規施設整備等に係る費用の分担及び資金調達に関する基本的事項	7-(1) 新規施設整備等に係る費用の分担	(1) 新規施設整備等に係る費用の分担の中に動産と不動産が記載されているが、基本的に動産（車両）は広域連合が所有し、その取得又は改修に要する費用を県で負担すべきと考える。 車両の更新を特定の市町村に負わすと、財政力の差によって消防力に差が生じる。現に、賄いで組合を運営している高幡消防組合の各署の保有する車両の台数に差が生じているし、更新計画もまちまちであり、消防力に大きな開きがある。	車両を削除し、「消防署所の土地、建物等、専ら特定の市町村が」に修正	高幡消防	4	車両については、市町村域を超えて使用されることもあるため、ご意見のようなやり方も一つの方法だと思われます。一方、市町村の財政負担を伴うことから、他の市町村のご意見も伺いながら、実施計画の策定時において、議論をしていく必要があると考えています。
128	8 新法人運営に係る分賦金算定に関する基本的事項		「常備消防運営費に係る各市町村の実質的な財政負担の変動ができる限り大きくならないように努める」とされているが、これは努力目標であり、具体性に欠けている。直近の分賦金シミュレーションでは高知市の財政負担は大きくないが、新たな方面消防本部の運営費用、消防指令センターの整備、各種業務系システム整備など、広域化に伴う新たな費用増加分を、按分方法によっては人口や財政規模の大きい高知市が分賦金として負担することにならないか、強い懸念を抱いている。	準備中だとは思いますが、今後、より具体的なシミュレーションを示していただきたい。	高知市 高知市消防	13	できる限り早期に指令システムやデジタル無線の整備費用など広域化による節減効果が出る費用を含めた経費の全体像をお示ししたいと考えています。
129	8 新法人運営に係る分賦金算定に関する基本的事項		8 新法人運営に係る分賦金算定に関する基本的事項	「広域化に伴い特定地域における行政サービスの水準が他地域に比して顕著に向上すると見込まれる場合には、関係市町村に対して応分の負担を要請する。」とあるが、具体的にどのような場合を想定しているのか説明していただきたい。	土佐市	9	例えば、他地域にはなく、利用地域が限定されている建物等の施設や設備、特殊な資機材や装備等を想定しており、それらについては、全市町村での按分負担が適当ではないと考えています。
130	8 新法人運営に係る分賦金算定に関する基本的事項		「各地域の多様性をできるだけ尊重する観点から、地域において選択した行政サービスの水準に応じた負担を関係市町村に求める」とあるが、具体的にどのような負担を想定しているのか。		中芸広域消防	11	同上
131	8 新法人運営に係る分賦金算定に関する基本的事項		「地域において行政サービスの水準に応じた負担」とは、分賦金算定方法3つの案から選ぶのか、単に前年度の予算実績に基づき、出せる金額を負担するのか、またその金額はいつの段階で一定の基準に基づく分賦金になるのか。「行政サービスが広域化に伴い顕著に向上していく」の想定など、具体的にどのような事を言っているのかお示してください。	「均一化推進」を考慮した分賦金の算定を示す。	南国市 南国市消防	23	同上
132	8 新法人運営に係る分賦金算定に関する基本的事項		「地域において選択した行政サービス」や「特定地域における行政サービスの水準が他地域に比して顕著に向上すると見込まれる場合」とは、具体的にどのようなことを指すのか示していただきたい。	修正案はなく、具体例を示していただきたい。	仁淀消防	2	同上
133	8 新法人運営に係る分賦金算定に関する基本的事項		算定方法に令和2年国勢調査結果を使用しているが、今年度実施の令和7年国勢調査結果によっては結果が大きく変わると思っています。今後、令和7年国勢調査結果を踏まえた試算も出して欲しい	(修正不要)	土佐清水市 消防	6	令和7年国勢調査の結果が判明した時点で、試算を検討したいと考えています。
134	8 新法人運営に係る分賦金算定に関する基本的事項		現状格差のある消防サービスを広域化後も多様性を認めると変わらない可能性が高いと考えられますので反対です。 一定の消防水準を定めその部分は分賦金で賄い、独自のサービスを提供する自治体はその分を自賄いで対応することとしてはどうでしょうか		高幡消防	22	一定の消防水準を定め、その部分を分賦金で賄う場合、消防水準が低い地域の引上げに必要な費用を他の市町村も負担することになるため、各市町村長のご意見も伺いながら検討する必要があると考えています。

No	Ⅲ 広域消防運営計画の骨格案 第5章の項目		意見・理由	骨格（素案）の修正案	意見者	No	県の考え (R7.9.17時点)
	大項目	中項目					
135	9 広域連合本部、方面消防本部及び消防署所の役割に関する基本的事項	9-(3) 消防署所の主な業務	消防団事務を消防が担うことを前提に記載されているが、原則、市町村が担うべき業務であるため、ここに書くべきではないのでは。	記載するのなら「消防団との連携」とすればいかがか。	高知市 高知市消防	14	表記を検討します。
136	10 消防団事務・消防水利の受託等に関する基本的事項		消防組織法の原則に基づき、消防団事務の標準形はすべて、市町村とすべきではないか。なお、「消防団と常備消防に共通する事務」が広域連合予算に計上となっているが、当該事務は具体的にどのようなことを指すのか？		高知市 高知市消防	15	訓練や広報活動などに関して、共通する事務があると考えています。
137	10 消防団事務・消防水利の受託等に関する基本的事項		「消防団と常備消防に共通する事務」の具体例が不明確。		安芸市消防	4	同上
138	10 消防団事務・消防水利の受託等に関する基本的事項		・消防団については、高い充足率を維持しています。広域化することにより、充足率が下がることは絶対にあってはならない事であり、地域防災力の低下に繋がりますので、団担当者制度等、今までのとおり、業務を行っていきたくと考えています。また、基準財政需要額の範囲内で現在の団に係る業務を行っておりますので、新たに委託料等の負担が生じないようにしていただきたい。 ・「消防団と常備消防に共通する事務」「これに係る収入」とは、具体的にどのような事務がありますか。組合消防にお聞きしても、各自治体によって行っている事務内容が異なりますので、県として考えている事務がどのようなものなのか、具体的にお示しを頂きたいと思えます。 ・消防水利事務は広域連合としていつでも使用できるように、点検業務が重要であると考えます。南国市においては、震災時に水源地の遮断弁が閉鎖し、消火栓が使用できなくなる恐れがあり、消防水利が確保しづらい地域において、耐震性防火水槽の積極的な整備を進めておりますが、広域化後の整備や点検をどのようにするのか意見をお聞きたい。	消防水利事務等の標準型（案）広域連合の業務、消防水利の指定、標識の掲示、「点検」を追記	南国市 南国市消防	27	広域化後における消防団や消防水利の事務の実施主体については、市町村が現行の取扱いを維持することを希望する場合には、その意向を最大限尊重することとしています。また、仮に、広域化により市町村が実施主体が変更としても、新たな負担が発生することにはならないと考えています。
139	10 消防団事務・消防水利の受託等に関する基本的事項		本件について、より詳細な内容を頂きたいが、現行の運用でお願いしたい。	(市町村の各水道部局との調整をお願いしたい)	香美市	5	同上
140	10 消防団事務・消防水利の受託等に関する基本的事項		消防団の施設（消防屯所等）の整備や維持管理については現行通り各市町村で実施するものと思われるが、明示的に記述しなくてよいか。	(修正不要) 必要があれば記述を追加	香美市	7	同上
141	10 消防団事務・消防水利の受託等に関する基本的事項		消防団の出動命令等、当該業務に係る知識経験がない自治体によっては、事実上業務を担うのは困難となる。各市町村の現状を踏まえて標準形（案）を検討してもらえないか。	標準形（案）を現状に近い形への見直し	田野町	3	広域化に向けて、消防団や消防水利に関する事務について責任の所在や分賦金の考え方を整理する必要がある、事務の実施主体を各市町村で検討していただくために標準形（案）をお示ししています。標準形（案）と現状の事務の実施主体が異なっている場合には、広域連合への委託も含めて検討の上、対応方針を決めていただきたいと考えています。
142	10 消防団事務・消防水利の受託等に関する基本的事項		消防団に関する事務の標準型（案）	(修正不要)	中芸広域消防	12	「修正不要」と賛同いただいたことを踏まえつつ、他の市町村のご意見も勘案して検討します。
143	10 消防団事務・消防水利の受託等に関する基本的事項		広域化後も引き続き広域連合が市町村から事務を受託できることとしているが、受託している消防団業務は、予算執行、団員の入退団、役員会、表彰、他業務があり、日勤、兼務の職員を減らすことはできないことが考えられ課題と思われる		幡多中央消防	10	職員配置の暫定的試算では、消防団事務を担当する職員を管轄する署所に配置することとしています。
144	11 防災・国民保護担当部局との連携に関する基本的事項	11-(2) 市町村の防災・国民保護担当部局との連携	・高知市においては、構成市町村の災害対策本部への消防署幹部職員の派遣は不可能である。署所幹部職員は自所属の災害対応の管理運営を行う必要があり派遣する余裕はない。 ・構成市町村の災害対策本部への派遣については、消防署幹部職員にこだわらなくてもいいのではないかと。	幹部を削除 消防署職員	高知市 高知市消防	16	各市町村への派遣については、これまでの災害時における各市町村の実態を踏まえて、連携が確保できる方策を地域の実情に応じて検討してはどうかと考えています。
145	11 防災・国民保護担当部局との連携に関する基本的事項	11-(2) 市町村の防災・国民保護担当部局との連携	防災行政無線端末を消防署所に設置し、24時間体制を確保とあるが、通信指令は本部機能に集約されているので署において体制を確保する人員はいないのではないかと。	委託業務として（業務として扱う場合）、分賦金算定の対象とすべきである。	高知市 高知市消防	17	指令業務に関しては、52.5人程度のスリム化が可能と考えています。一方で、消防団員への連絡等の他の業務を指令員が行っている場合がありますので、そうした業務をどのように遂行するか、現行の消防本部の実態を踏まえながら、指令システムを活用した連絡等を検討していく必要があると考えています。
146	11 防災・国民保護担当部局との連携に関する基本的事項	11-(2) 市町村の防災・国民保護担当部局との連携	防災行政無線端末を消防署に設置し、24時間体制を確保することになれば、8ページ②ウに記載する、「52.5」人分の余力は生まれない。	削除、若しくは現在、消防署に防災行政無線端末を設置している市町村は、今後の運用について消防と十分協議の必要がある。	高幡消防	2	同上
147	11 防災・国民保護担当部局との連携に関する基本的事項	11-(2) 市町村の防災・国民保護担当部局との連携	【防災行政無線端末を消防署所に設置し24時間体制を確保】この機器・業務を署所に残しますと通信指令員の集約化にはなりません。（火災・捜索など消防団のサイレン招集・無線対応、現場からの情報収集など）		高幡消防	23	同上
148	12 消防サービスの充実・高度化に関する基本的事項	12-(2) 消防広域化に伴う人員再配置（再掲）	(2) 通信指令業務の人員を減少させるとあるが、来客や加入電話。火災時の消防団招集やサイレン吹鳴・無線傍受の役割。	従来通り指令要員は必要ではないか。	中芸広域消防	14	同上
149	11 防災・国民保護担当部局との連携に関する基本的事項	11-(2) 市町村の防災・国民保護担当部局との連携	防災・国民保護担当部局と消防署所間の人事交流について、安芸市、安芸消防では行っていないが必ず行うのか。また実施する時期が不明である。	(修正不要)	安芸市消防	7	防災・国民保護担当部局と消防署所間の人事交流の必要性について、市町村の担当部局のニーズも踏まえて検討する必要があると考えており、人事交流を必ず行うものとは考えていません。

No	Ⅲ 広域消防運営計画の骨格案 第5章の項目		意見・理由	骨格（素案）の修正案	意見者	No	県の考え (R7.9.17時点)
	大項目	中項目					
150	12 消防サービスの充実・高度化に関する基本的事項	12-(1) 出動体制・部隊運用の改善に関する基本方針	※記載なし 消防力の整備指針第15条（指揮車の運用）及び第30条について、どのような運用構想があるのか。また、全国に例のない県一広域連合による組織体制を目指しているのであれば、高知市消防局以外の方面本部又は消防署に指揮隊が設置されていないこととなります。消防サービスの充実・高度化の肝ともいえる部分であり、災害統制や安全管理等を担う重要な部隊を基本計画にしっかりと記載するべきではないでしょうか。	(将来への魅力ある広域化対策) 24時間体制の指揮隊創設	土佐市消防	4	24時間体制の指揮隊を創設するためには増員が必要なため、財源確保も含めて、市町村のご意見も踏まえながら指揮隊のあり方を協議したいと考えています。
151	12 消防サービスの充実・高度化に関する基本的事項	12-(1) 出動体制・部隊運用の改善に関する基本方針	広域化による消防サービスの充実を掲げておりますが、直近指令（火災等多数の部隊を出動する場合）に対する出動部隊の規模や範囲が示されておりません。大規模な火災があった場合は管轄外の署所からの出動はあるのでしょうか。また、その場合の指揮統制等（非番招集の実施や指揮隊設置含む）をどのように考えているのか。できれば基本計画（県の構想）の段階で示していただきたい。	小規模消防本部が実施している非番招集に代わるブロック内応援の体制基本計画（運用構想図）の記載	土佐市消防	5	基本計画では、「広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事項」を定めたいと考えており、直近指令時の出動部隊の規模や範囲、指揮統制といった考え方については、実施計画等に定めることとしてはどうかと考えています。
152	12 消防サービスの充実・高度化に関する基本的事項	12-(1) 出動体制・部隊運用の改善に関する基本方針	「直近指令」や「ゼロ隊運用」について体制を構築する。と言い切っているが、諸問題（直近指令による出動範囲の見直しに伴う費用負担やゼロ隊運用の方法等）があるなか、構築すると言い切って大丈夫なのか。		土佐市消防	6	「直近指令」や「ゼロ隊運用」は広域化によって得られる大きなメリットの1つであると考えています。費用負担や運用方法の検討が必要ですが、他県の実例を参考にしながら、本県でも構築することは可能だと考えています。
153	12 消防サービスの充実・高度化に関する基本的事項	12-(1) 出動体制・部隊運用の改善に関する基本方針	・多くの消防本部が災害時（通常）に非番員ありきの体制とおもわれますので、その辺の議論も必要と考えます。 (例) 鎮火すると出動部隊は撤収しますが、火災調査となると小規模な署所は非番員で火災調査を実施している現状があります。		高幡消防	24	組織ごとの出動実態や役割分担、職員配置の考え方と併せて協議していく必要があると考えています。
154	12 消防サービスの充実・高度化に関する基本的事項	12-(2) 消防広域化に伴う人員再配置（再掲）	(2)各消防署所の業務は広域化後も多岐にわたると思われ人員配置をどのようにするのか。（予防・消防団事務等）	各消防署所の間接部門の人員配置	中芸広域消防	13	同上
155	12 消防サービスの充実・高度化に関する基本的事項	12-(2) 消防広域化に伴う人員再配置（再掲）	※記載なし 高知県消防学校では、以前から学校運営において出向職員の不足等により新設の課程創設や処遇などで少なからず支障をきたしているようですので、県全体の組織となれば学校運営（教育）においても、あらたな職員配置や研修課程の創設・高度化など検討すべきだと考える。全国に例のない県一広域連合による組織体制を目指しているのであれば、現状のままの体制や教育過程等の内容では広域化のメリットを活用できていないのではないのでしょうか。	(将来への魅力ある広域化対策) 高知県消防学校の職員配置計画及び研修体制の充実・強化	土佐市消防	7	消防学校の充実・高度化についても検討していきたいと考えています。
156	12 消防サービスの充実・高度化に関する基本的事項	12-(3) 各部門における消防サービスの充実・高度化に関する取組方針	②救急部門 日勤救急隊の体制拡充とあるが、そんな人的余裕が生まれるとは考えられない。その前に、三部制の統一に向けた検討が必要である。	削除	高知市 高知市消防	18	方面消防本部に配置される職員の体制によって、日勤救急隊を編制することができるのではないかと考えています。
157	12 消防サービスの充実・高度化に関する基本的事項	13-(3) 整備スケジュール及び現行システムからの移行計画に関する基本方針	②日勤救急隊の体制拡充について、日勤救急隊の配置をどのように考えているのか。配置された管轄には恩恵があるが、該当しない市町村には恩恵がない。上記同様、分賦金のことを含め説明いただきたい。		土佐市消防	11	方面消防本部に配置される職員の体制によって、日勤救急隊を編制することができるのではないかと考えています。また、活動に要した経費については、受益市町村で按分し、分賦金に反映させてはどうかと考えています。
158	12 消防サービスの充実・高度化に関する基本的事項	12-(3) 各部門における消防サービスの充実・高度化に関する取組方針	②救急部門 救急隊の労務負担の軽減について。 今後も救急出動件数は増加が見込まれるため、救急隊の労務負担を軽減する取組みは不可欠である。	②救急隊の労務負担の軽減 「出動報告書などの事務処理方法や様式の統一を行うとともに、システム更新の際にはさらなるICT化を推進させ、現場の事務負担を軽減させる。さらに、医療機関との情報連携の強化をより一層進め救命率の向上に取組む。」などの要素を盛り込んでいただきたい。	高知市 高知市消防	20	デジタル化の推進による業務の効率化に取り組む考えですが、具体的な取組や方向性については、実施計画等で定めることとしてはどうかと考えています。
159	12 消防サービスの充実・高度化に関する基本的事項	12-(3) 各部門における消防サービスの充実・高度化に関する取組方針	④予防部門 火災予防条例の全県域で統一をとあるが、市民、住民が不利益を被ることも出てくるのではないかと。	各市町村の条例を洗い出し、検討が必要である。	高知市 高知市消防	21	ご指摘のとおり、各市町村の条例等の内容を比較した上で検討していく必要があると考えています。
160	12 消防サービスの充実・高度化に関する基本的事項	12-(3) 各部門における消防サービスの充実・高度化に関する取組方針	②救急部門：小規模消防本部は、消防力に余力が無いなかで活動していますが、「中継搬送」することで、1件の出動が2件となり、一人の傷病者に2台の救急車に対応し、6名の人員が取られることになり、中継先の消防本部の負担が増すことが考えられるため、中継先の消防力強化が求められると思います。 ③救助部門：特別高度救助隊の結成は、当初の計画から盛り込まれていますが、分賦金等の予算が集まらない場合は、現状以上の消防サービスの充実、難しいのではないですか。特別高度救助隊を編成するための予算増はどの程度を見込んでいますか。		南国市 南国市消防	32	②中継搬送については、患者の容態や引渡先の出動体制に支障がない範囲で取り組む運用を想定しています。 ③他県の事例では、特別高度救助隊の発足に2億円程度の経費を要しており、新たな部隊の必要性やあり方について、協議したいと考えています
161	12 消防サービスの充実・高度化に関する基本的事項	12-(3) 各部門における消防サービスの充実・高度化に関する取組方針	②救急部門 気管挿管や薬剤投与など、救急救命士が行う処置の範囲が年々広がる中、高度な救急資機材については、重複を避けつつ、計画的に整備を進める。あわせて、広域化による人員再配置を生かして訓練や研修を充実させ、救命率の一層の向上を図る。	下線部の意味が分からないので、表現を変更	黒潮町	4	表記を検討したいと考えています。

No	Ⅲ 広域消防運営計画の骨格案 第5章の項目		意見・理由	骨格（素案）の修正案	意見者	No	県の考え (R7.9.17時点)
	大項目	中項目					
162	12 消防サービスの充実・高度化に関する基本的事項	12-(3) 各部門における消防サービスの充実・高度化に関する取組方針	各部門における装備・車両等の重複について地域の実情に応じて計画的に整備するとあるが、現状でどういった装備・車両が重複していると考えているのか。県全域を通じた整備水準の平準化とあるが、各署所における車両の増減をどのように考えているのか、記載的に疑問がある。		土佐市消防	9	広域化の一般的なメリットとして、旧消防本部の管轄のカベがなくなるため、活動範囲や装備・車両等の配置を見直すことで、装備・車両等の総数を減らすことも可能となります。15消防本部が有する現在の消防力と、広域化した場合の消防力の運用効果の整理・検証を消防防災科学センターに委託しており、作業が完了次第お示ししたいと考えています。消防力の運用効果のほか、新規施設整備等に係る費用の分担のあり方に関する検討結果を踏まえながら、装備・車両等の整備に関する計画を策定する必要があると考えています。
163	12 消防サービスの充実・高度化に関する基本的事項	12-(3) 各部門における消防サービスの充実・高度化に関する取組方針	※記載なし 高度研修の受講体制及び連合消防局内の研修体制を構築すべきではないでしょうか。職員にとって消防研修は非常に重要であり、欠くことのできない重要項目であると考えますが、県の構想に記載がない理由を示していただきたい。	(将来への魅力ある広域化対策) 高度研修の受講体制及び連合消防局内の研修体制構築	土佐市消防	8	研修体制の充実が重要であることから、具体的な取組内容や基本計画への記載を検討したいと考えています。
164	12 消防サービスの充実・高度化に関する基本的事項	12-(3) 各部門における消防サービスの充実・高度化に関する取組方針	①NBC災害への対応について専門部隊（特化した署所）が必要ではないか	(追記) ・NBC災害への対応について、指定する消火隊を専門部隊の兼務とし、高度救助隊をはじめとした各隊の連携体制を構築し、多様化する災害への対応力を強化する。	黒潮町	3	新たな部隊の必要性やあり方について、消防業務部会やワーキンググループで議論したいと考えています。
165	12 消防サービスの充実・高度化に関する基本的事項	12-(3) 各部門における消防サービスの充実・高度化に関する取組方針	【県全域を通じた整備水準の平準化については、10年間の装備・車両等の整備に関する計画を策定する中で検討する】平準化した計画を策定するのであれば今であり、それが議会等への説明につながるのではないのでしょうか		高幡消防	25	15消防本部が有する現在の消防力と、広域化した場合の消防力の運用効果の整理・検証を消防防災科学センターに委託しており、作業が完了次第お示ししたいと考えています。消防力の運用効果のほか、新規施設整備等に係る費用の分担のあり方に関する検討結果を踏まえながら、装備・車両等の整備に関する計画を策定する必要があると考えています。
166	12 消防サービスの充実・高度化に関する基本的事項	12-(4) 住民サービスの向上と魅力ある職場環境の両立	広域化により、現在の市町村単位による管轄の線引きが無くなりますが、広域化における管轄の線引きの引き直しが必要と感じています。例えば、南国市においてお隣の高知市へは、一番近いところで約4分で到着します。具体的に言いますと、大津や介良の一部、潮見台等南国市から出動の方が早い地域があり、県下的にも同じような地域が沢山あると思います。広域化後の管轄における総人口及び出動件数を加味した、出動体制のシミュレーションをして頂きたい。また、広域化直後は、指令システムの構築がなされていないので、それまでは、直近の事案について出動しないのでしょうか。またしない場合は、住民に対し指令システムが完成するまで、近くに消防署があっても体制はこれまでと変わらないということを徹底しないと、住民から誤解を招かないか心配であります。		南国市 南国市消防	33	県一の指令システムが統合される前と後の取組を整理した上で、住民の皆様にはわかりやすくお知らせすることが必要だと考えています。
167	12 消防サービスの充実・高度化に関する基本的事項	12-(4) 住民サービスの向上と魅力ある職場環境の両立	④直近指令・ゼロ隊運用 通信指令業務を県一消防指令センターで一括して行うとなると、住民等からの消防救急の連絡があった場合、混乱状況の中での連絡ということもあり、正確な位置情報ではなく地域で伝わる昔からの呼称（エリア）等で連絡してくるケースも多いので、そういった場合の対応は難しいのではないかと。	意見・理由にも書いたような課題をクリアできるような配置、体制づくりは検討できないか。	田野町	5	県一の指令システムにより、通報者の電波等から位置を特定することができます。通報者から聴取した情報を組み合わせることで、地元の地理に精通していない職員であっても、通報者の位置特定は可能だと考えています。 (第2回通信・システム部会の資料30ページ参照)
168	12 消防サービスの充実・高度化に関する基本的事項	12-(4) 住民サービスの向上と魅力ある職場環境の両立	①から⑥の全てにおいて、現時点では効果が不透明と感じる。	骨格（素案）に対して市民等から説明を求められた場合に、対応できるような資料を明示していただきたい。今後市民への説明や議会対応をする場合に苦慮しないよう、広域化のメリットとしてできるだけ数値化して示していただきたい。 ※現状の諸問題を精査（件数等）し、どれくらいの効果を見込んでいるか示していただきたい。	土佐市消防	12	消防サービスの充実・高度化（案）について、第2回消防業務部会の資料26ページでお示ししています。この中で、県内の消防本部の現状に関するデータもお示ししています。今後とも、広域化後のサービスの内容がイメージできるような資料作成に努めたいと考えています。
169	12 消防サービスの充実・高度化に関する基本的事項	12-(4) 住民サービスの向上と魅力ある職場環境の両立	①コンプライアンス推進室（仮称）の設置 コンプライアンス推進室でどのような施策を行うことで、パワハラ防止や安心して働ける環境が作れると想定しているのか。具体例を示して欲しい。 当推進室の設置でハラスメントが防止できるのか。現実的な肝は現場の管理職である。同室の人員を現場又は方面本部に振りかけた方が、消防サービスの向上につながるのではないかと。		高知市 高知市消防	22	職員へのアンケートやヒアリング、職場調査等による実態把握の他、職員からの相談の受付により、ハラスメントに対する措置を行うとともに、管理職への研修等による意識向上、法令違反の事案発生時の初動対応や人事異動を含む改善・予防策の実施等により、安心して働ける職場づくりに取り組むことを想定しています。
170	12 消防サービスの充実・高度化に関する基本的事項	12-(4) 住民サービスの向上と魅力ある職場環境の両立	①コンプライアンス推進室（仮称）の設置 「若手職員が安心して働ける環境づくり」や「若手や女性にとっては魅力的な職場」など、若手や女性に重きを置いた記載は、中堅職員を対象外ととれる記載内容である。パワハラも上司から部下に対するだけでなく、部下から上司に、女性から男性にも起こりうる事である。若手や女性ばかりに重きを置くと、中堅以上の職員が働きにくくなり、早期離職に繋がりが、経験や知識不足に伴う住民サービスの低下に繋がりがかねない。	パワハラ防止や、全ての職員が安心して働ける環境づくりのために、広域連合本部の新たな機能として、コンプライアンス推進室（仮称）を設置する。 この室が機能することにより、全ての職員にとって魅力的な職場となり、将来の消防の担い手確保につながる。また、消防職員にとっては職場の悩みが減り離職予防や定着促進につながる。	香美市消防	5	ご意見のとおり、全ての職員が安心して働ける環境づくりの取組として、コンプライアンス推進室（仮称）を設置してはどうかと考えています。
171	12 消防サービスの充実・高度化に関する基本的事項	12-(4) 住民サービスの向上と魅力ある職場環境の両立	②デジタル推進室（仮称）の設置 ハイスpekドローンによって災害対応力が向上するのはほんのわずかである。また、消防DXの導入で市民の利便性向上や職員の業務負担が減ることは大変望ましいことであるが、それには相当の財政負担が必要になる。そういった試算結果も示してもらいたい。 また、それらに係る財源はどうするのか。		高知市 高知市消防	23	業務のデジタル化が進んでいる高知市の取組等を参考にしたいと考えています。現在導入されていない新たなデジタル技術の導入については、必要性や費用対効果を見極めて予算を検討する必要があるため、そうした専門的な実務をデジタル推進室が担うことを想定しています。

No	Ⅲ 広域消防運営計画の骨格案 第5章の項目		意見・理由	骨格（素案）の修正案	意見者	No	県の考え (R7.9.17時点)
	大項目	中項目					
172	12 消防サービスの充実・高度化に関する基本的事項	12-(4) 住民サービスの向上と魅力ある職場環境の両立	① コンプライアンス推進室（仮称）の設置 内部統制ガイドラインに沿った体制を提案いたします。		高幡消防	26	総務省の「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」を踏まえた体制の検討が必要だと考えています。
173	12 消防サービスの充実・高度化に関する基本的事項	12-(3) 各部門における消防サービスの充実・高度化に関する取組方針	②救急部門 中継搬送は現状でも運用可能であるが、実施していないのはメリットが少ないからではないか。中継搬送については、傷病者の引継ぎや隊間での送りによる搬送時間の遅延、さらには救急車間での移動などによる傷病者負担も考えられる（緊急性の高い場合は、より無駄な時間を省く必要がある）。 また、中継を受ける側は送り側に合わせて早めに出動を止める必要があり、結果、市民サービスの低下に繋がるのではないかと。もし、実施するとしても、現状の救急隊数では対応困難と考える。加えて、送り、搬送の引継ぎ等で搬送が遅延することは救急業務実施基準に違反するのではないかと考える。 ※その他に考えられるデメリット ・複数の救急車を使うことで生じる報告書等の事務処理の増加（複数中継することで各隊件数が1件となる） ・送りでのミス、病院への送りの精度の低下（最初に接触していない救急隊から送りであることでの精度の低下） ・指令システム上で中継搬送を組み込むのは非常に難しく、結局指令課員の判断や操作が重要になるため、指令課員の業務負担の増加の危惧 ※その他の意見 ・恩恵を受けられる本部はどのくらいあるのか。（負担増となる本部が多いのではないかと。） ・『中継搬送の活用により、住民にとっては、最寄りの消防署に救急車が不在の時間帯が減り』と記載しているが、中継搬送に使用された消防署付近の『住民』にとっては救急車が不在の時間帯が増加すると思われるが、そこに対しての記載も必要ではないか。	・「中継搬送」の考え方の見直し又は削除。 ・中継搬送を実施するのであれば、「転院搬送」または「軽症の傷病者」に限定するなど、実施基準を定めることが必要。 ・郡部地域の車両出払い時の空白時間を考慮するのであれば、従来どおりの高知県内広域応援協定での対応で十分と考える。 ・「中継搬送に係る救急隊」の増隊を規定すべき。	高知市 高知市消防	19	中継搬送については、患者の容態や引渡先の出動体制に支障がない範囲で取り組む運用を想定しています。
174	12 消防サービスの充実・高度化に関する基本的事項	12-(4) 住民サービスの向上と魅力ある職場環境の両立	③効率的な部隊運用（中継搬送の活用） 郡部の市町村から高機能病院に搬送する場合、中継搬送はありがたいが、中継として出動が増えることが想定される高知市や南国市、四万十市等の体制に影響が大きいのではないかと。	意見・理由にも書いたような課題をクリアできるような配置、体制づくりは検討できないか。	田野町	4	同上
175	12 消防サービスの充実・高度化に関する基本的事項	12-(4) 住民サービスの向上と魅力ある職場環境の両立	③効率的な部隊運用（中継搬送の活用）中継搬送の活用とあるが、3次医療圏内に近い消防署の負担が増加するのではないかと。	方面本部や各署所との話し合いが必要。	中芸広域消防	15	同上
176	12 消防サービスの充実・高度化に関する基本的事項	12-(4) 住民サービスの向上と魅力ある職場環境の両立	③効率的な部隊運用（中継搬送の活用） 救急搬送における高知市内（3次医療機関を指していると思われる）への中継搬送は、限定的な特殊事例のみで良いと考えられる。都度、救急搬送を中継する場合、例えば、夜間等の時間外出動時は出動隊員全てに時間外手当が支給されるが、その費用対効果は無いに等しいのではないかと。また、要請があれば日中は訓練や事務処理時間、夜間であれば仮眠時間を割いてまで出動するメリットはないと考えるのが妥当ではないか。  長時間の出動時間とはどの程度なのか。中継搬送を行うことにより、2隊以上が出動から帰署まで不在となる。感染リスクや車内汚染のリスクを考慮した場合、隊員の負担が増加する。引継ぎに生じる傷病者の負担や処置判断のミスによる事故の発生リスク、傷病者及び付き添い者等の貴重品の管理リスクが増える等のデメリットの方が圧倒的に多と思われる。	(削除)  併せて 12-(3)各部門における消防サービスの充実・高度化に関する取組方針②救急部門 中継搬送に係る部分を削除	香美市消防	6	同上
177	12 消防サービスの充実・高度化に関する基本的事項	12-(3) 各部門における消防サービスの充実・高度化に関する取組方針	②救急部門 「中継搬送」について <u>リレー方式中継では傷病者の負担が増すことになるのでは。</u> <u>(中継地点での車両乗換による搬送時間増・身体的負担)</u>	救急における長距離搬送については、過疎地域における医療体制も一因と考えます。特に救急医療の衰退は都市部への搬送が必然となります。消防広域化では消防の論議が中心となっていますが、併せて県による医療機関の検討も必要ではないでしょうか。特に地域の拠点病院の強化、医師の確保。転院が必要であれば医療機関の車両での搬送により消防の負担が減るとともに、管内の救急車空白時間が減少すると考えます。	嶺北消防	7	同上
178	12 消防サービスの充実・高度化に関する基本的事項	13-(3) 整備スケジュール及び現行システムからの移行計画に関する基本方針	②救急隊の中継搬送について、広域連合となり県一の本部とはなるが、中継を受ける側を管轄する消防署には余分な負担が掛かる。あくまでも市町村の分賦金での運用を考えると、まだその問題等が解決していない段階で「取り組む」とまで記載されているが、このことについて説明いただきたい。		土佐市消防	10	同上
179	12 消防サービスの充実・高度化に関する基本的事項	12-(4) 住民サービスの向上と魅力ある職場環境の両立	③ 効率的な部隊運用（中継搬送の活用） 中継先救急隊の管轄自治体が不在となるため、各方面ごとに一台増隊することを提案します。		高幡消防	27	同上
180	12 消防サービスの充実・高度化に関する基本的事項	12-(4) 住民サービスの向上と魅力ある職場環境の両立	中継搬送の実施にあたっては、室戸～高知間を安芸市で中継する例が示されているが、高知市東消防署の救急車を活用し、安芸市で中継する方法も可能と考える。	(修正不要)	安芸市消防	5	「修正不要」と「賛同」いただいたことを踏まえつつ、他の市町村のご意見も勘案して検討します。

No	Ⅲ 広域消防運営計画の骨格案 第5章の項目		意見・理由	骨格（素案）の修正案	意見者	No	県の考え (R7.9.17時点)
	大項目	中項目					
181	12 消防サービスの充実・高度化に関する基本的事項	12-(4) 住民サービスの向上と魅力ある職場環境の両立	④直近指令・ゼロ隊運用 従来の管轄を越えて出動させるとありますが、現在の消防本部の配置で初動体制の迅速化と効率化は上がるのか。	管轄を越えての出動で管内に空白ができるのではないかと。非番職員の招集はなくなるのか。	中芸広域消防	16	直近指令やゼロ隊運用を行う際には、管内に空白を生じさせるリスクを指令センターが考慮して出動部隊を判断することになると考えています。
182	12 消防サービスの充実・高度化に関する基本的事項	12-(3) 各部門における消防サービスの充実・高度化に関する取組方針	③救助部門 特別高度救助隊を編成する必要がない。必須だけ満たすミニマム型であれば、NBC災害対応の専門性を消防隊などに待たせる方が救助の専門性が向上する。	高度救助隊でよい。	黒潮町	5	新たな部隊の必要性やあり方について、引き続き協議したいと考えています。
183	12 消防サービスの充実・高度化に関する基本的事項	12-(4) 住民サービスの向上と魅力ある職場環境の両立	⑤高度救助隊でよい		黒潮町	6	同上
184	12 消防サービスの充実・高度化に関する基本的事項	12-(4) 住民サービスの向上と魅力ある職場環境の両立	⑥広域化に伴う人員再配置による現場体制の強化 「兼務の解消を進め、現場体制を強化する。」とあるが、高知市以外の消防本部は毎日勤務者の増員がないと兼務の解消は不可能ではないか。現状より署所の人員が減っている中でどのように兼務を解消するのか、実現性を見込み難い。	削除	高知市 高知市消防	24	消防本部の日勤職員の業務や指令業務を集約することで、現場職員の兼務の解消を進めることができると考えています。人口減少に伴って人材や財源の確保が難しい実態を踏まえながら、役割分担や職員配置について協議したいと考えています。
185	13 新たな消防指令システム及びデジタル無線整備に関する基本的事項	13-(4) 消防指令センターの整備ペースの確保に関する方針	広域連合本部の事務室の設置場所が確定していない現状で、令和10年度の広域連合発足が可能なのか。 ※あんしんセンターに共同指令センターを設けることについて、高知市としては「難しい」との見解（庁内協議済）を県に回答しており、新たな建屋が必要であるのではないかと。	あんしんセンター以外の既存施設（高知県所管施設含む。）の検討が必要。	高知市 高知市消防	2	新たな施設の建設には多額の費用を要することから、既存の施設の活用について、高知市と共に知恵を出し合って検討していきたいと考えています。
186	13 新たな消防指令システム及びデジタル無線整備に関する基本的事項	13-(4) 消防指令センターの整備ペースの確保に関する方針	高知市消防局の既存施設内において整備を図る方向とあるが、広域連合の本部及び消防指令センターの設置について、早急に決定し明記する必要があると考える。 広域連合の本部設置については、既存施設でいけるのかどうかで、分賦金に多大なる影響があり早急にこの問題は解決していただきたい。	広域連合本部の設置場所（設置建物）の明記	土佐市消防	13	広域連合本部及び指令センターの設置場所については、高知市との協議を継続して行っており、できる限り早期に決定し、設置に必要な費用も含めてお示ししたいと考えています。
187	13 新たな消防指令システム及びデジタル無線整備に関する基本的事項	13-(5) システム整備及び運用によるコスト削減効果に関する暫定的試算	・緊防債の継続ありきの考えにはリスクがあると考えます。 ・各自治体が新たな仕様のシステムを単独で導入することはなく、広域化で共同整備した際との負担の比較によるコスト削減の試算は意味が無いと考えます。		南国市 南国市消防	38	国の財政措置は広域化を進めるに当たって必要不可欠です。この継続・拡充については、必要に応じて国に政策提言を行いたいと考えています。 指令システムの共同整備によるコスト削減効果の試算では、現行システムと比較するために、システムの整備時期や機能等をできる限り同じ条件した上で、国の財政措置も踏まえて実施しており、試算時の条件は妥当なものだと考えています。
188	13 新たな消防指令システム及びデジタル無線整備に関する基本的事項	13-(5) システム整備及び運用によるコスト削減効果に関する暫定的試算	県下を管理する指令センターの導入費用に、指令回線の確保は含まれているのか。大規模災害時にも通信を確保できる方法（多重無線や衛星通信等）が必要である。また、署所に設置する指令受信端末やAVMなど、これまで導入されていなかった新たな装備も必要になり、ランニングコストも大幅に上昇することも示してもらいたい。		高知市 高知市消防	25	お示しした暫定的試算には、非常用指令設備等の費用が含まれていますが、具体的な仕様については、今後議論する必要があると考えています。 また、今般の暫定的試算において、ランニングコストは実態をヒアリングして整備費の6%としています。
189	13 新たな消防指令システム及びデジタル無線整備に関する基本的事項	13-(5) システム整備及び運用によるコスト削減効果に関する暫定的試算	広域化に伴い、臨時的経費がどれくらい必要であるかを算出してもらいたい。 例： ○人事、給与システム関係 ○デジタル無線関係（基地局を含めた整備） ○新たに必要となる庁舎（広域連合本部、指令センター） （あんしんセンターに指令センターを設けることは厳しい。） （あんしんセンターは、中央方面隊（警防、予防、救急、総務）で使用、中央消防署ではスペースがない） （広域連合本部60人と発足時に臨時事務10人） ○指令システム整備費 （県の試算では36.6億円としているが、消防局が独自に調査した結果、県内共通で整備した場合、約50億円必要になるとのこと。36.6億はどのように算出されたのか教えてもらいたい。		高知市 高知市消防	3	業務システムやデジタル無線などの経費の広域化に伴う臨時的経費の見積り作業中であり、整理した上で改めてお示ししたいと考えています。
190	2 新組織の構成及び職員配置に関する基本的事項	2-(2) 新法人における所属人員配置に関する基本方針及び暫定的試算（シミュレーション）	② 第2期：指令業務の統合時（令和15年度～） 指令業務の統合時期を並行して進めるべき。現状の指令システムを更新する費用等に対する措置がなされていないこと。 （2期統合時における債務の担保が示されないため、財源捻出に躊躇が生じている。統合時において7年目等で使用しなくなることによる費用弁償や、一括返済、返済期間の短縮等市町村にかかる負担が大きい。）および、統一することにより財源縮小でき、それらが職員処遇や運営に際してのハード面整備に直結するため、一番の説得材料となる。	② 指令業務の統合を並行して協議 高知広域消防局の根幹ともいえる指令業務の統合を早期に実現し、財源、人材を最大限活用できる体制とし、災害対応能力の強化はもとより住民サービスの向上、職員処遇の改善につなげる。また移行期間までの既存の指令システムの更新は現行の消防本部等でおこなう必要があるが、これらは高額な導入費用を伴うものであるため、各種起債等を活用できるものとし、移行時においても継続利用可能な施設の構築に努める。統合時において使用不可となるシステムの債務については不履行や一括弁済等が生じないものとして確約する。	高幡消防	6	指令システムを統一する時期については、現行システムのうち、システム構成や整備費用が最大である高知市・土佐市の更新時期のほか、新システムの検討準備、設計・整備に必要な期間を踏まえると、令和15年度が適当ではないかと考えています。 広域化前の指令システムについては、専ら特定の市町村が受益する財産に当たると考えており、受益する関係市町村で費用を負担していただくことになると考えています。
191	13 新たな消防指令システム及びデジタル無線整備に関する基本的事項	13-(6) デジタル無線整備及び運用によるコスト削減効果に関する暫定的試算（調整中）	消防デジタル無線の県下での統一した運用には、無線基地局をつなぐ通信回線が必要になるが、警察無線のような山上基地局は瀬戸内側への影響が大きく許可が下りないので、基地局同士を接続するアプローチ回線の構築が大きな課題になる。こちらも新たなランニングコストが発生するため、考慮する必要がある。		高知市 高知市消防	26	デジタル無線の仕様等を具体化の中で検討したいと考えています。

No	Ⅲ 広域消防運営計画の骨格案 第5章の項目		意見・理由	骨格（素案）の修正案	意見者	No	県の考え (R7.9.17時点)
	大項目	中項目					
192	13 新たな消防指令システム及びデジタル無線整備に関する基本的事項	13-(1) 新消防指令センター及びデジタル無線設備の仕様に関する基本方針	・通信指令業務は119番通報のみならず、招集サイレン・放送、防災・へり対応、県境を接しているトンネルなど他県との連携等、様々ありその中で一つでも署所に業務が残ると集約化につながりません。新たな機器も含め必要な投資を行ってでも集約化を目指すべきと考えます。 ・現状のデジタル無線では管内で不感地帯があり、携帯電話も不感地帯が多く通信手段はぜひとも、県全域での通信が出来るように県や市町村の既存の設備を最大限活用して基地局の適正化や、災害時における中継局の持続についても考える必要があると思います。（現状、自家発の燃料であるが太陽光や蓄電池など）		高幡消防	28	同上
193	13 新たな消防指令システム及びデジタル無線整備に関する基本的事項	13-(6) デジタル無線整備及び運用によるコスト削減効果に関する暫定的試算（調整中）	一定の条件を設けて更新が必要な本部に補助はできませんでしょうか		高幡消防	29	国の有利な財源措置を活用する方策をとるべきと考えています。
194	14 各種業務システムの整備その他業務デジタル化に関する基本的事項	14-(1) 人事、給与、財務会計、消防業務等の業務システム整備の基本方針	方面消防本部に消防対策本部が設置された場合に、県域に渡る情報共有やその後の円滑な広域応援につなげるため、県内で統一したシステムの構築が不可欠である。		高知市 高知市消防	27	今後、業務システムの整備時期等を検討していきたいと考えています。
195	14 各種業務システムの整備その他業務デジタル化に関する基本的事項	14-(1) 人事、給与、財務会計、消防業務等の業務システム整備の基本方針	給与関係システムや歳入歳出事務に関する財務会計などの各種システムを統一しておかないと、事務が煩雑になることが予想される。	・日常的な業務量が多く資金管理上も速やかな状況把握の必要性が高い給与関係事務、財務会計事務に係るシステムを広域化前に統一化する。	室戸市 室戸市消防	8	同上
196	14 各種業務システムの整備その他業務デジタル化に関する基本的事項	14-(1) 人事、給与、財務会計、消防業務等の業務システム整備の基本方針	発足からシステム整備が完成するまでの間、どのように財務・給与等の事務を運用するのかが不明確である。システムが未整備の状態では適正な財務事務が可能か疑問である。	発足当初から円滑な事務処理が可能となるよう、暫定的なシステム運用方法を明記すること。	安芸市消防	6	同上

## 国（消防庁長官）が定める「基本指針」

消防組織法に基づき、「市町村の消防の広域化に関する基本指針」を策定。

### 都道府県が定める「推進計画」

（消防組織法第33条）

### ※高知県における「基本計画」

- **県は、広域化を推進する必要があると認める場合には、その市町村を対象として、推進計画を定めるよう努めなければならない。**

#### 【推進計画に掲げる主な事項】

#### ・広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事項

<以下、基本指針から引用> 組合の方式による場合  
以下を参考にしつつ、各都道府県の実情を勘案して定める。

**例えば、以下のような事項について、構成市町村等間において十分協議の上、可能な限り、組合又は事務委託の規約、規程等において定めることとすることが有効**である。

- ① 経常的経費、投資的経費それぞれについての構成市町村ごとの負担金の額又は負担割合等に係る基本的なルール
- ② 職員の任用、給与、教育訓練等に関する計画を策定すること。
- ③ 中長期的な整備費用の見直しを含めた消防力の整備計画を策定すること。
- ④ 部隊運用、指令管制等に関する計画を策定すること。
- ⑤ 災害時等に構成市町村の長と消防長、消防署長又は消防団長とが緊密に連携することができるよう、相互連絡、情報共有等に関する計画を策定すること。
- ⑥ 構成市町村間の連絡会議の定期的な開催、消防長の専決対象の明確化等構成市町村間の迅速な意見調整を可能とするための仕組みを構築すること。
- ⑦ 組合の運営に関し、住民の意見を反映できるようにすること。

- ・広域化対象市町村の組合せ
- ・防災に係る関係機関相互間の連携の確保

- **推進計画の策定又は変更の際には、関係市町村の意見を聴かなければならない。**
- 都道府県知事は、広域化対象市町村に対し、必要な調整・援助等を行う。

### 市町村が定める「運営計画」

（消防組織法第34条）

### ※高知県における「実施計画」

- **広域化対象市町村は、その協議により、広域化後の消防の円滑な運営を確保するための計画を作成する。**

#### 【運営計画に掲げる主な事項】

- ・広域化後の消防の円滑な運営を確保するための基本方針

<以下、基本指針から引用>

広域化に係る協議の際にこれらの事項（左記①～⑦）について十分協議の上、可能な限り運営計画において定めること。

- ・消防本部の位置及び名称
  - ・市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保
- 運営計画作成のため、地方自治法上の協議会を設ける場合には、構成員の特例を設ける。

消防組織法や基本指針の考え方を踏まえ、

- 今年度策定する「基本計画」への記載事項

➡ **すでにお示ししている「基本計画の骨格（素案）」の内容をベースとする。**

- これ以上の詳細な事項

➡ **来年度以降の策定を予定している「実施計画」等において定める。  
（法定協議会を設置して、実施計画を策定）**



# 1. 分賦金の算定

## 前回（第2回財務部会）の議論

### 毎年度の消防にかかる経費の全体像及び分賦金の算定について

- ……令和5年度決算調査の結果を基に毎年度、消防にかかる経常経費（常備消防費）を提示（歳出額**107**億円、一般財源**101**億円）
- ……あわせて、一般財源ベース**101**億円にかかる分賦金の試算3案を提示し、方向性を議論
  - 【試算Ⅰ】 基準財政需要額の割合に応じて案分
  - 【試算Ⅱ】 広域化前負担額に応じた案分額から基準財政需要額に応じた案分額に10年間かけて移行
  - 【試算Ⅲ】 連合本部の経費は全市町村で、各方面本部の経費は構成市町村で、各消防署所の経費は構成市町村でそれぞれ案分  
 ➔基準財政需要額（50%）、人口及び出動件数（25%）の割合で試算
- ……広域化に伴い必要となる経費等の全体像については、次回に提示

## 第3回財務部会のポイント

### 広域化に伴い必要となる経費や、システムの共同整備による節減効果を踏まえた経費の全体像について

- ……令和5～6年度決算調査の結果を基に毎年度、消防にかかる経常経費（常備消防費）に加えて、広域化に伴い必要となる経費の全体像を提示するとともに、分賦金再試算を提示
- ……広域化に伴い、業務システムの整備等に要する経費が生じ、広域化前は一時的に実質負担が増加（R9：+3.4億円）加えて、広域化後は必要最小限の職員の処遇の統一等に必要な経費が毎年生じる（R10：+2.3億円、R11以降は0.1億円ずつ増加）
- ……広域化により活用可能となる緊急防災・減災事業債といった有利な財源の効果と、消防指令システム、救急デジタル無線等の共同整備によるスケールメリットが働き、節減効果生まれる（R11以降：▲3.9億円/年）
- ……長期的には、広域化により算定対象となる特別交付税や消防指令システム等の節減効果を踏まえた、単年度あたりの負担額は▲0.5億円/年（R9～R22）となる。
- ……一方、必要最小限の処遇の統一にとどまらず、3交替制勤務の全県導入（+7.8億円/年）や高知市の水準に合わせた全職員の給与水準の統一（+2.8億円/年）を行うと節減効果を上回る負担となる
- ……こうした経費をどのように構成団体が負担するか案分方法の詳細については、実施計画の策定に向けた法定協議会でさらなる議論が必要



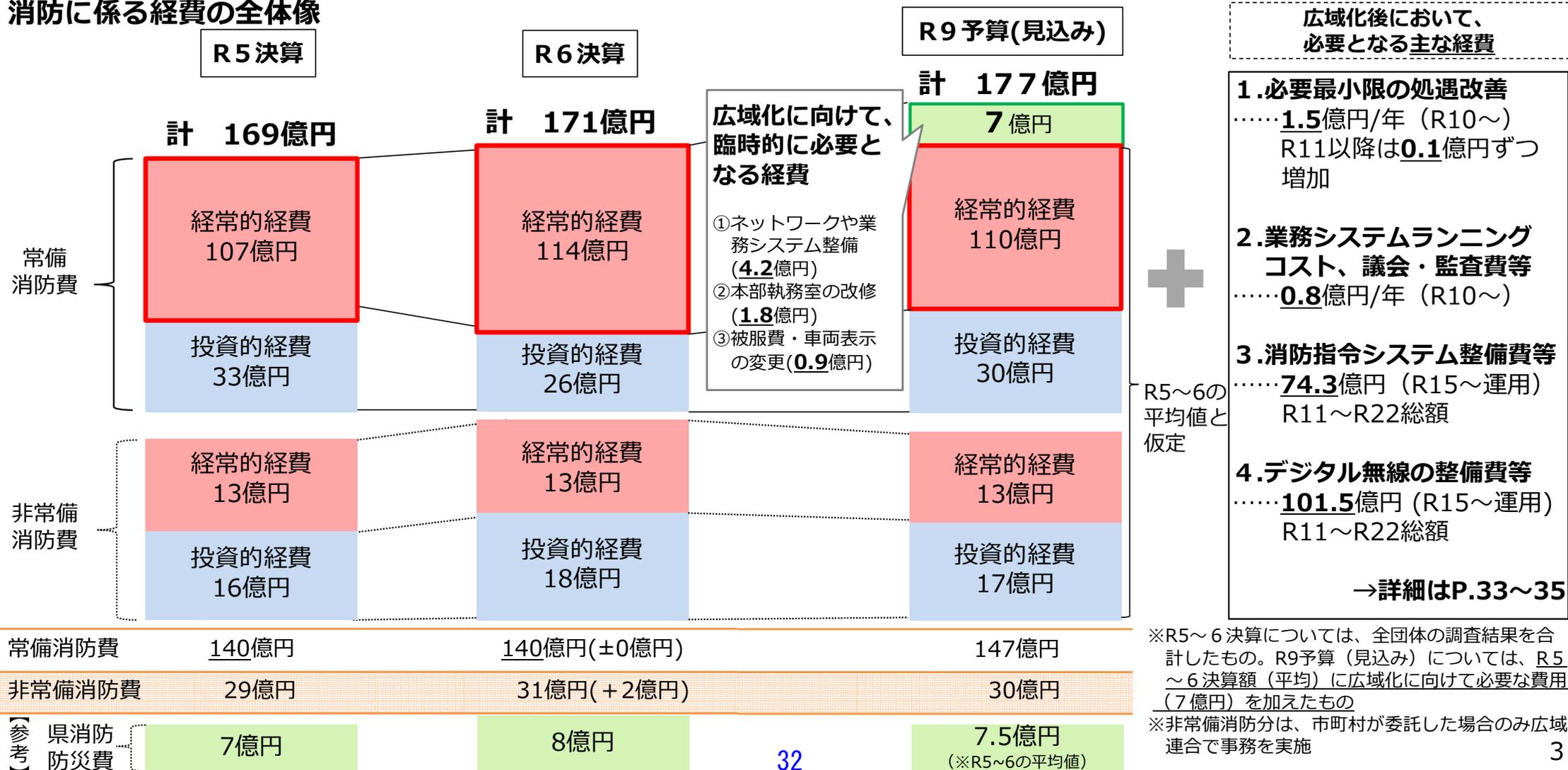
# 1. 分賦金の算定

## 本日の議題

### 1. 分賦金の算定

- ……総務部会における人員配置のシミュレーションや広域化に伴い必要となる経費（臨時的に必要なシステム等の整備や必要最小限の職員の処遇統一に要する経費等）や令和6年決算調査を踏まえ、歳出の全体像を提示
- ……令和6年決算額及びアンケート結果を踏まえ、分賦金の算定についての方向性を議論。 →P.32~39、44~46
- ※投資的経費の負担は将来の事業量に左右されるため、シミュレーションには含めていない。
- ※非常備消防に係る経費は市町村が委託した場合のみ広域連合で事務を実施するため、シミュレーションには含めていない。

## 消防に係る経費の全体像



※R5~6決算については、全団体の調査結果を合計したもの。R9予算(見込み)については、R5~6決算額(平均)に広域化に向けて必要な費用(7億円)を加えたもの  
 ※非常備消防分は、市町村が委託した場合のみ広域連合で事務を実施



# 1. 分賦金の算定

## 歳出の全体像



【広域化前】  
①R9に必要な経費  
計**6.8**億円

実質負担計**3.4**億円

【新組織設立時】  
②R10に必要な経費  
計**2.3**億円

実質負担計**2.3**億円

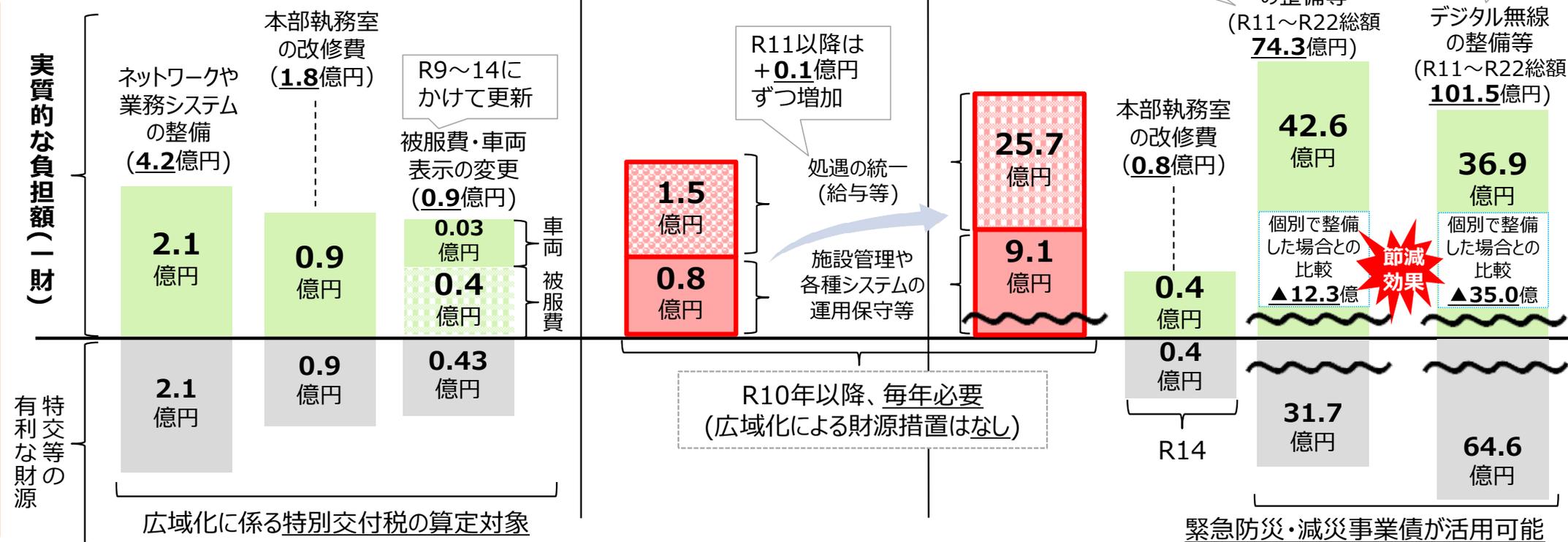
【広域化後】  
③R11~22に必要な経費  
計**211.2**億円 (1年あたり**17.6**億円)

実質負担計**114.6**億円 (1年あたり**9.6**億)

R9~R22までに追加的・臨時的に発生する経費の合計は**220.2**億円(実質負担**120.3**億円)

- 広域化による特別交付税の活用や緊急防災・減災事業債を活用することが可能
- 広域化しない場合と比べて、実質的な負担額は**▲6.5**億円となる

## 追加的・臨時的に発生する経費



## 毎年度の消防に係る経費





# 1. 分賦金の算定

## 一追加・臨時的に必要なとなる経費の試算について一

### 試算の基本的な考え方

- 広域連合を設立する場合に、**現状と比較して、追加・臨時的に必要なと想定される主な経費について、現時点の金額を試算。**(※1)  
なお、臨時的な経費については、広域化による国の有利な財政措置を活用するとともに、更新水準の平準化を図るなど、可能な限り抑制する方針で試算。
- **発足時まで (R9・R10) の追加・臨時的に必要なとなる経費の実質的な負担額は、+ 5.6億円程度。**(下表の赤下線の金額の合計)
- **消防指令システムなどの節減効果額を踏まえた、単年度当たりの実質的な負担額(※2)は ▲0.5億円程度。**

### <追加・臨時的に必要なとなる経費の内訳>

(単位：百万円)

区分	事項	説明 (試算の考え方)	追加・臨時的経費の実質的な負担額 (※1)	【参考】単年度当たりの実質的な負担額 (※2)	財政措置	
					特交	緊防債
経常	処遇の統一 (給与等)	必要最小限の処遇統一として優先的に検討すべきもの (①新規採用職員の増、②若年職員の逆転調整、③職員手当の増)	<b>R10～：+149/年</b> ※R11以降毎年+10	+194/年	-	-
	施設管理や各種システムの運用保守等経費	施設管理、業務システムやネットワーク等の運用保守に要する経費	<b>R10～：+73/年</b>	+68/年	-	-
	広域連合事務局経費	議会、監査等の執行に要する経費	<b>R10～：+3/年</b>	+3/年	-	-
臨時 (イニシャルコスト)	ネットワークや業務システム等の整備	ネットワークの構築、給与や財務関係事務に係る行財政システムや消防関係システムの導入、パソコンの更新・導入などに要する費用	<b>発足時：+207</b>	+15/年	○	
	本部執務室の改修	広域連合本部の執務室の改修経費	<b>発足時：+88</b> 指令システム統合時： +37	+9/年	○	
	被服(活動服、救助服、防火服等) ・車両表示等の変更	・被服等の変更に要する経費 (R14まで平準化することで財政負担を軽減) ・車両表示等の変更に要する経費	<b>発足時：+43</b>	+3/年	○	
	消防指令システムの整備	R15に共同整備した場合の節減効果額 ※設計費用含む	<b>(節減効果) ▲1,231</b>	▲88/年		○
	消防デジタル無線の整備	R15に共同整備した場合の節減効果額 ※設計費用含む	<b>(節減効果) ▲3,497</b>	▲250/年		○
				<b>R9～R22平均</b> <b>▲46/年</b>		

(※1) 経費を算出した上で、国の財政措置を反映させた現時点の試算金額を記載

(※2) R9～22の14年間の実質的な負担額の単年度当たり平均。

※R9：広域連合発足の準備 R22：消防指令システム等の更新整備の開始 (R23) の前年度



# 1. 分賦金の算定

## 一追加・臨時的に必要な経費の試算について一

### 追加・臨時費用の累計額 (実質的な負担額 ※一部節減効果)

(単位:百万円)

区分	事項	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22	合計 R9~22	平均 R9~22	
経常	処遇の統一 (給与等)	-	149	159	169	179	189	199	209	219	229	239	249	259	269	2,717	194	
	施設管理や各種システムの運用保守等経費	-	73	73	73	73	73	73	73	73	73	73	73	73	73	949	68	
	広域連合事務局経費	-	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	39	3	
臨時 (イニシャルコスト)	ネットワークや業務システム等の整備	207	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	207	15	
	本部執務室の改修	88	-	-	-	-	37	-	-	-	-	-	-	-	-	125	9	
	被服(活動服、救助服、防火服等) ・車両表示等の変更	43	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	43	3	
	消防指令システムの整備	-	-	R11,12 設計		R13~R15 整備			R22までの費用を試算 (R23に更新整備の開始を想定)								▲ 1,231	▲ 88
	消防デジタル無線の整備	-	-	▲ 7	▲ 62	▲ 343	▲ 343	▲ 343	▲ 343	▲ 343	▲ 343	▲ 343	▲ 343	▲ 343	▲ 343	▲ 343	▲ 3,497	▲ 250
合計		338	225	228	160	▲ 209	▲ 162	▲ 189	▲ 179	▲ 169	▲ 159	▲ 149	▲ 139	▲ 129	▲ 119	▲ 648	▲ 46	
累計 (R9~22)		338	563	791	951	743	581	392	214	45	▲ 113	▲ 262	▲ 400	▲ 529	▲ 648			

第2期において、消防指令システム等の節減効果額と併せて、その他の処遇統一を検討

※四捨五入の関係で係数が一致していない場合がある



# 1. 分賦金の算定

## 【参考】R5～6決算ベース（平均値）の性質別分析及び広域化によるメリット等

R5～6決算平均値

計 **170億円**

経常的経費  
**110億円**

投資的経費  
**30億円**

経常的経費  
13億円

投資的経費  
17億円

〔常備消防費140億円の内訳〕

	金額 (百万円)	財源 (現状)	財源 (広域化後)	広域化によるメリット
<b>人件費</b> 〔消防職員に係る給料、 各種手当、共済費等〕	<u>9,681</u> (88.2%)	一般財源等 (普通交付税等)	一般財源等 (普通交付税等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>広域連合本部への指令業務の集約 ➔ <b>現場力の強化</b></li> <li>広域連合本部への本部機能の集約 ➔ <b>消防力の専門化・高度化</b></li> </ul>
<b>物件費</b> 〔被服費、自動車関連 経費、高機能消防指 令センターに係る 費用等〕	<u>1,051</u> (9.6%)	一般財源等 (普通交付税等)	一般財源等 (普通交付税等 + <b>特別交付税</b> )	<ul style="list-style-type: none"> <li>事務の共同化や物品等の共同発注による<b>事務の効率化</b>、<b>コスト削減</b></li> <li><b>広域化の臨時経費に係る特別交付税の活用が可能</b> ➔ 措置率：0.5(中心消防本部0.7)</li> </ul>
<b>その他</b> 〔諸負担金（消防学校、 消防長会、消防 協会）等〕	<u>247</u> (2.2%)	一般財源等 (普通交付税等)	一般財源等 (普通交付税等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>※ネットワークや業務システム等の整備、被服・車両表示の変更等に係る経費 <b>7.5億円 ➔ 実質負担3.7億円</b></li> </ul>
<b>普通建設事業費</b> 〔消防署所の改修、指 令システムの整備、 消防車両の購入等〕	<u>2,029</u> (67.9%)	一般財源等 (普通交付税等)	一般財源等 (普通交付税等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>消防車両等の<b>計画的で効率的な配備</b>、<b>最新機材の導入</b></li> <li>スケールメリットによる<b>コスト削減</b></li> <li>広域化に係る消防指令システム、救急デジタル無線等の整備にあたり、<b>緊急防災・減債事業債の活用が可能</b></li> </ul>
<b>公債費</b> 〔地方債の元利償還金 等〕	<u>957</u> (32.1%)	一般財源等 (普通交付税等)	一般財源等 (普通交付税等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>※消防指令システム及び救急デジタル無線の整備費 <b>126.4億円 ➔ 実質負担37.9億円</b></li> </ul>



## 分賦金の算定に関する基本的な考え方

各市町村が、その負担能力や受益の程度に応じて費用を負担する形になるよう、分賦金の算定方法を検討。

- 全市町村に共通する便益をもたらす支出：「基礎サービス分」…全市町村が基準財政需要額等に応じて負担
- 専ら特定市町村に便益をもたらす支出：「付加サービス分」…受益する市町村が負担

## 経費の種類ごとの分賦金の算定方法（案）

	経費の種類	サービス分類	分賦金の算定方法(案)		
			試算Ⅰ	試算Ⅱ	試算Ⅲ
市町村負担分	<b>【全市町村が受益する経費】</b> ・ 連合本部の運営に要する経費 (人件費を含む経常的経費、指令システム・業務システム関係経費等)	基礎サービス分	✓ <u>基準財政需要額</u> <u>に応じて案分</u>	✓ 広域化前負担額に応じた案分額から、 <u>基準財政需要額</u> <u>に応じた案分額に</u> <u>10年間かけて移行</u>	✓ <u>全市町村で</u> 出動件数、基準財政需要額及び人口 に応じて案分
	<b>【方面本部構成市町村が受益する経費】</b> ・ 方面本部の運営に要する経費 (人件費を含む経常的経費等)				✓ <u>方面本部構成市町村で</u> 出動件数、基準財政需要額及び人口 に応じて案分
	<b>【署所の所在する市町村が受益する経費】</b> ・ 署所の運営に要する経費 (人件費、装備品を含む経常経費、署所の改修を含む投資的経費)				✓ <u>署所の所在する市町村</u> の分賦金として算定
	<b>【専ら特定市町村に便益をもたらす経費】</b> (非常備消防の経常的経費(委託した場合)等)	付加サービス分	✓ <u>受益する市町村</u> の分賦金として算定		
	・ 投資的経費、公債費 (専ら特定の市町村が受益する財産に係るもの)	"自賄い"		✓ 受益する市町村が負担(分賦金として算定しない)	
県負担分	・ 消防学校に要する経費 ・ 航空センターに要する経費	—		✓ 県が負担(分賦金として算定しない)	



# 1. 分賦金の算定

## 試算Ⅰ

※試算Ⅰ～Ⅲの全てにおいて、試算の対象経費は常備消防費のうち経常的経費（充当一般財源等のみ）  
 ※試算結果は別紙のとおり

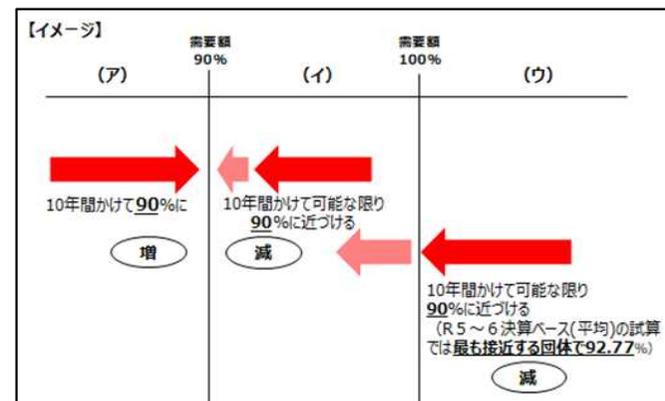
### 基準財政需要額の割合に応じて案分

## 試算Ⅱ

### 初年度は広域化前の負担額の割合に応じて案分し、10年間かけて基準財政需要額の割合に応じた案分（※）へと移行

（※広域化前の負担額が基準財政需要額の90%を下回る団体は、当該90%の額が上限）

- ▶ 下記のとおり（ア）～（ウ）の3グループに分類
  - （ア）広域化前負担額 < 基準財政需要額×90% 【17団体】
  - （イ）基準財政需要額×90% < 広域化前負担額 < 基準財政需要額 【5団体】
  - （ウ）広域化前負担額 > 基準財政需要額 の団体 【12団体】
- ▶ 初年度は広域化前負担額の割合に応じて案分し、2～10年目にグループ毎に次の調整を実施
  - （ア）の団体：基準財政需要額の90%まで段階的に負担を引き上げ
  - （イ）の団体：基準財政需要額の90%に向けて段階的に負担を軽減（（ア）の結果残る財源の範囲内で軽減）
  - （ウ）の団体：基準財政需要額の90%に向けて段階的に負担を軽減（（ア）の結果残る財源の範囲内で軽減）



## 試算Ⅲ

### 連合本部の経費は全市町村で、各方面本部の経費は構成市町村で、各消防署所の経費は所在市町村でそれぞれ案分

- ▶ 消防本部単位で1人あたり単価を算出（消防本部の経常支出÷職員数=@）
- ▶ 単価@を用いて、下記のとおり想定経費を算出
  - （ア）連合本部の経常支出：高知市の@ × 想定配置職員数
  - （イ）方面本部の経常支出：広域化後の方面本部の@ × 想定配置職員数
  - （ウ）消防署所の経常支出：現在の消防本部の@ × 想定配置職員数

以下の割合で試算  
 ・救急出動件数 : 50%  
 ・基準財政需要額、人口 : 25%

- ➡ 全市町村で出動件数（救急）、基準財政需要額及び人口の割合に応じて案分
- ➡ 方面本部構成市町村で出動件数（救急）、基準財政需要額及び人口の割合に応じて案分
- ➡ 署所の所在する市町村で案分



## 今後の検討の方向性について

分賦金の試算を踏まえ、以下の3点を今後の検討の方向性としてはどうか。

- ① 専ら署所の運営に要する経費については、各地域の多様性をできる限り尊重する観点から、地域において選択した行政サービスの水準に応じた負担を関係市町村に求めることを基本とする。(※)
- ② 広域化に伴い特定地域における行政サービスの水準が他地域に比して顕著に向上すると見込まれる場合には、関係市町村に対して応分の負担を要請する。
- ③ 今次の広域化に際しては、上記の要因を除き、常備消防運営費に係る各市町村の実質的な財政負担の変動ができる限り大きくならないように努める。

※試算Ⅲの場合、所在する市町村間の負担割合は今後検討。現在の負担割合は、各消防本部によって様々。(下表参照)

## 【参考】一部事務組合における分賦金の算定基準

消防本部名	主な算定基準
高吾北広域町村事務組合	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 消防職員分、消防本部・署に係る費用：<u>基準財政需要額割100%</u></li> <li>▪ その他職員分に係る費用：<u>均等割30%、人口割70%</u></li> </ul>
高幡消防組合	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 消防本部に係る経費：<u>基準財政需要額割100%</u></li> <li>▪ 消防署所に係る経費：<u>構成市町村が単独で負担</u></li> </ul>
仁淀消防組合	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ <u>基準財政需要額割100%</u></li> </ul>
幡多中央消防組合	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 消防本部に係る経費：<u>基準財政需要額割りした後、調整した額を構成市町村が負担</u></li> <li>▪ 消防署に係る経費：<u>所在市町村が負担</u></li> </ul>
幡多西部消防組合	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 消防本部に係る経費：<u>基準財政需要額割100%</u></li> <li>▪ 消防署所に係る経費：<u>所在市町村が負担</u></li> </ul>
嶺北広域行政事務組合	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ <u>基準財政需要額割100%</u></li> </ul>
中芸広域連合	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ <u>基準財政需要額割60%、人口割20%、受益割20%</u></li> </ul>



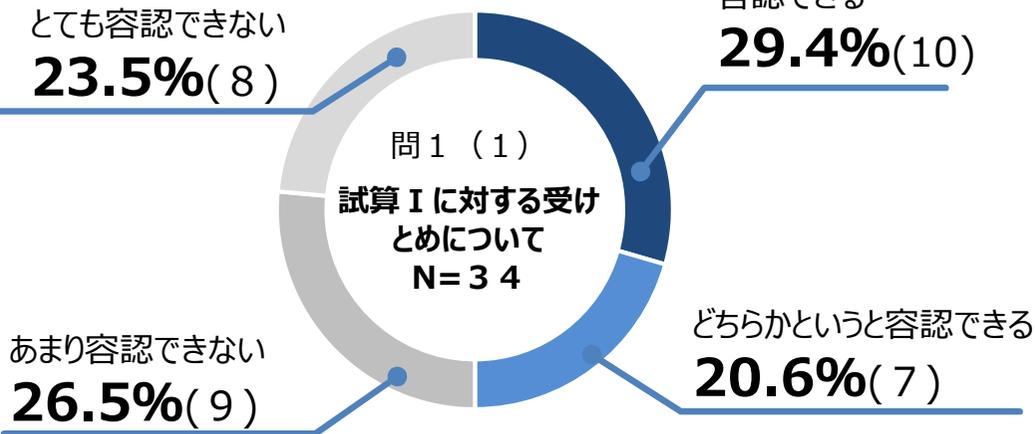
# 1. 分賦金の算定

## 分賦金算定に関する意見聴取

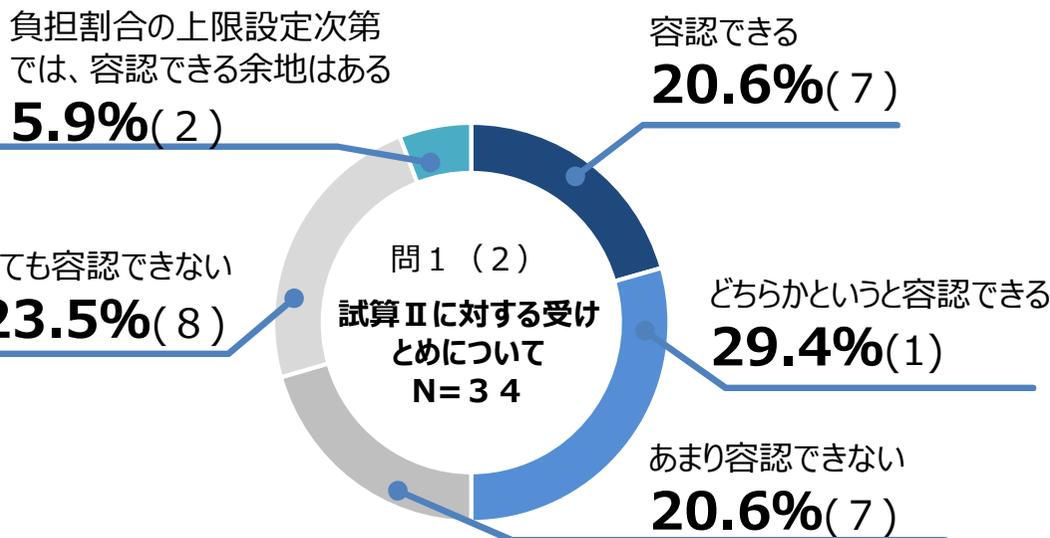
▶ 第2回財務部会（8/7開催）で示した分賦金算定の試算案Ⅰ～Ⅲに対する受けとめ等について、各市町村からの意見聴取を実施

### 分賦金の算定に関する意見聴取のとりまとめ結果

#### 試算案Ⅰ：基準財政需要額に応じて案分



#### 試算案Ⅱ：広域化前負担額に応じた案分額から基準財政需要額に応じた案分額に10年間かけて移行



### ● 問1 (1) 及び (2) 「あまり容認できない」、「とても容認できない」とした主な理由

- ・各消防署の実態にそぐわず、運営努力をして費用を抑えている団体に不公平感が生じてしまうと思われる。
- ・試算された増額負担分を支払う財政的余裕がない。
- ・一律的な基準財政需要額での案分ではなく、応益分について各自治体で負担するのが当然であると考える。
- ・普通交付税は一般財源であり、現在の負担規模を考慮せず当該数値に準じた負担額を設定することは、各自治体財政への影響を十分に慮っているとは言い難い。
- ・応能負担ということだが、財政力指数や実際の財源余力までは加味されないため、財源が脆弱な団体にとっては、なお負担感が大きい場合があると考える。
- ・激変緩和の考え方は容認できるものの、経費の9割弱の人員費を全体で案分すると、消防職員の少ない郡部が市部の負担を担うことになると思われる点、容認しがたい。



# 1. 分賦金の算定

## 分賦金の算定に関する意見聴取のとりまとめ結果

**試算案Ⅲ：連合本部の経費は全市町村で、各方面本部の経費は構成市町村で、各消防署所の経費は所在市町村でそれぞれ案分**

算定指標の設定次第では、  
容認できる余地はある

**5.9%(2)**

容認できる  
**20.6%(7)**

とても容認できない  
**14.7%(5)**



どちらかという容認できる  
**41.2%(14)**

あまり容認できない  
**17.6%(6)**

そう思わない  
**2.9%(1)**

そう思う  
**67.6%(23)**

どちらかというと思う  
**29.4%(10)**



### ● 問1 (3) 「あまり容認できない」、「とても容認できない」とした主な理由

- ・広域化の趣旨から、分賦金についても区域で分けず全体で負担することが望ましいと考える。
- ・常備消防を運営するための費用の見積もりである基準財政需要額を用いて負担金は算定すべきと考える。
- ・財政状況が厳しい以上、不安要素が多く、分賦金を出してまで得られるメリットがあるのか分からなくては、試算案を容認する以前の状態であると認識している。
- ・決算額による割合を維持してほしい。
- ・基準財政需要額の測定単位も人口であり、これに加えて人口案分を導入することは適当ではないと考える。(出動件数も同様の考え。人口が多い場合は出動件数も多いと考えられるため、その分は基準財政需要額の算定に含まれていると考えるべき。)

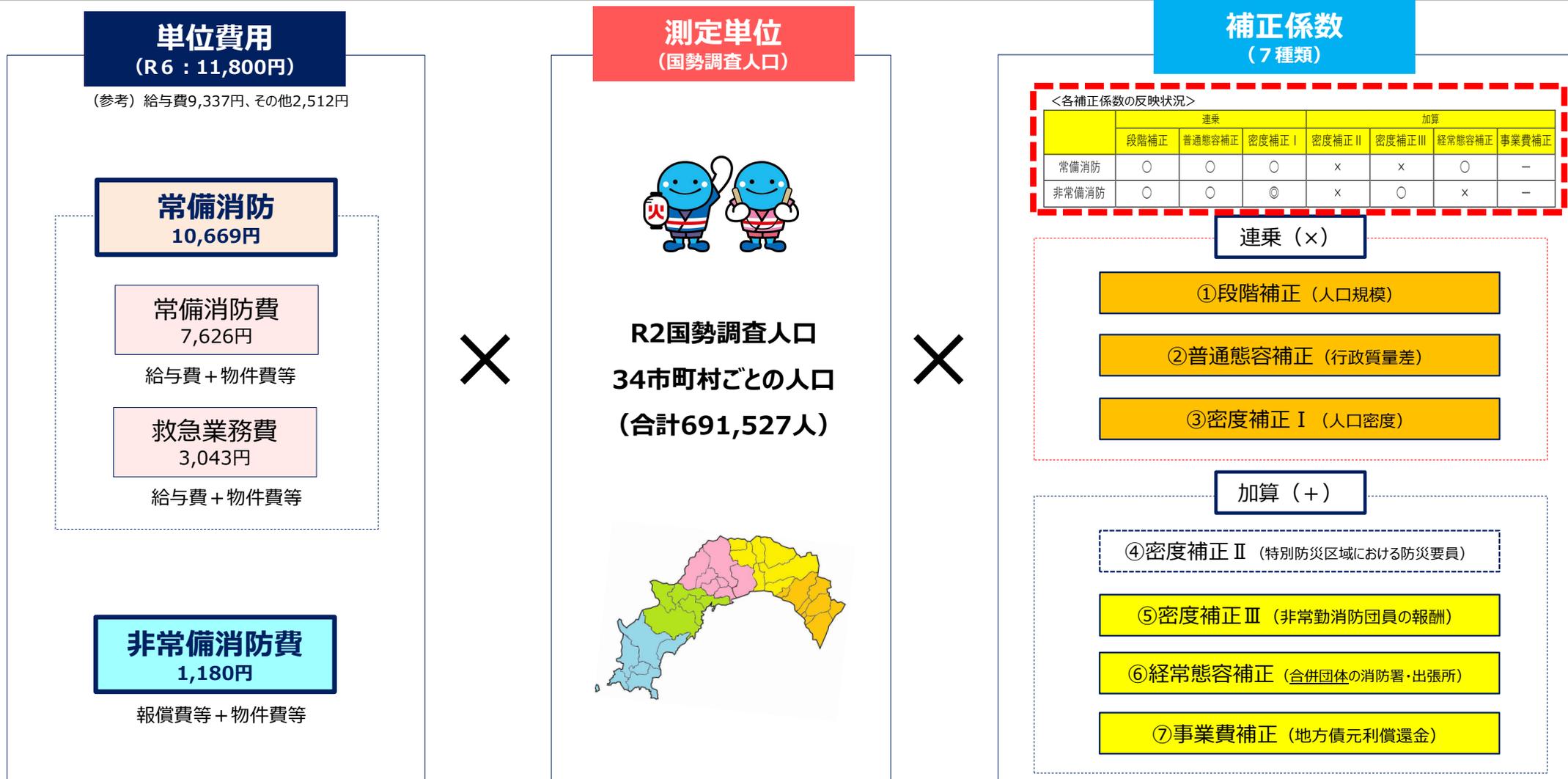
### ● その他分賦金の算定に対する主な意見等

- ・中長期的な財政を見込む上で分賦金の平準化は重要であるため、分賦金の算定方法の検討はもちろんのこと、算定の基となる経費（人件費・広域化に不可欠なイニシャル・ランニングコスト等）について、各市町村様々な意見を持っていると思われるので、今後より具体的な協議の場が必要である。
- ・広域化に伴う経費の上昇幅を許容できる判断材料が十分でない。
- ・今後も物価高騰や人件費増が見込まれていることもあり、示された試算額以上の負担になるのではないかと懸念している。
- ・標準的な消防サービスを行う上で必要な金額を積算する基準財政需要額での案分が最も公平だと考える。
- ・現在の財政負担をベースとして、全市町村の変動幅を少なくする「平等」の制度設計ではなく、論理的な案分方法に基づいた「公平」な制度設計を望む。



# (参考) 1. 分賦金の算定 - 消防費の算定について -

- 消防費は法令等による義務付けの強い経費であり、人件費と中心とする経常経費が中心となっている。(※単位費用の約8割程度が給与費)
- 消防職員数は消防庁の定める消防力の基準により、消防署に求められる一定の機能を果たす上で必要な職員数を、普通交付税の算定上定められたものに基づいている。
- 人口密度が低い団体ほど財政需要が割高なることを踏まえて、非常備消防の報酬等と物件費等、常備消防の物件費等について、密度補正 I を適用。  
連乗・・・複合的な要素として財政需要を上積み (この場合は、人件費等が割高なることを反映)  
加算・・・それぞれが独立した要素として、必要な財政需要を追加



※上記内訳の数値は標準団体の一般財源所要額ベースであるため、単位費用とは完全には一致しない。  
※非常備消防における消防団員の報酬や退職負担金等には特別交付税による調整がある。

※密度補正 II は県内では該当なし



### <デジタル無線費用の暫定的試算> 現行の無線を個別に再整備した場合と、新たな無線を県一で共同整備した場合を試算

#### <主な前提条件>

- 整備費用については、移動局無線装置（車載型、携帯型等）など現行の数量を反映させて、現在の定価ベースで試算。※数量は各消防本部に照会
- 10年間の費用総額（表②および表④）については、整備費用に、10年間の維持管理費用（整備費用×1%×10年）を合算した額を試算。
- 国の財政措置を反映した実質的な負担額（表③および表④）については、有利な起債を充当して試算。
  - ・個別整備は、過去の整備実績を踏まえて過疎債（実質負担30%）又は防災対策事業債（実質負担77.5%）を充当
  - ・共同整備は、緊急防災・減災事業債を充当（実質負担30%）

#### ①整備費用の比較（実額ベース）

区分	各消防本部が個別整備 (A)	県一で共同整備 (B)	節減効果 (B) - (A)
無線	104.2億円	89.8億円	△14.4億円
指令システム ※前回部会試算再掲	35.3億円	36.6億円	1.3億円
合計	139.5億円	126.4億円	△13.1億円

国の財政措置を活用



無線の試算の前提条件に合わせて再度試算  
※一部の市町村を過疎債充当で再試算

#### ③整備費用の比較（国の財政措置を反映した実質的な負担額）

区分	各消防本部が個別整備 (A) ※1	県一で共同整備 (B) ※2	節減効果 (B) - (A)
無線	59.7億円	26.9億円	△32.8億円
指令システム	23.6億円	11.0億円	△12.6億円
合計	83.3億円	37.9億円	△45.4億円

#### ②10年間の費用総額の比較（実額ベース）

区分	各消防本部が個別整備 (A)	県一で共同整備 (B)	節減効果 (B) - (A)
無線	114.6億円	98.8億円	△15.8億円
指令システム ※前回部会試算再掲	70.7億円	73.2億円	2.5億円
合計	185.3億円	172.0億円	△13.3億円

国の財政措置を活用



#### ④10年間の費用総額（国の財政措置を反映した実質的な負担額）

区分	各消防本部が個別整備 (A) ※1	県一で共同整備 (B) ※2	節減効果 (B) - (A)
無線	70.2億円	35.9億円	△34.3億円
指令システム	54.2億円	42.1億円	△12.1億円
合計	124.4億円	78.0億円	△46.4億円

※1 過疎債又は防災対策事業債充当で試算  
※2 緊急防災・減災事業債充当で試算

【(ア) 毎年度の消防にかかる経費】分賦金シミュレーション

(単位：千円)

市町村	現在の消防本部	【R5～6平均】 歳出額(決算) 常備消防分の歳出のうち充当一般財源等(投資的経費除く) ①	【R6】 基準財政需要額(常備消防分)	人口 (R2国勢調査)	救急出動件数 (R5)	試算Ⅰ			試算Ⅲ						試算Ⅲ'						【参考】 指令統合時の増員見込み(案) ⑭ (人役)	現在の消防本部	市町村
						基準財政需要額の割合に応じて案分			連合本部の経費は全市町村で、各方面本部の経費は構成市町村でそれぞれ案分(※) (※) 連合本部、方面本部は基準財政需要額(25%)、人口(25%)及び救急出動件数(50%)の割合に応じて案分						連合本部の経費は全市町村で、各方面本部の経費は構成市町村でそれぞれ案分(※) (※) 連合本部、方面本部は基準財政需要額(50%)、救急出動件数(50%)の割合に応じて案分								
									第1期(R10～12)		第2期(R13～15)		第1期(R10～12)		第2期(R13～15)		第1期(R10～12)		第2期(R13～15)				
						負担額 ②	R5～6平均歳出額との比較 ③=②-① ③/①(%)		負担額 ⑥	R5～6平均歳出額との比較 ⑦=⑥-① ⑦/①(%)	負担額 ⑧	R5～6平均歳出額との比較 ⑨=⑧-① ⑨/①(%)	負担額 ⑩	R5～6平均歳出額との比較 ⑪=⑩-① ⑪/①(%)	負担額 ⑫	R5～6平均歳出額との比較 ⑬=⑫-① ⑬/①(%)	負担額 ⑬	R5～6平均歳出額との比較 ⑭=⑬-① ⑭/①(%)					
高知市	高知市	3,472,219	3,246,711	326,545	21,052	3,113,141	▲ 359,077	▲ 10.34	3,398,757	▲ 73,462	▲ 2.12	3,317,274	▲ 154,945	▲ 4.46	3,380,083	▲ 92,136	▲ 2.65	3,280,771	▲ 191,448	▲ 5.51	7.0	高知市	高知市
室戸市	室戸市	302,504	272,780	11,742	1,340	261,558	▲ 40,946	▲ 13.54	430,633	▲ 494	▲ 0.11	433,252	2,126	0.49	431,656	530	0.12	435,551	4,425	1.03	3.0	室戸市	室戸市
東洋町		128,623	85,724	2,194		82,197	▲ 46,426	▲ 36.09		431,656	530		0.12	435,551		4,425	1.03		435,551	4,425		1.03	東洋町
安芸市	安芸市	266,639	315,169	16,243	1,500	302,203	35,564	13.34	339,060	21,032	6.61	344,202	26,174	8.23	338,710	20,682	6.50	345,036	27,008	8.49	1.5	安芸市	安芸市
芸西村		51,390	128,198	3,694		122,924	71,535	139.20		344,202	26,174		8.23	345,036		27,008	8.49		345,036	27,008		8.49	芸西村
奈半利町	中芸広域 連合	107,198	104,128	3,034	830	99,844	▲ 7,354	▲ 6.86	323,992	▲ 34,414	▲ 9.60	323,576	▲ 34,830	▲ 9.72	328,063	▲ 30,343	▲ 8.47	329,728	▲ 28,678	▲ 8.00	1.4	奈半利町	奈半利町
田野町		86,779	81,269	2,498		77,926	▲ 8,853	▲ 10.20		323,576	▲ 34,830		▲ 9.72	328,063		▲ 30,343	▲ 8.47		329,728	▲ 28,678		▲ 8.00	田野町
安田町		85,034	89,626	2,370		85,939	905	1.06		323,576	▲ 34,830		▲ 9.72	328,063		▲ 30,343	▲ 8.47		329,728	▲ 28,678		▲ 8.00	安田町
北川村		48,530	62,068	1,146		59,515	10,985	22.64		328,063	▲ 30,343		▲ 8.47	329,728		▲ 28,678	▲ 8.00		329,728	▲ 28,678		▲ 8.00	北川村
馬路村		30,866	43,176	745		41,400	10,534	34.13		328,063	▲ 30,343		▲ 8.47	329,728		▲ 28,678	▲ 8.00		329,728	▲ 28,678		▲ 8.00	馬路村
南国市	南国市	566,466	584,441	46,664	3,153	560,397	▲ 6,069	▲ 1.07	579,938	13,472	2.38	588,793	22,327	3.94	575,472	9,006	1.59	582,890	16,424	2.90	5.4	南国市	南国市
香南市	香南市	397,050	593,342	32,207	2,014	568,931	171,881	43.29	393,234	▲ 3,816	▲ 0.96	404,217	7,167	1.81	394,000	▲ 3,050	▲ 0.77	405,750	8,700	2.19	2.6	香南市	香南市
香美市	香美市	514,783	510,727	26,513	1,943	489,716	▲ 25,067	▲ 4.87	477,006	▲ 37,777	▲ 7.34	485,444	▲ 29,339	▲ 5.70	478,090	▲ 36,693	▲ 7.13	487,364	▲ 27,419	▲ 5.33	4.6	香美市	香美市
本山町	嶺北広域行 政事務組合	84,932	130,495	3,261	919	125,126	40,194	47.32	303,075	6,851	2.31	305,084	8,860	2.99	308,711	12,487	4.22	313,429	17,205	5.81	1.6	本山町	本山町
大豊町		98,403	151,609	3,252		145,372	46,969	47.73		305,084	8,860		2.99	308,711		12,487	4.22		313,429	17,205		5.81	大豊町
土佐町		97,224	156,011	3,753		149,593	52,370	53.87		305,084	8,860		2.99	308,711		12,487	4.22		313,429	17,205		5.81	土佐町
大川村		15,666	23,284	366		22,326	6,661	42.52		308,711	12,487		4.22	313,429		17,205	5.81		313,429	17,205		5.81	大川村
土佐市	土佐市	401,545	382,457	25,732	1,678	366,723	▲ 34,822	▲ 8.67	411,790	10,246	2.55	418,249	16,705	4.16	409,742	8,198	2.04	415,967	14,423	3.59	1.6	土佐市	土佐市
いの町	仁淀 消防組合	339,763	402,993	21,374	1,697	386,414	46,652	13.73	491,393	21,901	4.66	499,350	29,858	6.36	492,790	23,298	4.96	502,000	32,508	6.92	5.1	いの町	いの町
日高村		129,730	147,133	4,812		141,080	11,351	8.75		492,790	23,298		4.96	502,000		32,508	6.92		502,000	32,508		6.92	日高村
仁淀川町	高吾北広域 町村事務組 合	121,110	186,238	4,827	1,588	178,576	57,466	47.45	412,472	16,821	4.25	420,150	24,499	6.19	416,630	20,979	5.30	426,643	30,992	7.83	1.9	仁淀川町	仁淀川町
佐川町		165,037	253,249	12,323		242,830	77,793	47.14		420,150	24,499		6.19	416,630		20,979	5.30		426,643	30,992		7.83	佐川町
越知町		109,505	166,866	5,187		160,001	50,497	46.11		416,630	20,979		5.30	426,643		30,992	7.83		426,643	30,992		7.83	越知町
須崎市	高幡 消防組合	400,772	322,675	20,590	3,632	309,400	▲ 91,372	▲ 22.80	1,327,747	31,284	2.41	1,334,509	38,046	2.93	1,331,558	35,095	2.71	1,341,952	45,489	3.51	6.3	須崎市	須崎市
中土佐町		218,773	185,657	6,002		178,019	▲ 40,754	▲ 18.63		1,334,509	38,046		2.93	1,331,558		35,095	2.71		1,341,952	45,489		3.51	中土佐町
梶原町		104,413	143,455	3,307		137,553	33,140	31.74		1,331,558	35,095		2.71	1,341,952		45,489	3.51		1,341,952	45,489		3.51	梶原町
津野町		156,715	177,260	5,291		169,968	13,253	8.46		1,341,952	45,489		3.51	1,341,952		45,489	3.51		1,341,952	45,489		3.51	津野町
四万十町		415,791	369,023	15,607		353,841	▲ 61,950	▲ 14.90		1,341,952	45,489		3.51	1,341,952		45,489	3.51		1,341,952	45,489		3.51	四万十町
宿毛市	幡多西部 消防組合	319,764	328,225	19,033	1,735	314,722	▲ 5,042	▲ 1.58	554,275	28,151	5.35	561,858	35,734	6.79	556,235	30,111	5.72	565,218	39,094	7.43	4.2	宿毛市	宿毛市
大月町		136,066	157,498	4,434		151,019	14,953	10.99		561,858	35,734		6.79	556,235		30,111	5.72		565,218	39,094		7.43	大月町
三原村		70,295	60,282	1,437		57,802	▲ 12,493	▲ 17.77		556,235	30,111		5.72	565,218		39,094	7.43		565,218	39,094		7.43	三原村
土佐清水市	土佐清水市	282,146	281,200	12,388	998	269,631	▲ 12,515	▲ 4.44	287,335	5,190	1.84	288,341	6,196	2.20	288,534	6,389	2.26	290,325	8,180	2.90	1.1	土佐清水市	土佐清水市
四万十市	幡多中央 消防組合	543,866	556,934	32,694	2,743	534,022	▲ 9,844	▲ 1.81	776,504	▲ 4,984	▲ 0.64	782,912	1,425	0.18	776,937	▲ 4,551	▲ 0.58	784,587	3,100	0.40	5.2	四万十市	四万十市
黒潮町		237,622	258,121	10,262		247,502	9,881	4.16		776,937	▲ 4,551		▲ 0.58	784,587		3,100	0.40		784,587	3,100		0.40	黒潮町
合計		10,507,211	10,958,024	691,527	46,822	10,507,211	0	-	10,507,211	0	-	10,507,211	0	-	10,507,211	0	-	10,507,211	0	-	52.5	合計	

【(イ) 広域化に伴い追加的・臨時的に必要な経費】分賦金シミュレーション

(単位：千円)

市町村	現在の消防本部	試算Ⅰ						試算Ⅲ						試算Ⅳ						現在の消防本部	市町村			
		基準財政需要額の割合に応じて案分						基準財政需要額(25%)、人口(25%)及び救急出動件数(50%)の割合に応じて案分						基準財政需要額(50%)、救急出動件数(50%)の割合に応じて案分										
		※1 ㊦必要最小限の処遇の統一については、広域化前の職員数の割合に応じて案分 ※2 消防本部内の案分については、歳出額 (R5～6年度平均) の割合に応じて案分						※1 ㊦必要最小限の処遇の統一については、広域化前の職員数の割合に応じて案分 ※2 消防本部内の案分については、歳出額 (R5～6年度平均) の割合に応じて案分						※1 ㊦必要最小限の処遇の統一については、広域化前の職員数の割合に応じて案分 ※2 消防本部内の案分については、歳出額 (R5～6年度平均) の割合に応じて案分										
		実質負担額累計 (R9～R22)		経常経費		臨時経費		実質負担額累計 (R9～R22)		経常経費		臨時経費		実質負担額累計 (R9～R22)		経常経費		臨時経費						
㊦=㊧+㊨+㊩+㊪	㊫=㊬/14年	㊭	㊮	㊯	㊰	㊱=㊲+㊳+㊴+㊵	㊶=㊷/14年	㊸	㊹	㊺	㊻	㊼=㊽+㊾+㊿	㊿=㊿/14年	㊿	㊿	㊿	㊿	㊿						
単年度あたりの負担額	必要最小限の処遇の統一 (給与等)	施設管理費や各種システムの運用保守等経費等	ネットワークや業務システム等の整備等	消防指令システム+消防デジタル無線の整備及び運用	県一で整備した場合の節減効果 (広域化せずに個別に現行システムを再整備した場合との比較)	単年度あたりの負担額	必要最小限の処遇の統一 (給与等)	施設管理費や各種システムの運用保守等経費等	ネットワークや業務システム等の整備等	消防指令システム+消防デジタル無線の整備及び運用	県一で整備した場合の節減効果 (広域化せずに個別に現行システムを再整備した場合との比較)	単年度あたりの負担額	必要最小限の処遇の統一 (給与等)	施設管理費や各種システムの運用保守等経費等	ネットワークや業務システム等の整備等	消防指令システム+消防デジタル無線の整備及び運用	県一で整備した場合の節減効果 (広域化せずに個別に現行システムを再整備した場合との比較)							
高知市	高知市	▲ 725,674	▲ 51,834	0	292,734	111,107	2,416,553	▲ 1,129,515	308,207	22,014	0	411,918	156,295	3,290,805	▲ 260,006	▲ 60,602	▲ 4,329	0	368,459	139,782	2,981,968	▲ 568,843	高知市	高知市
室戸市	室戸市	▲ 37,705	▲ 2,693	115,914	24,596	9,334	190,485	▲ 187,549	▲ 41,817	▲ 2,987	115,914	20,254	7,694	162,930	▲ 185,679	▲ 25,219	▲ 1,801	115,914	22,217	8,434	176,825	▲ 171,784	室戸市	室戸市
東洋町	室戸市	1,014	72	49,286	7,735	2,933	59,862	▲ 58,940	▲ 32,037	▲ 2,289	49,286	6,942	2,635	57,326	▲ 90,900	▲ 22,306	▲ 1,593	49,286	8,073	3,069	65,492	▲ 82,734	東洋町	東洋町
安芸市	安芸市	▲ 90,280	▲ 6,449	105,861	28,418	10,785	220,085	▲ 235,344	▲ 192,474	▲ 13,749	105,861	26,169	9,938	202,711	▲ 334,442	▲ 181,421	▲ 12,958	105,861	27,469	10,430	211,972	▲ 325,181	安芸市	安芸市
芸西村	安芸市	▲ 53,473	▲ 3,820	20,403	11,570	4,387	95,417	▲ 89,833	▲ 20,330	▲ 1,453	20,403	6,760	2,570	53,463	▲ 50,063	▲ 6,985	▲ 498	20,403	8,346	3,167	64,625	▲ 38,901	芸西村	芸西村
奈半利町	中芸広域連合	51,792	3,699	41,250	9,399	3,564	77,503	▲ 2,421	16,516	1,180	41,250	6,058	2,298	54,208	▲ 33,090	27,238	1,946	41,250	7,319	2,778	63,189	▲ 24,109	奈半利町	奈半利町
田野町	中芸広域連合	41,618	2,973	33,393	7,332	2,781	60,490	▲ 1,888	12,932	924	33,393	4,862	1,840	43,506	▲ 27,163	20,899	1,492	33,393	5,798	2,196	50,181	▲ 20,488	田野町	田野町
安田町	中芸広域連合	41,791	2,985	32,721	8,086	3,068	66,709	▲ 2,084	14,324	1,023	32,721	4,940	1,879	44,033	▲ 25,216	24,294	1,735	32,721	6,123	2,324	52,375	▲ 16,874	安田町	安田町
北川村	中芸広域連合	24,960	1,783	18,675	5,603	2,124	46,198	▲ 1,442	9,639	689	18,675	2,990	1,138	26,357	▲ 13,164	18,036	1,288	18,675	3,978	1,514	33,390	▲ 6,131	北川村	北川村
馬路村	中芸広域連合	16,240	1,160	11,878	3,887	1,478	32,136	▲ 1,003	6,885	492	11,878	1,989	757	17,397	▲ 7,739	12,892	920	11,878	2,704	1,026	22,420	▲ 2,716	馬路村	馬路村
南国市	南国市	▲ 472,663	▲ 33,762	200,517	52,689	20,000	435,003	▲ 745,869	▲ 385,546	▲ 27,539	200,517	63,102	23,947	507,760	▲ 673,112	▲ 415,192	▲ 29,656	200,517	59,618	22,619	482,926	▲ 697,946	南国市	南国市
香南市	香南市	376,175	26,870	154,585	53,495	20,305	414,331	147,790	304,367	21,741	154,585	46,137	17,506	352,680	86,139	320,248	22,874	154,585	48,009	18,223	365,972	99,431	香南市	香南市
香美市	香美市	232,871	16,634	185,832	46,046	17,477	356,642	▲ 16,484	196,962	14,069	185,832	41,483	15,748	327,025	▲ 46,101	214,292	15,306	185,832	43,524	16,523	341,539	▲ 31,587	香美市	香美市
本山町	嶺北広域行政事務組合	70,896	5,064	37,154	11,765	4,466	83,627	17,511	28,579	2,041	37,154	6,890	2,615	48,946	▲ 18,080	43,663	3,118	37,154	8,671	3,291	61,573	▲ 5,453	本山町	本山町
大豊町	嶺北広域行政事務組合	82,240	5,874	43,047	13,663	5,188	97,156	20,342	31,590	2,256	43,047	7,800	2,964	55,436	▲ 22,221	50,744	3,624	43,047	10,062	3,820	71,472	▲ 6,185	大豊町	大豊町
土佐町	嶺北広域行政事務組合	82,867	5,919	42,530	14,066	5,339	99,976	20,932	34,047	2,432	42,530	8,047	3,054	57,142	▲ 19,584	52,511	3,750	42,530	10,218	3,882	72,607	▲ 4,119	土佐町	土佐町
大川村	嶺北広域行政事務組合	12,867	919	6,853	2,093	797	14,921	3,124	4,396	314	6,853	1,157	444	8,304	▲ 4,058	7,746	553	6,853	1,560	593	11,102	▲ 1,260	大川村	大川村
土佐市	土佐市	▲ 195,586	▲ 13,970	168,264	34,489	13,088	284,666	▲ 411,427	▲ 179,681	▲ 12,834	168,264	35,516	13,480	294,409	▲ 396,941	▲ 184,525	▲ 13,180	168,264	34,944	13,263	290,354	▲ 400,996	土佐市	土佐市
いの町	仁淀消防組合	70,689	5,049	128,264	36,335	13,791	299,951	▲ 107,701	12,924	923	128,264	29,679	11,263	246,437	▲ 156,282	25,224	1,801	128,264	31,122	11,819	256,738	▲ 145,981	いの町	いの町
日高村	仁淀消防組合	27,949	1,996	48,975	13,260	5,035	109,513	▲ 39,321	▲ 6,514	▲ 465	48,975	9,971	3,792	84,515	▲ 69,252	7,043	503	48,975	11,570	4,396	95,869	▲ 57,898	日高村	日高村
仁淀川町	高吾北広域町村事務組合	▲ 69,429	▲ 4,959	56,243	16,796	6,374	138,619	▲ 148,842	▲ 123,776	▲ 8,841	56,243	11,063	4,199	91,204	▲ 195,281	▲ 102,787	▲ 7,341	56,243	13,533	5,137	108,785	▲ 177,700	仁淀川町	仁淀川町
佐川町	高吾北広域町村事務組合	▲ 94,262	▲ 6,733	76,642	22,828	8,666	188,495	▲ 202,398	▲ 151,376	▲ 10,813	76,642	17,108	6,489	138,781	▲ 251,615	▲ 140,286	▲ 10,020	76,642	18,408	6,990	148,070	▲ 242,326	佐川町	佐川町
越知町	高吾北広域町村事務組合	▲ 61,755	▲ 4,411	50,853	15,041	5,710	124,201	▲ 133,359	▲ 109,722	▲ 7,837	50,853	10,257	3,893	84,308	▲ 174,725	▲ 93,522	▲ 6,680	50,853	12,168	4,617	97,873	▲ 161,160	越知町	越知町
須崎市	高幡消防組合	23,267	1,662	135,241	29,094	11,043	240,169	▲ 152,111	▲ 48,434	▲ 3,460	135,241	26,468	10,044	230,059	▲ 220,187	▲ 49,114	▲ 3,508	135,241	26,390	10,019	229,482	▲ 220,764	須崎市	須崎市
中土佐町	高幡消防組合	9,404	672	73,825	16,744	6,354	138,187	▲ 87,519	▲ 40,489	▲ 2,892	73,825	12,792	4,860	113,814	▲ 131,966	▲ 23,169	▲ 1,654	73,825	14,833	5,633	128,320	▲ 117,460	中土佐町	中土佐町
梶原町	高幡消防組合	▲ 14,548	▲ 1,039	35,234	12,935	4,909	106,774	▲ 67,626	▲ 7,488	▲ 535	35,234	7,501	2,851	64,230	▲ 53,074	9,919	708	35,234	9,542	3,629	78,818	▲ 38,486	梶原町	梶原町
津野町	高幡消防組合	▲ 8,635	▲ 616	52,883	15,977	6,067	131,935	▲ 83,562	▲ 17,541	▲ 1,253	52,883	10,504	3,996	91,138	▲ 84,924	344	24	52,883	12,623	4,795	106,105	▲ 69,957	津野町	津野町
四万十町	高幡消防組合	12,245	874	140,308	33,267	12,629	274,667	▲ 173,959	▲ 61,129	▲ 4,366	140,308	26,182	9,941	229,559	▲ 237,560	▲ 37,844	▲ 2,703	140,308	28,925	10,983	249,059	▲ 218,060	四万十町	四万十町
宿毛市	幡多西部消防組合	▲ 46,557	▲ 3,325	142,070	29,588	11,232	210,338	▲ 229,447	▲ 87,656	▲ 6,261	142,070	25,324	9,610	179,978	▲ 264,660	▲ 82,558	▲ 5,897	142,070	25,922	9,843	184,245	▲ 260,393	宿毛市	宿毛市
大月町	幡多西部消防組合	▲ 30,061	▲ 2,147	60,454	14,196	5,390	100,929	▲ 110,101	▲ 44,995	▲ 3,214	60,454	9,867	3,749	70,137	▲ 119,065	▲ 28,312	▲ 2,022	60,454	11,830	4,493	84,113	▲ 105,089	大月町	大月町
三原村	幡多西部消防組合	▲ 3,411	▲ 243	31,232	5,434	2,063	38,631	▲ 42,140	▲ 29,868	▲ 2,133	31,232	4,316	1,643	30,687	▲ 67,059	▲ 22,696	▲ 1,621	31,232	5,161	1,961	36,696	▲ 61,050	三原村	三原村
土佐清水市	土佐清水市	48,872	3,490	123,916	25,350	9,623	196,363	▲ 110,017	15,897	1,136	123,916	21,294	8,085	168,982	▲ 137,398	32,136	2,295	123,916	23,205	8,811	182,584	▲ 123,796	土佐清水市	土佐清水市
四万十市	幡多中央消防組合	31,429	2,244	203,698	50,219	19,059	414,531	▲ 241,547	▲ 31,064	▲ 2,219	203,698	44,369	16,839	372,232	▲ 295,970	▲ 23,625	▲ 1,687	203,698	45,240	17,179	378,460	▲ 289,742	四万十市	四万十市
黒潮町	幡多中央消防組合	▲ 2,722	▲ 194	88,999	23,270	8,834	180,246	▲ 123,825	▲ 32,903	▲ 2,350	88,999	18,291	6,944	144,810	▲ 147,137	▲ 14,641	▲ 1,045	88,999	20,436	7,761	160,110	▲ 131,837	黒潮町	黒潮町
合計	合計	▲ 647,575	▲ 46,256	2,717,000	988,000	375,000	7,945,309	▲ 4,727,575	▲ 647,575	▲ 46,256	2,717,000	988,000	375,000	7,945,309	▲ 4,727,575	▲ 647,575	▲ 46,256	2,717,000	988,000	375,000	7,945,309	▲ 4,727,575	合計	合計

【(ア) 毎年度の消防にかかる経費 + (イ) 広域化に伴い追加的・臨時的に必要となる経費 + (ウ) 3交代制を採用する場合 + (エ) 高知市の給与水準に再計算する場合】分賦金シミュレーション

(※) 高知市の給与水準に再計算する場合の400,961千円から初任給引き上げに伴う若年職員の逆転調整120,000千円を除いた金額で試算

(単位：千円)

市町村	現在の消防本部	(ア) 毎年度の消防にかかる経費 + (イ) 広域化に伴い追加的・臨時的に必要となる経費															(ウ) 3交代制を採用する場合	(エ) 高知市の給与水準に再計算する場合	(ア) + (イ) + (ウ) + (エ)						現在の消防本部	市町村				
		試算Ⅰ					試算Ⅱ					試算Ⅲ							【試算Ⅰ】		【試算Ⅱ】		【試算Ⅲ】							
		基準財政需要額の割合に応じて案分					連合本部の経費は全市町村で、各方面本部の経費は構成市町村でそれぞれ案分(※)					連合本部の経費は全市町村で、各方面本部の経費は構成市町村でそれぞれ案分(※)							負担額	1年あたり	負担額	1年あたり	負担額	R5~6平均歳出額との比較			第1期(R10~12)負担額	R5~6平均歳出額との比較	第1期(R10~12)負担額	R5~6平均歳出額との比較
		①	A=②+③	B=A-④	A/①(%)	C=⑤+⑥	第1期(R10~12) R5~6平均歳出額との比較	第2期(R13~15) R5~6平均歳出額との比較	負担額	R5~6平均歳出額との比較	第1期(R10~12) R5~6平均歳出額との比較	第2期(R13~15) R5~6平均歳出額との比較	負担額	R5~6平均歳出額との比較	負担額	R5~6平均歳出額との比較			K=A+⑩+⑪	K-⑫	L=C+⑭+⑮	L-⑯	M=G+⑰+⑱	M-⑲						
高知市	高知市	3,472,219	3,061,307	▲ 410,912	▲ 11.8	3,420,771	▲ 51,448	▲ 1.5	3,339,288	▲ 132,931	▲ 3.8	3,375,754	▲ 96,465	▲ 2.8	3,276,442	▲ 195,777	▲ 5.6	0	0	0	0	3,061,307	▲ 410,912	3,420,771	▲ 51,448	3,375,754	▲ 96,465	高知市	高知市	
室戸市	室戸市	302,504	258,865	▲ 43,639	▲ 14.4	300,896	▲ 1,608	▲ 0.5	303,220	717	0.2	302,181	▲ 323	▲ 0.1	305,307	2,804	0.9	52,437	36,793	16,995	11,925	307,583	5,080	349,614	47,111	350,899	48,396	室戸市	室戸市	
東洋町	東洋町	128,623	82,269	▲ 46,354	▲ 36.0	124,461	▲ 4,162	▲ 3.2	124,756	▲ 3,867	▲ 3.0	126,081	▲ 2,542	▲ 2.0	126,850	▲ 1,773	▲ 1.4	52,437	15,644	16,879	5,070	102,983	▲ 25,640	145,175	16,552	146,795	18,172	東洋町	東洋町	
安芸市	安芸市	266,639	295,754	29,115	10.9	268,765	2,126	0.8	272,483	5,844	2.2	268,070	1,431	0.5	272,327	5,688	2.1	52,437	43,964	16,879	14,152	353,870	87,231	326,881	60,242	326,186	59,547	安芸市	安芸市	
芸西村	芸西村	51,390	119,104	67,715	131.8	55,093	3,704	7.2	56,517	5,128	10.0	57,184	5,795	11.3	59,253	7,864	15.3	52,437	8,473	16,879	2,727	130,304	78,915	66,293	14,904	68,384	16,995	芸西村	芸西村	
奈半利町	奈半利町	107,198	103,543	▲ 3,655	▲ 3.4	97,896	▲ 9,302	▲ 8.7	97,700	▲ 9,498	▲ 8.9	99,567	▲ 7,631	▲ 7.1	99,886	▲ 7,312	▲ 6.8	37,455	11,203	14,208	4,250	118,996	11,798	113,349	6,151	115,020	7,822	奈半利町	奈半利町	
田野町	田野町	86,779	80,899	▲ 5,880	▲ 6.8	79,166	▲ 7,613	▲ 8.8	78,981	▲ 7,798	▲ 9.0	80,359	▲ 6,420	▲ 7.4	80,564	▲ 6,215	▲ 7.2	37,455	9,069	14,208	3,440	93,408	6,629	91,675	4,896	92,868	6,089	田野町	田野町	
安田町	安田町	85,034	88,924	3,890	4.6	77,904	▲ 7,130	▲ 8.4	77,807	▲ 7,227	▲ 8.5	79,539	▲ 5,495	▲ 6.5	79,923	▲ 5,111	▲ 6.0	37,455	8,886	14,208	3,371	101,181	16,147	90,161	5,127	91,796	6,762	安田町	安田町	
北川村	北川村	48,530	61,298	12,769	26.3	44,727	▲ 3,803	▲ 7.8	44,743	▲ 3,787	▲ 7.8	46,261	▲ 2,269	▲ 4.7	46,683	▲ 1,847	▲ 3.8	37,455	5,072	14,208	1,924	68,294	19,765	51,723	3,194	53,257	4,728	北川村	北川村	
馬路村	馬路村	30,866	42,560	11,695	37.9	28,607	▲ 2,259	▲ 7.3	28,653	▲ 2,213	▲ 7.2	29,718	▲ 1,148	▲ 3.7	30,053	▲ 813	▲ 2.6	37,455	3,226	14,208	1,224	47,010	16,145	33,057	2,192	34,168	3,303	馬路村	馬路村	
南国市	南国市	566,466	526,635	▲ 39,831	▲ 7.0	552,399	▲ 14,067	▲ 2.5	561,254	▲ 5,212	▲ 0.9	545,816	▲ 20,650	▲ 3.6	553,234	▲ 13,232	▲ 2.3	0	0	17,603	17,603	544,238	▲ 22,228	570,002	3,536	563,419	▲ 3,047	南国市	南国市	
香南市	香南市	397,050	595,801	198,751	50.1	414,975	17,925	4.5	425,958	28,908	7.3	416,874	19,824	5.0	428,624	31,574	8.0	0	0	10,859	10,859	606,660	209,610	425,834	28,784	427,733	30,683	香南市	香南市	
香美市	香美市	514,783	506,350	▲ 8,433	▲ 1.6	491,075	▲ 23,708	▲ 4.6	499,513	▲ 15,270	▲ 3.0	493,396	▲ 21,387	▲ 4.2	502,670	▲ 12,113	▲ 2.4	0	0	23,557	23,557	529,907	15,125	514,632	▲ 151	516,953	2,171	香美市	香美市	
本山町	本山町	84,932	130,190	45,258	53.3	88,974	4,042	4.8	89,565	4,633	5.5	91,558	6,626	7.8	92,878	7,946	9.4	89,892	25,773	15,931	4,568	160,531	75,599	119,315	34,383	121,899	36,967	本山町	本山町	
大豊町	大豊町	98,403	151,246	52,843	53.7	102,804	4,401	4.5	103,415	5,012	5.1	106,107	7,704	7.8	107,644	9,241	9.4	89,892	29,861	15,931	5,292	186,399	87,996	137,957	39,554	141,260	42,857	大豊町	大豊町	
土佐町	土佐町	97,224	155,512	58,289	60.0	102,089	4,866	5.0	102,829	5,606	5.8	105,257	8,034	8.3	106,890	9,667	9.9	89,892	29,503	15,931	5,229	190,244	93,021	136,821	39,598	139,989	42,766	土佐町	土佐町	
大川村	大川村	15,666	23,245	7,580	48.4	16,251	586	3.7	16,318	653	4.2	16,834	1,169	7.5	17,062	1,397	8.9	89,892	4,754	15,931	842	28,841	13,176	21,847	6,182	22,430	6,765	大川村	大川村	
土佐市	土佐市	401,545	352,753	▲ 48,792	▲ 12.2	398,956	▲ 2,589	▲ 0.6	405,415	3,871	1.0	396,562	▲ 4,983	▲ 1.2	402,787	1,243	0.3	44,946	44,946	19,658	19,658	417,357	15,813	463,560	62,016	461,166	59,622	土佐市	土佐市	
いの町	いの町	339,763	391,463	51,701	15.2	357,613	17,851	5.3	363,772	24,010	7.1	358,636	18,874	5.6	365,390	25,628	7.5	67,419	48,790	6,826	4,940	445,193	105,431	411,343	71,581	412,366	72,604	いの町	いの町	
日高村	日高村	129,730	143,076	13,347	10.3	134,238	4,509	3.5	136,036	6,307	4.9	136,458	6,729	5.2	138,914	9,185	7.1	67,419	18,629	6,826	1,886	163,591	33,862	154,753	25,024	156,973	27,244	日高村	日高村	
仁淀川町	仁淀川町	121,110	173,617	52,507	43.4	116,625	▲ 4,485	▲ 3.7	118,686	▲ 2,424	▲ 2.0	120,218	▲ 892	▲ 0.7	123,294	2,184	1.8	59,928	18,344	26,695	8,171	200,132	79,022	143,140	22,030	146,733	25,623	仁淀川町	仁淀川町	
佐川町	佐川町	165,037	236,097	71,060	43.1	162,453	▲ 2,584	▲ 1.6	166,099	1,062	0.6	163,782	▲ 1,255	▲ 0.8	167,965	2,928	1.8	59,928	24,998	26,695	11,135	272,230	107,193	198,586	33,549	199,915	34,878	佐川町	佐川町	
越知町	越知町	109,505	155,590	46,086	42.1	105,903	▲ 3,602	▲ 3.3	107,874	▲ 1,631	▲ 1.5	108,589	▲ 916	▲ 0.8	111,343	1,839	1.7	59,928	16,586	26,695	7,388	179,564	70,060	129,877	20,373	132,563	23,059	越知町	越知町	
須崎市	須崎市	400,772	311,062	▲ 89,710	▲ 22.4	408,435	7,663	1.9	410,800	10,028	2.5	405,549	4,777	1.2	407,880	7,108	1.8	202,257	75,215	57,156	17,668	403,945	3,173	501,318	100,546	498,432	97,660	須崎市	須崎市	
中土佐町	中土佐町	218,773	178,691	▲ 40,082	▲ 18.3	219,279	506	0.2	219,891	1,118	0.5	222,153	3,380	1.5	223,602	4,829	2.2	202,257	0	57,156	9,645	188,336	▲ 30,437	228,924	10,151	231,798	13,025	中土佐町	中土佐町	
梶原町	梶原町	104,413	136,514	32,101	30.7	107,222	2,809	2.7	108,086	3,673	3.5	110,474	6,061	5.8	112,179	7,766	7.4	202,257	19,596	57,156	4,603	160,713	56,300	131,421	27,008	134,673	30,260	梶原町	梶原町	
津野町	津野町	156,715	169,352	12,637	8.1	159,640	2,925	1.9	160,634	3,919	2.5	162,726	6,011	3.8	164,583	7,868	5.0	202,257	29,412	57,156	6,909	205,673	48,958	195,961	39,246	199,047	42,332	津野町	津野町	
四万十町	四万十町	415,791	354,715	▲ 61,076	▲ 14.7	420,665	4,875	1.2	422,592	6,802	1.6	423,523	7,733	1.9	426,575	10,785	2.6	202,257	78,034	57,156	18,331	451,080	35,290	517,030	101,240	519,888	104,098	四万十町	四万十町	
宿毛市	宿毛市	319,764	311,397	▲ 8,367	▲ 2.6	332,206	12,442	3.9	337,354	17,590	5.5	331,997	12,233	3.8	337,390	17,626	5.5	112,365	68,292	19,001	11,548	391,237	71,473	412,046	92,282	411,837	92,073	宿毛市	宿毛市	
大月町	大月町	136,066	148,872	12,806	9.4	139,645	3,579	2.6	141,463	5,397	4.0	142,588	6,522	4.8	145,213	9,147	6.7	112,365	29,060	19,001	4,914	182,846	46,780	173,619	37,553	176,562	40,496	大月町	大月町	
三原村	三原村	70,295	57,559	▲ 12,736	▲ 18.1	70,816	522	0.7	71,433	1,139	1.6	72,110	1,816	2.6	73,075	2,781	4.0	112,365	15,013	19,001	2,539	75,111	4,817	88,368	18,074	89,662	19,368	三原村	三原村	
土佐清水市	土佐清水市	282,146	273,121	▲ 9,025	▲ 3.2	288,471	6,326	2.2	289,477	7,332	2.6	290,829	8,684	3.1	292,620	10,475	3.7	0	0	12,642	12,642	285,763	3,618	301,113	18,968	303,471	21,326	土佐清水市	土佐清水市	
四万十市	四万十市	543,866	536,266	▲ 7,600	▲ 1.4	539,147	▲ 4,719	▲ 0.9	543,920	54	0.0	538,534	▲ 5,332	▲ 1.0	543															



### 5 新組織の歳入・歳出に関する基本的事項

#### (1) 新組織の歳入・歳出の基本的な内容

歳入は以下の内容を基本とする。

- ・県及び構成市町村からの分賦金を主なものとし、その他国庫支出金等の活用可能な財源

歳出は以下の内容を基本とする。

- ・構成市町村における前年度の消防に係る経費の総額
- ・消防学校及び消防防災航空センターの運営に必要な経常経費
- ・新組織の立ち上げ時に、上記に加え必要となる経費（ネットワークや業務システム等の整備、車両表示等の変更、本部執務室の改修、被服の統一等）
- ・新組織の立ち上げ後に必要となる経常経費（新組織における職員の処遇統一に要する経費、施設管理や各種システムの運用保守等経費、議会・監査の執行に要する経費等）
- ・新組織の立ち上げ後に必要となる大規模事業等（施設建設・改修、消防車両購入費等）に係る経費（現時点では、本部執務室の改修、消防指令システム・消防デジタル無線の整備及び運用を想定）
- ・なお、上記のほか、現時点で想定されない新たな経費や条件が生じた場合には、県及び構成市町村間で協議を行うこととする。

#### 【令和6年度決算額等による新組織の財政規模に関する暫定的試算】

- ①新組織の立ち上げ後に必要となる経常経費
  - ・構成市町村における消防に係る経費(令和5～6年度平均値)：169.8億円
  - ・消防学校及び消防防災航空センターの運営な経常経費：7.5億円
  - ・新組織の立ち上げ後に必要となる経常経費（新組織における職員の処遇統一に要する経費、施設管理や各種システムの運用保守等経費、議会・監査の執行に要する経費等）：2.3億円
- ②新組織の立ち上げ時(令和9年度)に必要な経費(ネットワークや業務システム等の整備、車両表示等の変更、本部執務室の改修、被服の統一等)：6.8億円
- ③新組織の立ち上げ後(令和11年度以降)に必要な大規模事業等にかかる経費(本部執務室の改修、消防指令システム・消防デジタル無線の整備及び運用に要する経費)：176.6億円

#### (2) 財務に関する規則

新組織における財務に関する規則は、高知市における関係規則を基本に定め、高知市における制度運用を基本に運用。

### 6 既存財産・債務の新組織への承継に関する基本的事項

#### (1) 不動産又は償却資産以外の財産（消耗品等）

市町村又は一部事務組合が所有する消耗品等は、広域連合が所有。

#### (2) 不動産及び償却資産

市町村所有

- ・広域化後も専ら当該市町村が受益するもの(消防署所の土地、建物等)は、引き続き当該市町村が所有し、対応する債務は当該市町村に存置。
- ・広域化後に複数の市町村が受益するものは、当該市町村から広域連合に無償譲渡した上で広域連合が所有し、対応する債務は広域連合に引き継いだ上で、受益市町村が分賦金として負担。

一部事務組合所有

- ・消防広域化に伴い解散する一部事務組合が所有する財産・債務は、構成市町村で分割所有するか、広域連合に無償譲渡し当該組合構成市町村の分賦金として負担するか、を選択可。

### 7 新規施設整備等に係る費用の分担及び資金調達に関する基本的事項

#### (1) 新規施設整備等に係る費用の分担

新規施設整備等により取得する財産が、専ら特定の市町村が受益するもの(消防署所の建物、車両等)である場合は、当該市町村が所有し、費用を負担。  
 複数の市町村が受益するものである場合は、広域連合が所有し、費用は、受益市町村が分賦金として負担。

#### (2) 新規施設整備等に係る資金調達

新規施設整備等に要する費用は、各市町村において起債等により資金を調達。複数市町村が負担する場合は、分賦金のうち当該新規施設整備等に相当する部分に対して起債等により資金を調達。

### 8 新法人運営に係る分賦金算定に関する基本的事項

- ・署所の運営に要する経費は、各地域の多様性をできる限り尊重する観点から、地域で選択した行政サービスの水準に応じた負担を関係市町村に求めることを基本。
- ・広域化に伴い特定地域における行政サービスの水準が他地域に比して顕著に向上すると見込まれる場合には、関係市町村に対して応分の負担を要請。
- ・今後の広域化に際しては、上記の要因を除き、常備消防運営費に係る各市町村の実質的な財政負担の変動ができる限り大きくならないように努める。

## 高知県消防広域化基本計画（改定後）の骨格案

### 目次

#### I 高知県消防広域化基本計画の性格

- ・ 本計画は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第33条に規定する「推進計画」として策定するもの
- ・ 高知県が県内市町村との協議を経て、消防広域化に係る実施計画（消防組織法第34条に規定する「広域消防運営計画」）策定の基礎となるものとして策定
- ・ 平成20年に策定した高知県消防広域化基本計画の全部の改定により策定

#### II 高知県消防広域化基本計画の構成

基本計画の構成は、消防組織法第33条第2項の規定を踏まえ、おおむね次のとおり構成とする。

- 第1章 市町村消防の広域化に関する基本的な考え方
- 第2章 市町村の消防の現況及び将来見通し
- 第3章 広域化対象市町村の組み合わせ
- 第4章 自主的な市町村の消防の広域化に向けての県の役割
- 第5章 広域化後の消防の円滑な運営
- 第6章 防災関係機関との連携の確保
- 第7章 その他

#### III 広域消防運営計画の骨格案

基本計画第5章「広域化後の消防の円滑な運営」に係る計画の骨格案は次のとおりとし、これを基礎として高知県消防広域化実施計画（広域消防運営計画）を策定する。

##### 第5章 広域化後の消防の円滑な運営

- 1 広域化後の新たな消防組織に関する基本的事項
- 2 新組織の構成及び職員配置に関する基本的事項
- 3 新組織の人事制度・運用に関する基本的事項
- 4 新組織の給与その他の勤務条件に係る制度に関する基本的事項
- 5 新組織の歳入・歳出に関する基本的事項
- 6 既存財産・債務の新組織への承継に関する基本的事項
- 7 新規施設整備等に係る費用の分担及び資金調達に関する基本的事項
- 8 新法人運営に係る分賦金算定に関する基本的事項
- 9 広域連合本部、方面消防本部及び消防署所の役割に関する基本的事項
- 10 消防団事務・消防水利の受託等に関する基本的事項
- 11 防災・国民保護担当部局との連携に関する基本的事項
- 12 消防サービスの充実・高度化に関する基本的事項
- 13 新たな消防指令システム及びデジタル無線整備に関する基本的事項
- 14 各種業務システムの整備その他業務デジタル化に関する基本的事項

## 5 新組織の歳入・歳出に関する基本的事項

### (1) 新組織の歳入・歳出の基本的な内容

歳入は以下の内容を基本とする。

- ・ 県及び構成市町村からの分賦金を主なものとし、その他国庫支出金等の活用可能な財源とする。

歳出は以下の内容を基本とする。

- ・ 構成市町村における前年度の消防に係る経費の総額
- ・ 消防学校及び消防防災航空センターの運営に必要となる経常経費
- ・ 新組織の立ち上げ時に、上記に加え必要となる経費（ネットワークや業務システム等の整備、車両表示等の変更、本部執務室の改修、被服の統一等）
- ・ 新組織の立ち上げ後に必要となる経常経費（新組織における職員の処遇統一に要する経費、施設管理や各種システムの運用保守等経費、議会・監査の執行に要する経費等）
- ・ 新組織の立ち上げ後に必要となる大規模事業等（施設建設・改修、消防車両購入費等）に係る経費（現時点では、本部執務室の改修、消防指令システム・消防デジタル無線の整備及び運用を想定）
- ・ なお、上記のほか、現時点で想定されない新たな経費や条件が生じた場合には、県及び構成市町村間で協議を行うこととする。

### 【上記に基づいた令和6年度決算額等による新組織運営に要する財政規模の暫定的試算】

#### ①新組織の立ち上げ後に必要となる経常経費

- ・ 構成市町村における消防に係る経費（令和5～6年度平均値）  
： 169.8 億円
- ・ 消防学校及び消防防災航空センターの運営な経常経費  
： 7.5 億円
- ・ 新組織の立ち上げ後に必要となる経常経費（新組織における職員の処遇統一に要する経費、施設管理や各種システムの運用保守等経費、議会・監査の執行に要する経費等）  
： 2.3 億円

#### ②新組織の立ち上げ時（令和9年度）に必要となる経費（ネットワークや業務システム等の整備、車両表示等の変更、本部執務室の改修、被服の統一等）

： 6.8 億円

#### ③新組織の立ち上げ後（令和11年度以降）に必要となる大規模事業等にかかる経費（本部執務室の改修、消防指令システム・消防デジタル無線の整備及び運用に要する経費）

： 176.6 億円

**(2) 財務に関する規則**

新組織における財務に関する規則は、高知市における関係規則（高知市予算規則（昭和54年5月15日規則第45号）、高知市会計規則（昭和39年4月1日規則第11号の2）、高知市契約規則（昭和40年3月15日規則第4号）等）を基本に定め、高知市における制度運用を基本に運用することとする。

**(3) 指定金融機関**

新組織における指定金融機関は、高知市における指定金融機関と同様とする。

## 6 既存財産・債務の新組織への承継に関する基本的事項

### (1) 不動産又は償却資産以外の財産（消耗品等）

市町村又は一部事務組合が所有する既存の不動産又は償却資産以外の財産は、広域連合が所有（既存財産は広域連合に無償譲渡）することとする。

### (2) 不動産及び償却資産

#### ① 市町村が所有する既存の財産・債務

市町村が所有する既存の財産及び債務の取扱いは以下のとおりとすることを基本とする。

- ・ 消防署所の土地、建物両等、広域化後も専ら当該市町村が受益するものについては、引き続き当該市町村が所有し、対応する債務は、当該市町村に存置する。
- ・ 広域化後に複数の市町村が受益するものについては、当該市町村から広域連合に無償譲渡した上で広域連合が所有し、対応する債務は広域連合に引き継いだ上で、受益市町村が分賦金として負担する。

#### ② 一部事務組合が所有する財産・債務

消防広域化に伴い解散する一部事務組合が所有する財産・債務については、以下のいずれかを選択できることを基本とする。

- ア 当該組合の構成市町村で財産・債務を分割所有し、各市町村が公債費を負担する。
- イ 当該組合から広域連合に無償譲渡した上で広域連合が所有し、対応する債務は広域連合に引き継いだ上で、当該組合の構成市町村が分賦金として負担する。

## 7 新規施設整備等に係る費用の分担及び資金調達に関する基本的事項

### (1) 新規施設整備等に係る費用の分担

新規施設整備等により取得又は改修する財産が、消防署所の土地、建物、車両等、専ら特定の市町村が受益するものである場合は、当該市町村が所有し、その取得又は改修に要する費用を負担する。

新規施設整備等により取得又は改修する財産が、複数の市町村が受益するものである場合、広域連合が所有し、その取得又は改修に要する費用は、受益市町村が分賦金として負担する。

### (2) 新規施設整備等に係る資金調達

新規施設整備等に要する費用については、各市町村において起債等により資金を調達することとする（(1)後段の場合は、分賦金のうち当該新規施設整備等に相当する部分に対して起債等により資金を調達する）。

## 8 新法人運営に係る分賦金算定に関する基本的事項

前回「以下の対応方針としてよいか」の内容を記載

- ・ 専ら署所の運営に要する経費については、各地域の多様性をできる限り尊重する観点から、地域において選択した行政サービスの水準に応じた負担を関係市町村に求めることを基本とする。
- ・ 広域化に伴い特定地域における行政サービスの水準が他地域に比して顕著に向上すると見込まれる場合には、関係市町村に対して応分の負担を要請する。
- ・ 今次の広域化に際しては、上記の要因を除き、常備消防運営費に係る各市町村の実質的な財政負担の変動ができる限り大きくならないように努める。